

衆議院  
閣員会議録 第十一号

昭和五十五年十一月十八日(火曜日)  
午前十時四十四分開議

出席委員

委員長 江藤 隆美君

理事

愛野興一郎君

理事

岩垂寿喜男君

理事

神田 厚君

理事

上草 義輝君

理事

柏谷 茂君

理事

川崎 二郎君

理事

河野 洋平君

理事

倉成 正君

理事

田名部匡省君

理事

宮崎 茂一君

理事

矢山 利夫君

理事

渡部 有作君

理事

小沢 行雄君

理事

榎本 洋平君

理事

中曾根康弘君

理事

行政管理政務次官

理事

行政管理政務次官

理事

行政管理政務次官

理事

行政管理政務次官

理事

行政管理政務次官

理事

内閣官房内閣参考官

理事

内閣総理大臣官房参考官

理事

内閣委員会調査室長

委員の異動  
辞职

補欠選任

大蔵省主計局主 藤原 和人君  
大蔵省理財局資 亀井 敬之君  
大蔵省理財局地 長島 和彦君  
方資金課長 阿部 正俊君  
別金融課長 日向 隆君  
厚生省年金局資 三野 正博君  
金課長 佐々木建成君  
通商産業省機械 船田 元君  
情報産業局車両課長 片岡 清一君  
運輸省港湾局管 理課長 佐藤 仁彥君  
氣象廳總務部長 森 雅史君  
建設大臣官房住宅・都市整備公團(仮称)設立準備室長 中村 博英君  
労働省労働基準監督局金福祉部福祉課長 佐藤 仁彥君  
自治大臣官房総務課長 持永 勝彦君  
会計検査院事務局長官 房総務課長 中村 博英君  
自治省財政局地 方債課長 佐藤 仁彥君  
日本電信電話公社總裁 日本電信電話公社厚生局長澤田 道夫君  
日本電信電話公社經理局長 岩下 健君  
内閣委員会調査室長 山口 一君

有馬 元治君  
田村 元君  
角屋堅次郎君  
榎本 利夫君  
安井 吉典君  
小沢 和秋君

有馬 元治君  
田村 元君  
角屋堅次郎君  
榎本 利夫君  
安井 吉典君  
小沢 和秋君

同日

辞任

補欠選任

本日の会議に付した案件  
臨時行政調査会設置法案(内閣提出第二四号)

○江藤委員長 これより会議を開きます。

臨時行政調査会設置法案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。上原康助君。

○上原委員長 きのうで臨時国会も終わるのじゃなかと思いましたが、また十二日間延長になります。

いかでございまして、きのうのきょうでいさきか戦意もそがれて

いるのですが、当委員会にはまだ審議をしなければならない関係法案がかなり残っているというこ

ともありますし、不本意ながら、この臨時行政調

査会設置法案に対する質問を続けさせていただきたいと思うのです。

そこで、これまで同僚委員の方からいろいろとお尋ねもありましたし、また私も、すべてほかの

方本法案に対する重要な点についてはお尋ねがもうなされたような感じもいたしました。しかし、ま

だ然としない点あるいはお尋ねをしておかなければならぬもあり残つておるような感がいたしますので、若干重複する点もあろうかと思

うですが、中曾根長官を初め各関係者の誠意ある御答弁を求めたいと思います。

そこで、まず最初に、法案についていろいろ確認をする点も含めながらお尋ねをさせていただきたいと思うのですが、最初に第一次臨調と、この

第二次臨調法案といいますか、この二つの相違点というのは一体どこにあるのか。また相違点がなければないでいいわけですが、改めて設置をする

趣旨なり目的なり、あるいは一次臨調、二次臨調の相違点、そういうのがあれば、ひとつ御見解を聞いておきたいと思うのです。

○中曾根国務大臣 一次臨調は、前に申し上げましたように、高度成長期の玄関に立ちまして、行政診断を行なうという意味の性格が強かつたと思います。今日はその経験を踏まえまして、安定成長時代に入りまして、新しい行政のあり方ににつきましていろいろ指針をつくっていただきたいと、いうふうに、高齢成長期の玄関に立ちまして、行政診断を行なうと、いう意味の性格が強かつたと思います。また一次臨調は三年有半かかりましたけれども、今回は二年で打ちとめにしよう、そういう点が変わつておると思います。

○上原委員 いまお答えがあつたわけですが、確かに御答弁がありましたように、第一次臨調設置の時代と、また今日のこの置かれている環境といいますか状況は異なつてているというの、私たちも否定はいたしません。

そこで、いま長官もお答えがあつたわけですが、第一次臨調の際にはいわゆる権威の高い行政診断機関として位置づけられているわけですね。

今回の第二次臨調の行政調査会は、権威の高い調査審議機関としての位置づけをしているわけですか審議をする期間は、第一次が三年で、今回は二ヵ年で打ちとめといいますか、二ヵ年間でこの作業を終わるということですが、一体権威の高い

行政診断機関といふことと権威の高い調査審議機関といふのは、あるべき行政機構あるいは態様といいます。漠然としているわけですね。行政診断機関といふか構成、そういうのはどういうものなのかなを全般的に分析してとらえてみると、そういうことかもしれません。が、調査審議機関といふふうに位置づけます。もちろん、その答申される内容も違う面が出てくるのではないかという感じが私はするわけなんですが、そこいらの相違点は一体何なのか、これをもう少し明確にしておいていただきたいと思うのです。

○林政府委員 第一次臨調におきましては、いわゆるお役所仕事を排しまして行政に近代的、合理的な思想を導入する、民間が高度成長時代に非常に生産性が上がった、役所がそれに追いつかなければならぬということで行政の近代化をすると、いうようなことに主眼が置かれておりまして、専門家の目から見て行政運営の近代性、非合理性、これの実態を診断していくだくというようなことで調査診断機関と私どもは呼んだわけでございます。しかし、今回の臨時行政調査会におきましては、むしろ今後における行政のあるべき姿を国民的立場に立って調査検討し、そのビジョンのもとで現行の行政を抜本的に改革する構想を審議し立案していただくというようなことが課題になつておりますので、今回はこれを私どもは調査審議機関といふふうに呼んだわけでございます。

○上原委員 そうしますと、今後の行政機関のるべき姿を調査審議をして、抜本的改革という

関といふのはどう違うのか、そこいらはきわめて漠然としているわけですね。行政診断機関といふのは、あるべき行政機構あるいは態様といいます。漠然としているわけですね。行政診断機関といふか構成、そういうのはどういうものなのかなを全般的に分析してとらえてみると、そういうことかもしれません。が、調査審議機関といふふうに位置づけます。もちろん、その答申される内容も違う面が出てくるのではないかという感じがするわけですね。もちろん、その答申される内容も違う面が出てくるのではないかという感じがするわけですね。もちろん、その答申される内容も違う面が出てくるのではないかという感じがするわけですね。

○中曾根国務大臣 第二次臨調は、財政再建のためにのみつくるられるものではございません。前から申し上げましたように、行政制度及び行政の機能について改善策をつくっていただくというのが趣旨でございまして、行政制度は行政制度としての独自の性格を持つておると思います。したがつて、第二次臨調は財政再建のためにのみ設立され世の中の客観的情勢や国民世論を考えてみますと、やはり政治も国民世論を背景にこれをくみ上げてやらなければならぬ性格のものでございます。だから、そういう政治的配慮として、やはり財政再建に役立つという結果が出てくるということもまた忘れてはならない一面になつてきてている、そう思ひます。

○上原委員 その点はまたほど具体的な問題とあわせてお尋ねをいたしましたが、財政再建のみを目的として設置をされるものでないという点だけは明確にしておきたいと思ひます。

○上原委員 その点はまたほど具体的な問題とあわせてお尋ねをいたしましたが、財政再建のみを目的として設置をされるものでないという点だけは明確にしておきたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 いま政府委員が申し述べたとおりでござります。

○上原委員 全体としてはそういう弱者切り捨て

とか福祉後退を意図したものでない。もちろんそ

ういうお答えしかしないと思うのですが、しか

し、その面への懸念が相当持たれているというこ

ともぜひ御留意をいただきたいと思うのです。

次に、この調査会の意見または答申についてで

すが、もちろん現段階でどういう答申になるの

か、あるいは意見になるのか予見することは控

えたいし、またどうすべきでないかもしません

が、いずれにしても、この調査会が設置され、

二ヵ年間にわたる作業の結果というものの対して

は、行政改革に対する相当のものが出てくること

は予測できるわけですね。

そこで問題は、調査会が内閣総理大臣に意見を

出す、報告をするということになつてゐるわけ

ですが、この設置法では、要するに「内閣総理大臣

から国会に報告するよう」に、内閣総理大臣に申し

出ることができる」となつてゐるわけですね。

〔委員長退席、染谷委員長代理着席〕

行政の改善問題については行政府がその責めに任

ずるということではそれでいいかもしれません

が、この調査会が出す内容なり問題点を国民及び

その代表たる国会に——たゞえば人事院がいろい

ろ給与問題その他で勧告を出す場合は、内閣と國

し、いざれにしても、この点が第一次と第二次の場合に違ひが出てきている。その理由、どうしてそういうふうになつたかということをお答えいただきたいたいわけです。これはいわゆる守備範囲の見直しことを考えてのことなのか、言うところとことと財政再建とのかかわりにおいてはどう関連づけ、位置づけようとしているのか、ここいらの点についてもう一度改めて御所見を伺つておきたいと思うのです。

○中曾根国務大臣 第二次臨調は、財政再建のためにのみつくるられるものではございません。前から申し上げましたように、行政制度及び行政の機能について改善策をつくっていただくというのが

趣旨でございまして、行政制度は行政制度としての独自の性格を持つておると思います。したがつて、第二次臨調は財政再建のためにのみ設立され世の中の客観的情勢や国民世論を考えてみますと、やはり政治も国民世論を背景にこれをくみ上げてやらなければならぬ性格のものでございます。

だから、そういう政治的配慮として、やはり財政再建に役立つという結果が出てくるということもまた忘れてはならない一面になつてきてている、そう思ひます。

○上原委員 その点は長官の方からもお考えを聞いておきたいと思います。

○中曾根国務大臣 いま政府委員が申し述べたとおりでござります。

○上原委員 全体としてはそういう弱者切り捨て

とか福祉後退を意図したものでない。もちろんそ

ういうお答えしかしないと思うのですが、しかし

切り捨てる、あるいは福祉を後退させるというよ

うなことを目的としているということではござい

ども期待をしているわけでございますが、ただ全

てとして行政水準を非常に切り下げるとか弱者を

切る限りにおいては、第一次臨調と今度設置をしよ

うとするものとの異なる点として出てきている

わけですが、この真意はどこにあるのか、この点もひとつ明確にしておいていただきたいと思うのです。

○林政府委員 第一次臨調の主要な課題は、先ほどの申しましたようにお役所仕事を排し、民間における技術革新等に対応して行政の近代化、能率化を進めるというようなことで、国民に対してサービス向上を図る、こういうことでございました。

このような行政運営の改善、これは今後とも引き続き進めが必要があるわけでござりますけれども、今後の行政改革の推進に当たりましては、高

度成長から安定成長へという社会的経済的に非常に大きな変化がござります。そこで適正かつ合理的な行政のあり方と、いうものも、やはり追求していかなければならない、国民負担との関係において

そういうことも考えていかなければならないといふことが非常に重要なテーマになつてきている

と私どもは考えておるわけでござります。それで

「奉仕」という表現そのものも私は必ずしも的確弁がらすると、今日の経済社会情勢の立場に

会に勧告書を出しているわけですね。そういうふうに総理大臣が必要を認めただとか、そういう申し出があつたと、いうことにとどめるのではなくして、やはり国会にも直ちにというか同時にその内容を勧告する、報告するということがよりベタ一じゃないのかといふ感じもするのですが、なぜそういう手法といふか方法をとつておられないのか。この点もぜひお考えを聞いておきたいと思うのです。

○林政府委員 調査会の意見につきましては政府の責任で実施する。したがつて、答申はまず総理大臣に出していただくわけでございますが、内閣総理大臣の管轄下にある調査会の意見等につきましては、やはり法制上三権分立の考え方等もあり、まず総理大臣に報告をしていただき、国会への提出について闇議決定した上でこれを国会へ報告するという形式をとつた方が好ましいのではないかということでのこのような形式にしたわけでございます。

○上原委員 次に、委員会の構成の問題でちょっとお尋ねをしておきたいのですが、これもすでに何回かお尋ねねもありましたし、また長官の御答弁も聞いたわけですが、先ほども前回七人が今回は九人になつたというこの御答弁があつたのです。が、第一次臨調では委員の数は七人であつたということ、もう一つ大事な点は、第一次臨調設置の際には、超党派的なきわめて権威の高い機関を臨時に設けるという表現も随所にあります。今回もお尋ねをしておきたい点です。それにたしか先回

の場合は、委員は七人ですが、中立的なお立場に立つ人あるいはマスコミ、財界、官界のOB、労働界、法曹界、学界からそれぞれお一人が選任されておつたのじゃなかつたという感じがいたします。今回の第二次臨調では九人となることを経て国会に出されおりまつて、そのようにされるものと私ども理解しております。○上原委員 仮定のことでお尋ねすることになるわけですが、いまの答弁では、答申が出て闇議決

定されて後に国会に報告するという手順があるわけですね。それはそれなりにわからぬわけではありませんが、答申そのものの全体が闇議決定にならぬかもしませんが、そういう選択

が、いまの答弁では、答申が出て闇議決

定されて後に国会に報告するという手順があるわけですね。それはそれなりにわからぬわけではあります。○上原委員 前回の調査会におきましても改革意見が総理大臣に出されまして、その後に闇議決定を経て国会に出されおりまつて、今回も当然そのようにされるものと私ども理解しております。

○上原委員 仮定のことでお尋ねすることになるわけですが、いまの答弁では、答申が出て闇議決

定されて後に国会に報告するという手順があるわけですね。それはそれなりにわからぬわけではあります。○上原委員 前回の調査会におきましても改革意見が総理大臣に出されまして、その後に闇議決定を経て国会に出されおりまつて、今回も当然そのようにされるものと私ども理解しております。

○上原委員 最後といふと、超党派的立場に立つ構成ということですか。——そうしますと、改めてお尋ねをするのですが、第一次臨調のときには人個人のお名前はここでお述べになるのは、現段階では法律もまだ審議中ですから確かにむずかしいしかし、その委員として上がっててくる背景は、個人個人のお名前はここでお述べになるのは、現段

階では法律もまだ審議中ですから確かにむずかしい面があるかと思うのですが、私がいま挙げたパックグラウンドといいますか、そういう面は前回もう一つは、追加されるというお二人について

は、仮にお一人は地方自治団体の代表者というこ

とになりますと、あともう一人はどうなのかといふことです。

それと一番大事な点は、私がさつきも申し上げましたように、これら委員の人選に当たつては、やはり超党派的立場に立ち公正を期すべきであると私は思つてます。特に財政再建問題あるいは行政改革をする意見も必ずしも十分なコンセンサスが——行政改革をすべきである。むだを省くべきであるという点では共通しているわけですが、よく言われますように、各論になりますと、いろいろな御意見があることもおわかりのとおりなんですね。そういう面からしても、この委員会の構成といふこと、あるいは運営といふことには私たちも十分な関心を持たねばなりませんし、また国民も多くの期待と関心を寄せておられると思うのですね。したがつて、そういう国民各階層の意見を十分反映をさせた行政改革の答申あるいは意見、声を集約するということにおいては、やはり中立的な立場に立つた公平に運営をしていくとの意味では超党派的な立場に立つ公正な人選というものが一番肝心だと私は思うのですね。何と言つたつて仕事を進めていくのはこの九人の委員の方々ですかね。そういう面で、改めてこの人選に対する長官の確たる御見解を聞いておきたいと思うのです。

○中曾根國務大臣 上原さんが最後にお述べになつた要件につきましては全面的に賛成でございませんして、そういう考えに立つて人選すべきものであると考えます。

○上原委員 最後といふと、超党派的立場に立つ構成ということですか。——そうしますと、改めてお尋ねをするのですが、第一次臨調のときにはマスコミ界あるいは財界、官界OB、労働界、法曹界、学界と大体分かれていますよね。それにこの間長官おっしゃつていまつたようすに地方の代表。大体八名くらいはどういう分野から選出されるであろうということはある程度想像されるのですが、残つたXはどういうことをお考へなんですか。

○中曾根國務大臣 まだ人選につきまして具体的にどういう方面から出すかということは一切触れておりません。超党派的に日本の各界を代表する公正な世論を反映し得る見識ある方をぜひ選任すべきであると考えております。

○上原委員 これは念を押すようで恐縮なんですが、委員の構成いかんが第二次臨調の成否にかかる重要な問題であります。そこでつまづくと、第二次臨調を設置をした目的そのものがやはり半減すると私は思いますので、念には念を入れてこの点にはひとつ十分な御配慮を賜りたいということを重ねて要望をしておきたいと思うのです。

そこで、調査会の調査の審議事項との関係でち

り

ういう行革をしたい、こういふ面で意見を求めた

いといふものをアウトラインとしては出すのが筋

だと私は思うのです。その方がまた、二ヵ年とい

う期間でより着実に作業を進めていく上において

はいいと思うのですがこれが全くフリーハンド

だ、白紙だということになりますと若干疑問があ

るのでですが、この点まず改めて御見解を聞いてか

ら少し中身に入つてみたいと思うのです。

○中曾根国務大臣 法案にありますように、やは

り行政制度あるいは行政の機能等につきましてい

るいろいろ調査審議を願うというように一般的に考

えておりますが、当然中央と地方の関係とか、ある

いは官業と民業の関係とか、あるいは公務員制度

のあり方とか、そういうような問題は問題点にな

るのではないかと予想しております。

○上原委員 そこで、十月十七日の「新たな臨時行政調査会の設置趣旨」というのがありますね。

弁がありましたように「新たな臨時行政調査会の設置趣旨」、このいま私が挙げたものによれば、これにも若干触れられているわけですが、後でこ

の点はまとめてお尋ねいたしますが、いまも御答

むね次の三点を挙げているんじやなかろうかと思

うわけです。

第一点は「今後における国民と行政、いま御答弁がありましたように「官業と民業、国と地方の間等の基本的取り方を確立するとともに、行政の簡素効率化を一層推進するため、行政の責任領域の見直しを図るなど行政運営の抜本的な改善方策を検討」させる。第二点目は「我が国社会の今後における新たな時代への移行に対応するよう行政組織、公務員管理その他の行政の基本に関するよう行政の見直しを行つて來きたい」という。そのための審議調査といいますか、そういう

点。第三点目は、「このほか、我が国行政において基本的な課題を抱え、総合的視点から見直しを要する分野の行政について、必要に応じその改革方策を検討」させたいということのようですが、大体調査の審議事項の主な点としては、いま私が

言つたことが当たつてゐるのかどうか、そのほかにもあるのかどうか、お答えをいただきたいと思

います。

○林政府委員

第二次臨調は、私どもがこれまで検討してきました設置の経緯からいたしまして、いま先生がお述べになりましたようなことが検討

課題の基本的なテーマになるであろうというふう

に私ども考えるわけでございますが、こうした中で実際それでは具体的にどういうテーマを取り上

げるのか、ということになりますと、これは委員の先生方が決まってからそこでいろいろ議論をされ

て、その先生方の意向を踏まえて具体的に決めて

いく、こういふうになるものと考えております。

○上原委員

いま申し上げたのはこれにも書いてあります。がある程度漠然としている面があるわけです。よく言われておりますように行政改革を実効あるものにするためには、これは大臣もおつ

しゃつておられるようになるためには、これは大臣もおつ

なことであつてはならないと私は思つてます。そ

うしないまでもできる点もいろいろあると思うので、その前段のことがまだなされていないんじや

ないかという感じさえするわけです。まず行政事

務、事業の見直し、その軽減が第一主題にされる構いじり、あるいは人減らしを主目的とするよう

なことであつてはならないと私は思つてます。そ

うしないまでもできる点もいろいろあると思うの

で、その前段のことがまだなされていないんじや

ないかという感じさえするわけです。まず行政事

務、事業の見直し、その軽減が第一主題にされる

べきではないかという点ですね。その上で、機

構、人員のあり方というものを検討していくべき

じゃないのか。

後で公務員の先進諸国との比較数においても改めて聞いておきたいのですが、せんたつても長官

は、公務員の質というものはフランスと日本が一

番いいと思うということをおっしゃつておつたわ

けです。地方と国の責任領域の問題とか官業の民

業移管というようなことが主な審議事項とされる

ということになると、やはり行政事務量とか事業の見直し、その軽減ということよりも人員という

ことが重点的に取り上げられる懸念はないのかどうか、この点もぜひ見解をお聞かせいただきたい

と思うのです。

さらに中曾根長官は、今後の行政改革の基本的な考え方においては、今回の行政改革は複雑肥大化した行政の実態にも切り込むことを主眼とするもので、いわゆる機構いじりや器減らしを中心とするものではない、こういうことを再三強調しておられるように思います。さらに、法令、許認可の廃止整理、何回も言うようではありますが、官業の民間移行、規制監督等の見直しを断行するとしているわけですが、第二次臨調の検討課題というのも、さういうことが主題となると考えてよいの

かどうか、この点改めてひとつ御見解を聞かしておいていただきたいと思います。

○中曾根国務大臣

第二次臨調は人員整理のみを目的にして行うものではございません。やはり行政制度の改革あるいは行政の機能の改善、そういうようなものをいろいろ審議調査を願つて、そして改革案を出していただきたい、そう思つてやる

ものでございます。

○上原委員 その点は何回もおっしゃつておりま

すので、ぜひその趣旨が生かされるように要望申しあげておきたいわけです。

もう一点は、先ほどもありましたように地方公

共団体と国との関係とということをしばしば強調され

ております。その線引きの問題も大変むずかしい

地区的時代とかあるいは地方分権の時代と言われ

てある改革を主点とすべきであつて、せんたつて

ある改革を主点とすべきであつて、せんたつて

さというものがついて負担も重なつて、そのことを審議事項の面においても主題にしていくべきだと思うのです。この点はどうなんですか。

○林政府委員 第二次臨調におきましては、国の制度のみならず国、地方を通じまして行政のあるべき姿を考えていただきたいと、ということをございます。

で、その点では当然地方も対象になるわけでござりますが、私どもいたしましては、國の面から反省すべき点もたくさんあるということが多いります。

まえ、また地方制度調査会等からもいろいろ貴重な答申等が出来ておりますので、それらも十分参考にいたしました上で國、地方を通じた改革案をつくつてもらいたいということも踏まえています。

いろいろ指摘されておりますので、そういうことも踏まえて、地方制度調査会等からもいろいろ貴重な答申等が出来ておりますので、それらも十分参考にいたしました上で國、地方を通じた改革案をつくつてもらいたいということも踏まえています。

お問い合わせくださいね。そこで、これもしばしば議論されてきたことを御参考にしておきたいと、それを申し上げておきたいとおもいます。

そこで、これもしばしば議論されてきたことを御参考の上で審議事項にしていただきたいということを申し上げておきたいとおもいます。

○上原委員 いまの点はぜひそういったことを御参考にいたしました上で國、地方を通じた改革案をつくつてもらいたいと、それを申し上げておきたいとおもいます。

そこで、これもしばしば議論されてきたことを御参考の上で審議事項にしていただきたいということを申し上げておきたいとおもいます。

そこで、これもしばしば議論されてきたことを御参考の上で審議事項にしていただきたいとおもいます。

ないのだと、できるものから早目に答申もさせて、ばかりばかりと言いましたか、どんどん実行していくんだということも長官はおっしゃいましたが、そうしますと、こういった情報公開法とかあるいはプライバシー保護法とかいうものは、ある面では臨調の答申なり意見を待たなくとも、政府がその気になれば作業ができるんですね。そこいらどんの関係はどうなるのか、この点もぜひ明確にしておいていただきたいと思うのです。まず長官の方からお考えを……。

○中曾根国務大臣 情報公開に関する法制あるいは

プライバシー保護法についての具体的に進め

ていく、そして適当な時期に国会に提出する、そ

ういう作業に着手していると判断していいのか、

あるいはせつかくこの臨調ができるのだからそれ

まで待とうやというお気持ちなのか、この点は改

めてひとつ明確にしておいていただきたいと思いま

すか、話題にはなると思うのですが、その答申な

り意見を待たずしても、この情報公開法とかプライ

バシー保護法については、政府は具体的に進め

ます。

○中曾根国務大臣 いわゆる第二次臨調の委員の皆様方がどういうお考えを持たれるか、その委員

の皆様方の御見識によると思います。しかし、わ

れわれの方も前から情報公開やプライバシー保護

につきましては、いろいろ研究もしてきたところ

であり、われわれ自身も独自の研究やら考え方を持

つべき重大問題である、そう考えまして、いまま

で進めてきたところであります。どういうふうな

立法過程を経るかということは、第二次臨調が設

立されまして、委員の皆さんの御意見等も承った

上で、どういうふうに取り扱っていくかということ

を最終的に決めたいと思っております。

○上原委員 調査会が設置され、委員の方々が

この問題で一定の会合を持たれる段階で御意見を

聞きたいということですね。そうすると、情報公

開法とかプライバシー保護法につきましては、前

段でも政府として国会に法案提出ということも考

えられる、こういうふうに理解していいですか。

○中曾根国務大臣 先ほど申し上げましたよう

に、第二次臨調の委員の皆様方とよく相談した上

でわれわれの態度を最終的に決めたい、そう考

えます。

○上原委員 だんだん慎重になってきましたですね。

それで、先ほど国家行政組織法、行政手続法の問

題についても触れたのですが、恐らくないと思う

のですけれども、念のためにお尋ねしておきたい

と思うのです。総定員法の見直しとか、あるいは

これまでも問題になつてしまひました国家行政組

織法、これは第一次臨調の際にも若干取り上げら

れてはいるようですが、こういうことにも手を触

れるのですか。この点についてはどういうお考えを持っておるのか、御見解だけ聞いておきたいと思うのです。

○林政府委員 第二次臨調では、行政制度、運営全般について基本的な事項を調査審議するということになつておりますので、対象といたしましては、先生おっしゃったようなことも当然その範囲は、先生おっしゃったようなことも当然その範囲に入るもの的具体にどういう形で取り上げるのかあるいは取り上げないのかというようなことは、

調査会の委員の先生方の意向をくみながら決まります。

○上原委員 いま私が申し上げたことにつきましては、特に行政組織法の問題は国会における経緯もいろいろござりますから、国会の審議権を剥奪するとかあるいは強権を発動するというか、そういうふうな逆行にならないようなことをないといかな

いと思うのです。この点は私は余り中身に触れませんが、指摘をしておきたいと思うのです。ただ、そういうふうなことがどんどん委員の皆さん

の自由な裁量というかお考えでということになります。

○林政府委員 第二臨調で行政の制度及び運営全般の基本的事項について調査審議するということをございますので、行政組織、公務員制度の一環として先生御指摘のような公務員のいろいろなあり方についても触れることがあります。取り上げるのか取り上げないのか、あるいは取り上げるとすればどういう形で取り上げるのかという

のは、発足後委員の先生のお考えを踏まえながら決めていく問題であるというふうに理解しております。

○上原委員 少なくとも人事院の権限といいますか、存在を無視したような、私も何も人事院そのものを全面的に擁護するとか、そういう立場はとれませんが、あつてはならないと思いますね。それが、どうなのでしょうか。

○林政府委員 人事院と関係機関とは十分連携をとりながらやっていくことになると思います。

○上原委員 そこで、これも本会議等でもお尋ねがあつたことなのですが、改めて聞いておきたいのですが、行政改革をする、いろいろなむだを省くことについては、私はいまの社会情勢の

ですが、行政改革をする、いろいろなむだを省くことについては、私はいまの社会情勢の

中で全面的に賛成なのです。しかし、その反面公務員無用論的な意見には抵抗を感じます。

何回もこの席でも発言をしてきたことなのです。そういう観点から、一体わが国の公務員の数というのはそんなにだぶついているのかどうかと

○上原委員 「行政手続法」と呼ぶ行政手続法やその他につきましては、政府委員から答弁させます。

○佐倉政府委員 行政手続法につきましては、現在行政管理庁の中の行政管理基本問題研究会の方で審議をお願いしまして始めたところでございました。行政手続法の問題はこれまで非常に広範ないで検討しておるところであります。

もう一つは……（上原委員「行政手続法」と呼ぶ）行政手続法やその他につきましては、政府委員から答弁させます。

○佐倉政府委員 行政手続法につきましては、現在行政管理庁の中の行政管理基本問題研究会の方で審議をお願いしまして始めたところでございました。行政手続法の問題はこれまで非常に広範ないで検討しておるところであります。

もう一つは……（上原委員「行政手続法」と呼ぶ）行政手続法やその他につきましては、政府委員から答弁させます。

○上原委員 そうしますと、行政組織法その他は後で続けて聞くとしまして、いま長官からお答えがありましたように、情報公開法それからプライバシー保護法については衆参の委員会で重要な質問を受けたので、行管としても関心を持つてその検討を進めておるとすると、当然臨調の方でもこれらのことについては、これまでのやりとりからしまして審議対象といいますか審議事項といいま

いうこと、また公務員の多くがそんなに職務に専念していないとは私は思っておらないわけです。これは長官もそのことは言つておられた。

そこで、日本の公務員の数は、たとえばイギリスとかフランス、西ドイツ、アメリカと比較して現段階でどういうふうになつてているのか、改めてこの点も明確にしておいていただきたいと思いますし、同時に、質もフランスの公務員と日本の公務員は非常に優秀なのだとということを大臣御自身お認めになつたことですから、量においても諸外国とそんなに変わらない。変わらないどころか少ない。質もりっぽであるとするならば何も人減らしといふことを考へる必要はないわけですね、ある面では。そういう理由も十分成り立つ。誤解されることはいけませんが、客観的な状況も私たちは踏まえた上で内部の実情をとらえるということにならないといかないと思うのですね。しかし、民間が減量経営を断行してきたのだ、不況だからしかしぬじやないのか、そう短絡的にやることは、私はいかないとと思うのですね。そういう面で、いまの先進諸外国と比較した公務員の数、それと本当に仕事量と現在の公務員の数がだぶついているというふうにわれわれとしてはどうしてもとられない。この点はぜひ明確にしておいていただきたいと思いますので、ひとつ事務当局を始め長官の方からも御見解を改めて聞いておきたいと思うのです。

○佐倉政府委員 公務員数の諸外国との比較のお話でございますけれども、諸外国では、御存じのとおり国によっていろいろのやつてている仕事の範囲等がかなり違うし、また連邦制をとっているというような国もございますので、必ずしも公務員の数の比較が完全な意味でできるとは思わないわけございますが、一応いまの先生のお話の国際比較の数字を申し上げます。

国民千人当たりの数字でございますが、国家公務員等、日本の場合は十八・九、アメリカの場合は二十三・〇、イギリスの場合は五十五・三、ドイツの場合は二十七・八、フランスの場合は五

五というふうになつておりますので改めて申し上げたいのです。あと申上げましたようないわゆる先進諸国に比べて多いとは言えないわけでございます。

地方公務員の話もいろいろあるわけでございますが、ただこの数字は、先ほど申し上げましたように、国のやつております仕事が必ずしも一致しておられませんので、直接の比較は無理かとは存じますが、このような数字が手元にございます。これは一九七六年の数字でございます。

ただ、いま申し上げましたようないろいろな条件が違つておきませんが、ある意味に決して多いとは考えておりませんが、ある意味においては国がやっております仕事に携わっております国家公務員のその仕事の部分部分を比較してみますと、わが国においても部分的にはさらに簡素化、効率化できるような部分も必要なところもあるのじやないかとも考えられます。

この件につきましては、ほかの方々からもまたいろいろお尋ねがあると思いますので、一応締めくくりをしたいわけですが、要するに機構いじりはやめて減量経営に徹していくと言いましても、いま私が申し上げたようなことがあるということをひとつお含みをいただきたいわけです。結果としては、一つは特に公務員の人員問題については、だかなければいけないと私は思うのです。いかに融通性がなく固定化し硬直化している行政のあり方があるとしても、やはり出血整理ということは避けられないにやならないということと、強制配転というようなことも、省庁間の配置がえの問題にしましてもいろいろあるでしようが、一面においてはスト・クランチなどそういうものが否認をされている以上は、それなりのまた特典というのも保障されてしかるべきだと思います。この点は、總定員によって行政機関の人員配置にも変化が出ることは必然な面もありますから、それはそれなりに理解をしておられるつもりですし、決して偏見的な立場で私は申し上げていないということを御理解いただけます。

そこで、一九七六年の比較となると若干古いよ

うな感じもしますが、おおむねその傾向は統いているのじやないかと思います。ですから、私も社会情勢なり経済情勢、いろいろな面で国民の行政需要、ニーズといいますか、そういう面の変化によつて行政機関の人員配置にも変化が出ることは避けてもらわにやならないということと、強制配転

の原則にのつて厳正な定員管理といったもの

を進めていく必要があるかと考へております。

○中曾根国務大臣 いま政府委員が答弁したとおりであります。

○上原委員 実にむだのない御答弁ですね。

そこで、一九七六年の比較となると若干古いよ

うな感覚もしますが、おおむねその傾向は統いて

いますので、こちらから押しつけがましい前提条件のようものはできるだけ差し控える方がいいと思つております。いま御指摘の問題は、この前の附帯決議の問題でございまして各党間でお話し合いをするものではないのであります。行政の正しきあり方等々の重要な問題について審議していただきたいと思いますが、それで、われわれの方としては差し控えたいと思いませんけれども、要するに、

中で落としましたので改めて申し上げたいのです

が、会議の運営にしましても、一次臨調では重要な問題については全会一致制を原則として運営されることはやはり好ましくないことなので、そのことはぜひこれから行政改革なり、あるいは二次臨調が強制的に配置転換をされるとか、そういう構造といふものを同一視するというところに無理が出てきはしないのか、そのためには公務員労働者なり職員の皆さんのが不当な待遇を受けるとか、あるが、ただこの数字は、先ほど申し上げましたように、国のやつております仕事が必ずしも一致しておられませんので、直接の比較は無理かとは存じますが、このような数字が手元にございます。これ

は一九七六年の数字でございます。

ただ、いま申し上げましたようないろいろな条件が違つておきませんが、ある意味に決して多いとは考えておりませんが、ある意味においては国がやつております仕事に携わっております国家公務員のその仕事の部分部分を比較してみると、わが国においても部分的にはさらに簡素化、効率化できるような部分も必要なところもあるのじやないかとも考えられます。

この件につきましては、ほかの方々からもまたいろいろお尋ねがあると思いますので、一応締めくくりをしたいわけですが、要するに機構いじりはやめて減量経営に徹していくと言いましても、いま私が申し上げたようなことがあるということをひつお含みをいただきたいわけです。結果としては、一つは特に公務員の人員問題については、だかなければいけないと私は思うのです。いかに融通性がなく固定化し硬直化している行政のあり方があるとしても、やはり出血整理ということは避けてもらわにやならないということと、強制配転

の原則にのつて厳正な定員管理といったもの

を進めていく必要があるかと考へております。

○中曾根国務大臣 第二次臨調の発足に当たりましては、できるだけ委員の皆様方にフリーハンド

で自由な御判断をしていただくのが望ましいと思

いますので、こちらから押しつけがましい前提条件

のようものはできるだけ差し控える方がいい

と思つております。いま御指摘の問題は、この前

の附帯決議の問題でございまして各党間でお話し

合いをするものではないのであります。行政の正

しきあり方等々の重要な問題について審議していただ

くことの趣旨であります。そういうような趣

旨を踏まえまして、無用な混亂等を起さないよ

うにやることは必要ではないかと思います。

また、運営につきましては、これは委員の皆様

方が議事規則等を自分でお決めいただくことでございまして、これらもわれわれがあらかじめ制肘すべきものではないと思ひますが、いずれにせよ超党派的な各界の意見を網羅した方々が集まってやる調査会でございますから円満に行われるこ

とが望ましい、そのように考へます。

○上原委員 それと、もう一点つけ加えて会議の

公開ですね、公開制を原則とするということ、あ

るいは公聴会の開催等。さらに、公聴会の開催と

なりますと地域やいろいろな方々の意見聴取とい

うことに当然なると思うのですが、要するに、民

主的なことは政府としても貫いておいただからなけれ

ばいかないと思うのですが、この点どうなのかなと

いうことがあります。

それと、さつきちょっと委員会の構成と運営の

主的で国民の参加が得られる公開の原則、そういうものも政府の考え方としては貫いていただけたと思います。この点も当然でしょうが、念のためにお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○中曾根国務大臣 公開や公聴会の問題も委員の皆様方がどういうふうに調査会を運営していくかということでお決めいただきことであると思います。まあいろいろ委員の皆様方も全国民的世論というものにも目を配っておやりいただけることだろうと思います。

○上原委員 どうもその委員の皆様皆様と言われると、みんな肝心のところをするつと逃げているという表現は悪いかもしませんが、されど、なかなかよくないよう感じもしますが、私がいま申し上げたようなことにつきましては、ぜひひとつ御留意をいただきたいと思いますし、そういう点がうまく連ばれないと、この法案の調査会を設置する意義が、何回も言うようですが半減する感じもしないでありますんで、十分御検討をいただきたいと思います。

そこで、次に補助金の問題について、これらの関係がありますので若干お尋ねしたいのですが、これは地方支分部局の点でもいろいろお尋ねはありましたが、たしか財政再建問題あるいはむだな行政支出というか財政支出の削減というようなことで、五十五年度以降四年間で四分の一を整理するという方針だと思います。各省庁の補助金の整理合理化案を策定して概算要求に盛り込む、この計画というか方針は具体的にはどうなつておるかをひとつお聞かせをいただきたいと思います。

○藤原説明員 補助金の整理合理化につきましてはございましたように、既定の補助金につきまし

て昭和五十五年度以降四年間にその件数の少なくとも四分の一を整理するということが決められております。さらに各省庁は毎年度その所管に係る補助金につきまして整理合理化案を策定をして、翌年度の概算要求にその内容を織り込む。その整理合理化につきましての基本的な考え方みたいなのがございまして、もう一つ柱といいたしまして新規の補助金については極力抑制をする。しかしながら行政需要の変化等に即応して真にやむを得ず認めるような場合にも、件数につきましてスカラップ・アンド・ビルトの原則を徹底するとともに終期を設定することなどが決められておるわけでございます。

現在五十六年度の予算編成の過程で整理合理化に取り組んでおるわけでございますが、基本的に取り組んでおるわけですが、基本的にはこの計画に沿って整理合理化に取り組んでおるわけでございます。

○上原委員 そこで、この閣議決定の四分の一削減は実現可能かということです。五十五年度は、たしか千九百六件で一千六百六十七億円の削減合理化になつてゐるかと思うのですが、五十五年度補助金予算額は御承知のように十三兆八千五百二十億円ですね。よく言われておりますように予算総額の三二・五%を占めている。これを件数にして四分の一ということになりますと、五十五年度ベーチスでいくどどのくらいの減になる見込みなんですか。

○藤原説明員 五十五年度の整理合理化の件数と金額は、ただいま先生おつしやいましたように件数で千九百六件、こう申し上げましたが、これは

いわゆる廃止した補助金だけございませんで、具体的に申し上げますと、合理化により廃止をしてくるものでございますから、閣議決定によつて金額的に何億円減るかということについては申し上げられないわけでございます。

○上原委員 確かにこれもさつきの官民比較の問題等との関連、性格は違いますけれども、一般で

を加えたいたる延べの件数としてお示しをしておるわけでございます。

そこで、先ほど御説明いたしました閣議決定との関係でございますが、五十四年度の補助金等の四分の一を五十五年度以降四年間で整理をする、こういうことにしているわけでございます。そういうことで申しますと、先ほど申しましたように五十五年度は三百二十八件を実施したということでございます。

四分の一をなくせば金額的にどのくらい減るのかというお尋ねがございましたが、補助金とい

ますのは、社会保障ですとか文教ですとか非常に重要な国の政策を実現するための手段でございまして、その補助金の整理合理化の考え方方は、補助金につきましては、一たび予算化をされますと既得権化するとか慢性的に運用されているのではないかとか、いろいろ御批判が多いわけでござります。そこで補助金と言われるものにつきましては、絶えず見直しをいたしまして、すでに必要がなくなったというものにつきましては整理合理化をやっていく必要があるということで、件数の面をとらえて閣議決定をしているということでございまして、どういうものが廃止になるかということとは、来年度以降の予算によつて具体的に決まつてくるものでございますから、閣議決定によつて金額的に何億円減るかということについては申し上げられないわけでございます。

かく補助金を支出したつてろくに使われていない

というようなこと、これは厳しくやらなければいけないと思いますが、そういった取扱選択が非常にルーズといいますか、うまくやられていないのです。

○藤原説明員 補助金があるんだ、ばらまき政策だと言つていま

すね。われわれもその中身をいろいろ検討してみますと、それは削減できるものもあると思いますよ。しかし、国民に非常に悪い印象を与えている

面が強いわけです。もちろんそこにはいろいろ不正行為があつたりした面もありまして、またせつ

ては五十五年度はなくしたのですかね、前年度ま

で出でる。いま言いましたように、三百何件かはそのものを削減してすばりゼロにして、あとは額を変更したということのようですが、そういう面からしても、この分野についてはまだ洗えています。

ここも非常にむずかしい問題であると思うのですが、要するに私が申し上げたいことは、どうしてもやらなければいけない社会福祉とか義務教育関係とか、そういった国民生活にかかる補助のあり方、助成のあり方というものは内容を十分検討した上で継続しなければいけない面、より強化をしなければいけない面は、社会は動いているわけですから必要かと思うのですが、削れるもの

であります。しかし、一般論いたしまして、補助金の中にあります。

は、もう民間関係の機能が非常に充実してきたたりというようなものもございまして、必ずしも補助する必要がないものも多々出てきており、あるいはさらに別の方向に補助を向けた方がいいものも新しくできつあると思います。そういう点については十分に留意してやりたいと思っております。

○上原委員

私も、何もみんなばきばき切ってしまえという意味で言っているのではない。むだは省きなさいということを皆さんは盛んにおっしゃっています。これは起債申請を出して資料の提出や説明を行なう。さらには大蔵省の出先の地方財務部や財務局にも起債申請を出す。同じ資料を出している。さらに特別地方債になりますと、今度は大蔵省、自治省に加えて厚生省にも起債申請を出さなければいけない。こういうことが今までになされている。長官、これは言うところの行政の簡素化になっていませんね。もつとこれを簡素化することはできなかつていいわけですから、そういうむだなところにもつと焦点を当てるべきだということで、これは私も十分に調査をして確認を持つてというところまでいきませんが、大体こういう面は相当むだがあつておきません。しかも鉄建公団などは、あれだけ問題になつていてもかかわらず出していい。不正を犯すところは厳しくストップするぐらいいの勇断がないとダメですよ。そういう面で申し上げているということと、補助金が十三兆、十四兆もあるのだからむだんだという言い方もちよつと短絡過ぎるということを申し上げているわけです。しかし、いまありましたように、そういうものが、あと少しありますの文申し上げておきたいと思うのです。

そこで、時間もだんだん迫つてしまりましたが、あと少しありますのでお願ひしたいと思いますが、そういうゆとりがありませんでしたので考

え方を聞いておきたいのです。第二点目に言つまでもなく地方債は、地方公共団体が学校とか社会福祉施設あるいは病院、公園、上下水道を建設する場合の財源として調達する中期、長期の借金ですが、この場合に、全国知事会からも毎年相当陳情などが出ておりますように、國の出先機関による二重行政、二重監督だという指摘が強いわけです。つまり県が起債する際は、自治省に起債申請を出して資料の提出や説明を行なう。さらには大蔵省の出先の地方財務部や財務局にも起債申請を出す。同じ資料を出している。さらに特別地方債になりますと、今度は大蔵省、自治省に

え方が改善策をとるべきだと私たちは考えます。これが改善策があるということと、大蔵省も自治省も厚生省もどこも譲らない。こういうことこそ何らかの改善策をとるべきだと私たちは考えます。これこそすべき行政の簡素化じゃないでしょうか。簡減にもなり、地方自治体の財政にも寄与すると思う。これは全国の市町村になるとばかりなりませんよ、県を含めてですからね。こういふた点はどうなんですか。

○佐倉政府委員 ただいまの地方自治体が地方債を起債する場合の事務手続が非常に繁雑であるとお話しでございますが、これに関しましては自

治省と大蔵省が一番関係のあるところでございまして、従来自治省関係の方への進達その他は都道府県を通じ、あるいは大蔵省の方へは財務局部を通じて「地方債の許可手続等の改善について」ということで取り決めが成立しております。これによりますと、地方債の許可手続等について、まず第一点は枠配分方式の拡大、これは事業ごとに枠を設定しまして、その枠内でやるということで事務

手続が簡素化されるわけでございます。第二点目に言つまでもなく市町村につきまして補助裏債あるいは全額民間資金が予定されているような全額民間資金債についての許可手続の簡素化。三番目に融資事務の簡素化。これは添付資料の簡素化などでございますけれども、こういう合理化が図られております。

行政管理庁としましては、この取り決め、合意に基づきまして簡素化された手続によつて今後とも地方公共団体との関係における事務の簡素化、

合理化を推進していくかたいというふうに考えておきます。

○上原委員 しかし、そういう資料の提出とか

いう手続は、大蔵省にも自治省にもやつてゐるわ

けであります。いまあなたがおっしゃることは一々申し合わされておつても、大蔵省、自治省がいら

しておると思うのですが、それはどうお考えなんですか。見解を一応聞いておきましょ。

○持永説明員 起債の許可事務の簡素化につきま

しては、いま行政管理庁の方からお答えがあつた

わけでござりますけれども、そのようなことで前

向きに対応してきておるわけでござります。先ほ

どお話をございましたが、一般市町村分の起債に

つきましては、以前は起債の許可段階で財務部あ

るいは財務局ともいろいろ調書のやりとり等があつたわけでござりますけれども、そいつた手続

は現在では廃止しておるわけでございまして、今

後とも起債の許可事務につきましては極力改善を

ます。

ただ、大蔵省の場合はあくまでも融資機関とし

ての性格は持つておるわけでございますので、許

可とは別の問題として、資金の貸し付けあるいは

借り入れという事務は依然として残る。これは必

要といいますか、やむを得ないものだと思ひます

が、いすれにいたしましても、融資事務を含めて

極力簡素化、改善の方向で考えてまいりたいと思つております。

○長島説明員 ただいま自治省の方からお答え申

ます。なほ大きなものにつきましては施策監察等で、たとえば農業構造改善等、そういったものの勧告を行つて所要の効果を上げているというふうに考えております。

し上げたとおりでございますが、五十三年に大幅に簡素化が行われております。それで、今後の問題といたしまして、五十三年の大幅な簡素化の結果、その効果なり影響なり、そういうものを見きわめながら、なお簡素化の余地があるかどうか検討してまいりたいというふうに思つておるところでございます。

○上原委員 これは私はもつと実態を聞いてからと思ったのです。先ほどお断りしましたようにね。しかし私が聞いている範囲では、実例を持つてきていませんからわかりにくい面もあるかもしれません。こういうのは本当は実例があるんですよ。そこまで時間的ゆとりがなかったので……。確かに簡素化は、これだけ全国知事会なり町村委会で問題になって、されてはいるんだが、いまだに基本的には変わっていないんだといふことが一致点なんですね。ですから、中曾根長官、事務当局もそうおっしゃっているわけですから、これはひとつ検討課題にしてくださいよ。それは僻地の市町村とか、あるいはそういういった地方支分部局あたりから離れているところは大変な負担ですよ、市町村にとつてみれば。そういう面の複雑さといりますか、繁雑さ、あるいは一般にいうなわ張り、これはやはりこの際改善できるところは改善していくべきだと私は思うのですね。ひとつ長官の御決意を聞いておきたいと思うのです。

○中曾根国務大臣 国民の皆様方の利便が一番大事なポイントでもございますから、検討課題いたします。

○上原委員 次に、せんだつて報道されております気象庁のことについてちょっとお尋ねをしてみたいと思うのです。

○行管官 「気象行政監察結果に基づく勧告」といって、私、きょう質問せよと言つたのですから、ゆうべちょっと大急ぎでこれに目を通してみたのですが、えらい強い勧告を書いてあるのですね。どうして運輸省をこんなに目のかたきにするのかなと思うほどのことをお書きになつてゐる。何も擁護するつもりはありませんが、まあ当

たらないのは政府の経済見通しと天気予報だとよく言われてゐるくらいなんですが、これだけ強い勧告をお出しになつだからには、それ相応の背景、理由があると私は思いますね。先ほどの地方債の問題等についても、お調べになつてこういう氣象予報は当たつていませんということだけを考えたりつぱに書いてお出しになつていて。それで実態はどうなのかなどとに疑問を持たざるを得ないのでですね。これを全部引用するわけにまいりませんが、この「前書き」の一ページの後段で、気象観測網（以下、「アメダス」という。）の展開、気象衛星による観測の開始など観測体制の整備・気象レーダー観測網及び自動気象計による地域気象予報の導入、気象資料自動編集中継装置及びファクシミリ装置の配備などを予報及び通信方法の改善を図ることなどにより、気象業務の近代化に努めておりました。また、地震予知についても、東海地域における観測資料の常時監視体制の整備のほか、その他の地域においても逐次観測網の拡充とその成果のテレメータ化を行つてきている。「しかししながら」として、こういうふうにやってきたんだが、予報は当たらないというわけですね。

○中政府委員 気象庁の業務でございますが、国民生活との関連、それから安全面との関連で非常に重要な業務でございます。行政管理庁といたしましては、十三年前でございましたか、一度気象庁の監査をやりましたがその後いま先生お読み上げのように、気象庁の内部体制も相当充実整備されてまいりました。気象庁も一つの転換期にあるのではないか、年齢構成等から見まして。私も全般の見直しが必要であるという観点から、昨年実態調査をいたしました次第でございます。

○上原委員 ただいま非常に厳しいというお話をございましたが、内容をこらんいただくとおわかりいただけたが、内容で御理解をいただきたいと思います。

○森説明員 「二十数年の間におきまして、気象衛星とか気象レーダーあるいはまたアメダスといったような近代的な計器気象設備が整備されてま

りました。われわれといたしましては大変喜んでおるところでございますが、これらの近代的な機器を大いに利活用いたしまして、今後予報精度を上げていくとすることが課題であろうと考へておる次第でございます。

このたびの行政管理庁の御勧告は、そのような施設整備の現況あるいは最近におきます異常気象の条件等におきまして、なお一層予報精度の向上を図るようなどと云う趣旨であろうかと思ひます。われわれ決して安閑としておるわけではありませんで、一生懸命やつておるわけでございますが、勤告の趣旨をよく心に受けとめまして、これから一層業務の改善に努めてまいりたい、これが、勤告の趣旨をよく心に受けとめまして、これまでのまま放置されているなどの適切を欠く事例がみられる。相当問題だと思いますし、これはそのとおりであれば、やはり改善されなければいけないと思うのです。

そこでまず、この勧告をお出しになつた——内容はこうだということはこれを読めばわかるわけですが、改めてどうしてここまで勧告せざるを得なかつたのか。同時にまた、気象庁はこれだけ言われて本当にそなむか。本当にそなむどするところ、これは大問題ですね。当たらないまでのいいけれども、むだ遣いが多い。本当に陣容も設備もそろつてあるが、だめなのか。そこいらについては解説をしていただきないと、これはやはり公式見解としてこれだけのものを出してあるわけですから、ひとつ双方からお答えをいただきたいと思います。

○上原委員 そうあつさり認めるに、これはこつちも物の言いようがないんで、いいわけです。いかが、勤告の趣旨をよく心に受けとめまして、これから一層業務の改善に努めてまいりたい、こう思つております。

○上原委員 そうあつさり認めるに、これはこつちも物の言いようがないんで、いいわけです。いかが、勤告の趣旨をよく心に受けとめまして、これから一層業務の改善に努めてまいりたい、こう思つております。

○中政府委員 さつきの補助金の問題とか、一番大事なところは抜かして、何か天気予報が当たらないから雨でぬれたからと云うことでしつべ返しみたいな感じを受けてかねないです。中曾根長官、これは何か中曾根派と福田派の対決じゃないかといふ見方もあるのですよ。どうなんですか、そこのいらの長官の意見解は。

○中曾根国務大臣 とがあつても行政管理庁の勧告が当たらないことはありません。

○上原委員 これはまた少し張り切り過ぎるね。そのとおりであれば、ぜひ気象庁としてもそれなりの御努力をいただきたいと思います。

同時に天気予報の問題についてですが、私も沖縄ですから台風情報なんかよく聞くのです。たまには停電でテレビが消えますから、テレビを見るといま大体どの位置にあつて明朝どこへ行くことがわかりますが、トランジスタで聞いてる北緯何度、東經何度というような表現をするとわけですね。それは素人には全然わからな

いですね、台風がどこにあっていつころ去つていいのか。そこいらはもう少し親切さが欲しいなという感じはしますよ。あれはいろいろ用語があるからいいわけですが、天気予報、台風情報というのも、風速にても最大瞬間風速が幾らということで、一体外に出ていいのか悪いのか、そういうことは一切言わないのですね。だからそういう点は昔ながらの手法でやっていらっしゃるかもしれません、ラジオを聞いても素人でもわかるような工夫というのは私は必要だと思うのです。完璧だとおっしゃいますが、そういう面が抜けているんだよ、中曾根さん。そういう点も含めてやつていただきたいということを申し上げておきたいと思うのです。この種の勧告が出ることも悪いことではないと思うのですが、行政全般について見落としのないようにお願ひしたいと思うのです。

ちょっと時間だとう話もありますが、あと一、二点だけ聞かせてください。

次に、沖繩の行政監察事務所は一体何をしてお尋ねしておいて、後で実情をもう少し調べてみたいのですが、二月の一月から三月にかけて仕事らしい仕事をしておるようになります。陣容も二十五名ぐらいですか、私は五、六名じゃないかと思つたらえらいたくさんいらっしゃるようです。

そこで、時間がありませんので、これは簡単にお尋ねしておいて、後で実情をもう少し調べてみたいのですが、二月の一月から三月にかけて「自然公園等海浜地帯の保全・管理に関する実態調査」をこの行監事務所が中心になってやっておるようあります。その結果が報告をされているのですが、その中で問題点として挙げているのが、特に自然公園の面で「この地帯には、他県にほとんど類がない一般客の海浜利用を制限した有料ビーチが多く存在するが、その制限行為の妥当性には疑問がある。」こういう指摘ですね。「制限行為の妥当性には疑問がある。」というのは、どういう意味なのか。さらに、「海岸保全区域等には、法違反の観光用施設等の占有物がかなり見受けられるが、この中には、安全性等からみて早

急に改善を必要とする事例もある。しかし、県は、「これらの実態はあくが十分でなく、かつ維持管理の基本となる海岸保全区域台帳も未調整等のままとなっている区域が多くみられる。」そういう点とか、さらに「森林法に基づく保全管理」が不十分であるとか、いろいろな点を指摘をしておるわけです。さらに「自然公園法に基づく保全管理」が不十分であるとか、「関連諸法の連携による保全管理」の面でも「国定公園特別地域では、自然公園法及び海岸法、国有財産法の併願許可を必要とするが、いずれの許可も受けないもの等、関係諸法の連携による保全対策として不適切な実態が認められる。」これもいさきか気になりますので、こういうことについて、いま私が挙げたようなことが具体的にはどういうことなのか、またこれから改善策としてどういうふうなことを進めようとしておられるのか、これは観光産業ともいろいろな面で問題がありますので、違法行為だと決めつけられたのじゃそのままほっておくわけにもいきませんので、ひとつお考えを聞かせておいていただきたいと思います。

とさせる、撤去措置の必要なものは工事させる、きめ細かくりますために出先の事務所の方に権限をおろすといったような具体的な対策を講じておるところでござります。

○上原委員 私もちょっと後でまたこれに問題として指摘されることについて御報告いただきたいのですが、特定公園の周辺云々の問題とか、さきめて放置しておくわけにはいかない点があるやに感じますので、ひとつ県なり関係町村と十分連携をとつて改善措置をやっていただきたいことを強くお願いをしておきたいと思います。

最後に、特殊法人の剩余金吸い上げ問題について大臣に見解をお尋ねして質問を終わりたいと思うのです。

これまでいろいろ出たのですが、行管庁は今月の十五日までですか、「個々の特殊法人について剩余金の処分や政府の持ち株売却など、国庫納付の具体化構想を固めた。」という報道がなされております。そこで、一つは電電公社の利益金、商工組合中央金庫、日本開発銀行、中央競馬会の利益隠し金というか、あるいは日本航空、電源開発、東北開発株式会社などの政府持株を民間へ売却する、あるいは国民金融公庫の一般会計からの貸付金の回収などを図る、行管首脳は、これら特殊法人の剩余金というか、そういう面から大体五千億円を目指とした財政再建寄与をしたいといふ方針で臨むことが明らかにされたのです。ですが、それそれは行管だけの権限ではできないものだと思うのです、仮にそのことが実施に移されるとどうしても、そこで電電にしましても、商工組合中央金庫にしましても、日本開発銀行、日本航空、その他含めてこれは法律改正事項になると思うのですが、そういった法律改正の準備までやつておられるのか、改めてこのことに対する大臣の御見解を聞いておきたいと思うのです。こればかりはひとり歩きしているような感じもしますし、また一方では、与党内部でも強い抵抗があるとか、関係機関からもいかぬ、応じかねるという意見なども出ておるんじやなかろうかと思うのですが

この件は具体的にどうなさるのか。仮に実施をす  
るとすると、法律改正なり法的な措置というもの  
がそれぞれ必要になってくるのですが、ここいら  
のことについてはどういうふうにお考へで、どう  
作業を進めておられるのか、御見解をお聞かせい  
ただきたいと思います。

○中曾根国務大臣 一部の新聞記事にそういう記  
事が出来ましたけれども、あの記事は全くわれわれ  
は関知しておりません。あの内容は私たちがまだ  
検討をしていないことも載つておったり、大変間  
違つていて内容があると思っております。いわゆ  
る特殊法人と言われるものを全部いま洗つておる  
中最もありまして、どの法人をどうするというふ  
うに具体的に特定して方向を決めたということは  
ないであります。それがもう幾つか固有名詞が  
挙がつてやつておるのを見まして、あれは全く間  
違つた報道であると私たちは考えております。

○上原委員 もうそのとおりですと言つたら、  
私、質問を終わらうかと思つたんだが、それは新  
聞のせいにしてもいかないと思うのですよ。何か  
最近あれは誤報だとか事実無根だというほかの話  
もありますがね。新聞のせいにしてはいかぬよ。  
大物たる中曾根大臣がそういうふうにむげにお答  
えになつてもいかぬと思うんだよ。

問題は、ではそういう特殊法人の剰余金の取  
り扱いについては大臣はどういうお考へなんですか  
か。全般的に洗つてある段階だ、法人を特定した  
ことはやってないんだということなんですが、私が申し上げたように、仮にそついた剰余金を国庫に納入させるとすると、これは法律行為ですか  
ね。何かの法的措置をとらなければいかぬわけですか  
ね。何かもう一つ、法改正とか。それとも内閣で決めるとか  
大蔵で決めればそのままできるのですか。そこいら  
のことも含めて御見解を聞いておきます。

○中曾根国務大臣 行革をやるためにつきまして、一  
般の中小企業は、あの石油危機を乗り切るとき  
に、みんな株を売つたり土地を売つたりあるいは  
いやな首切りをしたり非常な苦労をしてきた。い  
ま政府が金がない。そういうときになつて、のほ

ほんとしておつてどうして国民が納得できるか。やはり政治姿勢を止すということも今日はわれわれが考えなければならぬ。そういう意味において、政府も国民に負担増をお願いする前に、財産を売りなさい、あるいは株も手放しなさい、あるいは剰余金があつたら国庫に入れて、公債をふやすお金を減らすようにして協力してもらつたらどうか、そういうような考え方を持ちまして、いま特殊法人について洗つてある最中でございます。

どういうふうに具体的にするかということが決まりましたら、それをどういうふうなやり方でやるのか、行政措置ができるのか、立法行為を伴うのか、関係各省庁とどういう協議をするのか、そういうような問題については具体的に詰めていくたいと思っておりますが、現在はまだ洗つておる、そういう状態でございます。

○上原委員 洗つて乾くのはいつごろですか。

○中曾根国務大臣 これは予算編成をにらみながら進行していく問題であると思ひますので、十二月に入つて予算編成という問題が並行して取り上げられる問題であると思っております。

○上原委員 終わります。

○江藤委員長 午後一時から委員会を開きます。

質疑を続行いたします。矢山有作君。

○矢山委員 まずお伺いしたいのは、第一次臨調費用と人材、歳月を費して三十九年九月二十九日に貴重な改革意見を出されたわけありますけれども、その後の行政改革の実績はどうなつておるか、御説明をいただきたいと存じます。

○中曾根国務大臣 第一次臨調におきまして大体

四十項目にわたるいろいろな提言、勧告をいたしましたが、全然手をつけていないというのははしか九項目でございまして、三十一項目は、全面的にやつたものや部分的にやづたものや、ともかくいろいろ手をつけてやつております。大体七八〇%は消化したと考えておりますが、詳細につきましては、政府委員から御答弁申し上げます。

○佐倉政府委員 臨時行政調査会の答申が三十九年に出て以来、まず最初に昭和四十二年の一省厅一局削減によりまして十八局削減整理されておりまます。

それから第二番目は、昭和四十四年に總定員法が制定されまして、四十三年から開始されております一次定員削減計画以後今日まで五次にわたりまして定員削減計画を実施しております。

三番目は、昭和四十三年から四十六年にかけまして行政改革の三ヵ年計画を立てまして、行政改革をやってまいつておるわけでございます。

四番目に、昭和五十二年の行政改革等がありました。現在では、先生御存じのとおり昭和五十五年行政改革を実施中でございますが、さらにこれに加えまして、先般「今後の行政改革に関する基本的な考え方」を策定し、目下具体案の作成に取りかかっている最中でございます。

いま申し上げましたような行政改革による主な実績としましては、まず第一番目に、中央省庁の統廃合、これは先ほど申し上げました四十二年の一省厅一局削減措置でございますが、十八局を整理したわけでございます。

第七番目としまして、補助金の問題でございますが、これも事務事業の中に入るかと思いますが、毎年度の予算編成過程で整理合理化を実施してきております。昭和五十五年度の予算では、この補助金の合理化によりまして千六百六十七億円の整理合理化ということになっております。

以上、大要を申し述べました。今後ともすべての面におきまして簡素にして効率的な行政を実現するような所要の措置を講じてまいりたいと考えております。

○矢山委員 いまのお話を聞いておりますと、第一次臨調における答申を踏まえて相当大きな成果を上げたというふうに言われておるわけですが、しかし、一つ申し上げてみたいと思うのは、たとえば中央省庁におきましても、私が調べたところでは、五十四年度の場合、たとえば課、室の数が

第四点目が特殊法人の統廃合でございます。こ

れは昭和四十二年の「特殊法人の整理について」

という閣議口頭了解がございましたが、これに

よりまして整理、統廃合を実施してきておりま

す。四十二年の設置数百十三、現在は百九となっ

ております。五十五年行政改革によりまして十八

の特殊法人の縮減がすべて実施されると九十五に

なる予定でございます。これはまだ五十五年の行

政改革による十八法人全部は実施されておりませ

んで予定でございますが、そういうことでござ

います。

五番目に、審議会の整理でございますが、これ

は昭和四十一年の一括整理を初めとしまして、數

次にわたる改革が行われております。審議会の設

置数が最大であった四十年度末には二百七十七ございましたが、五十四年度末には二百十二といふうに大幅に減ったと考えております。

第六番目に、事務事業のうちの許認可等の整理

でございますが、許認可等の一括整理法案、こう

いう法案をお願い申し上げまして、過去八回成立いたしております。これらによりまして、昭和五十四年度末までに約五千五百事項の許認可等を整

理してまいりました。

第七番目としまして、補助金の問題でございますが、これも事務事業の中に入るかと思いますが、毎年度の予算編成過程で整理合理化を実施してきております。昭和五十五年度の予算では、この補助金の合理化によりまして千六百六十七億円の整理合理化ということになつております。

○佐倉政府委員 ただいまお話しの定員等につきましても、私は先ほど削減の数だけ申し上げまし

たが、その間に必要な部分につきまして増員を行つてあるということがございまして、先生御指摘のメスが入つてない、こういう感じがしておるわけであります。その点いかがでしょうか。

○佐倉政府委員 たゞいまお話しの定員等につきましても、私は先ほど削減の数だけ申し上げまし

たが、その間に必要な部分につきまして増員を行つてあるということがございまして、先生御指摘のメスが入つてない、こういう感じがしておる

わけであります。その点いかがでしょうか。

○佐倉政府委員 先生のお話によると、たとえば中央省庁の局、部の数が一つでございますが、ふえてるんじゃないかな」というお話がございましたが、局だけで見ますと、昭和四十二年に百二十ありましたのが現在在百十四という数字で、六つばかりでございますけれども、局だけを見ますと減つております。

○矢山委員 部は……。

○佐倉政府委員 部の数は、いまちょっと手元に資料がございませんでしたので局だけ申し上げました

が、そのほか特殊法人の問題につきまして、

数はかなり減つているけれども、認可法人等の問

千百四十六になつておるようです。これは佐藤内閣が一省厅一局削減を開始した四十二年当時は千

三十一ですか、課、室は相当の数がふえてお

る、こういうことになるんじやなからうかと思いま

す。それから局、部にいたしましても、四十二

年には二百十六であつたのが現在は二百十七になつておる。それから特殊法人にいたしましても、いまお話しのような状態である。ところが特殊法

人はいさかか数は減つたといいながら、特殊法人にかわるものとして認可法人、こうしたもののが非常にふえてきておる。

ところが人員の方は、なるほど先ほどおつしゃつたように削減が進んでまいりまして、いまかなりの純減になつておるようですが、こういう状況を見てまいりますと、結局行政改革というのは、首切りあるいは地方支分部局の切り捨て、こういうようなことに終わつておるのではないか

か。そして抵抗の強い中央省庁、あるいは中央省庁と深いかかわりを持つたいわゆる特殊法人とか認可法人、こういったもののところまでは本格的なメスが入つてない、こういう感じがしておる

わけであります。その点いかがでしょうか。

○佐倉政府委員 たゞいまお話しの定員等につきましても、私は先ほど削減の数だけ申し上げまし

たが、その間に必要な部分につきまして増員を行つてあるということがございまして、先生御指摘のメスが入つてない、こういう感じがしておる

わけであります。その点いかがでしょうか。

○佐倉政府委員 先生のお話によると、たとえば中央省庁の局、部の数が一つでございますが、ふえてるんじゃないかな」というお話がございましたが、局だけで見ますと、昭和四十二年に百二十ありましたのが現在在百

十四という数字で、六つばかりでございますけれども、局だけを見ますと減つております。

○矢山委員 部は……。

○佐倉政府委員 部の数は、いまちょっと手元に資料がございませんでしたので局だけ申し上げました

が、そのほか特殊法人の問題につきまして、

数はかなり減つているけれども、認可法人等の問

午後一時九分開議

○江藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○矢山委員 まずお伺いしたいのは、第一次臨調所の支所とか出張所とかいった地方支分部局を整理しております。

三番目に、定員管理の問題でございますが、昭四十六年度以降五十四年度末までに約三千七百カ所は昭和四十五年の閣議報告に基づきまして、昭和四十六年度以降十三年にわたりまして、定員の削減措置によりまして約十三万六千人に上の削減を実施いたしました。

○中曾根国務大臣 第一次臨調におきまして大体

質疑を続行いたします。矢山有作君。

○矢山委員 まずお伺いしたいのは、第一次臨調費用と人材、歳月を費して三十九年九月二十九日に貴重な改革意見を出されたわけありますけれども、その後の行政改革の実績はどうなつておるか、御説明をいただきたいと存じます。

○中曾根国務大臣 第一次臨調におきまして大体

題があるじゃないかという御指摘でございます。

私ども確かにそういう問題は各方面からいろいろと御議論があることは存しております。認可法

人の問題自身は私どもの直接の所管ではございませんが、特殊法人の議論をいたす場合に、やはり関連の深い問題だと考えております。

全体としていろいろな御意見、御批判があろうかとは思いますけれども行政改革というものは、着実にできるだけのことはしてきました。じなかと私どもは考えております。

○矢山委員 できる限りのことというのは、先ほど私が申し上げたように、存外抵抗の弱いところに整理統廃合が集中しておるというふうに私は感じましたので、そのことを申し上げてみたわけであります。(これはあなたの方としては大いにやつたということはあくまでも言われるでしょうが、なかなかそういうふうに受け取られるということにはならぬのじゃないか。)

そこで、今度行政管理庁は、行政改革の柱の一つとして、特殊法人の経営実態の見直しのために実態調査をしておるというふうに聞いておりまます。恐らくこれは特殊法人について改革の手をお伸びになるつもりだらうと思うのであります。その際の基本的な考え方、これはどういうふうな考え方でこれに取り組んでおられますか。

○中曾根国務大臣 この前上原さんにも申し上げましたが、特殊法人につきましても、こういう時代でございますからできるだけ簡素効率化で経営をやついただきたい、そういう意味で全般的にいま洗つております。財務諸表をみんな出してもらいまして、それを経理的感覚あるいは経営的感覚等も交えまして、原価計算等も考えながら全部洗つておる最中でございます。

具体的には政府委員より御答弁申し上げます。

○中政府委員 ただいま大臣からお話をございましたように、特殊法人の業務の概況と財務諸表をとりましてやつておりますが、見直し作業に当たりましては、会計経理基準のあり方、これは特

ら経営の合理化、効率化の面。三番目には利益剩余金の処分のあり方、これもいろいろな差がござります。

余金の処分のあり方、これもいろいろな差がござります。そういう問題等につきまして、まだ検討しているところでございますが、何分百十の数でござります。

そこで、鋭意作業を進めているという段階でございます。

○矢山委員 その場合、当然統廃合の問題についても、いま出されておる計画だけでなしに、さらに手を入れて本格的に検討するということになりますか。統廃合の問題はちょっと触れられなかつたようですか。

○中政府委員 ただいまは経営実態の見直しをやつておるところでございますので、既定の行政改革計画に入っておりますところは検討は進んでおるかと思いますが、私どもの経営実態の見直しの面では、その面にはまだ検討の手は及んでおりません。

○矢山委員 しかし、経営実態の見直しをやっていければ、これは統廃合すべきかすべきでないかといふことは出てくるんじゃないですか。経営実態の見直しだけで、統廃合をすべきかすべきでないかということにはつながりませんか。

○中政府委員 ただいま検討中でございますが、検討の結果によつては、あるいはそういう一つの視点というものが出て来ているかもしれません、現在のところはその段階に至つておりません。

○矢山委員 検討の結果を私ども注目しております。

○中政府委員 さきの通常国会で特殊法人全部に調査権が及ぶようになりました。これにつきましていろいろ準備をしていたところでございますが、たまたま今度の九月の行革の新しい考え方で、全部の特殊法人の経営実態の見直しといふ

さんの数に及びます。

まず第一次的には、私どもの監察官のところで省庁別の監察官に分担いたさせまして、出てまいりました財務諸表のうち連続貸借対照表、連続損益計算書といったものの基礎的なものはまず監察官に持たせまして、その後は総括の監察官というものをプロジェクトチームをつくりまして、そう

いう二段構えでやつております。

人員でございますが、総括の監察官のところでは約二十名でございます。

○矢山委員 私はこの間から政労協が出した天下

六・一%を超えておる法人が非常に多い。あるいはまた多いものになると、役員の比率が職員に対する比率が非常に多い、たとえば職員に対する比率として役員の数が、全法人の平均の役員数の

六・一%を超えておる法人が非常に多い。あるいはまた多いものになると、役員の比率が職員に対する比率が非常に高い比率を占めている。これは例の蚕糸事業団の場合のようですが、そのほかにも社会保障研究所が九・一%、林業信用基金が八・九%というように相当高い比率を占めておると言われておりますし、また役員一人当たりの

職員の数が二十人以下というような法人もかなりの数に上つておるようです。政労協関係で調査したところによりますと、特殊法人の中で調査をしたものだけのようになりますけれども、調査した特殊法人五十五法人、そのうちの二十三法人が、職員二十人以下であるのに役員が一人おる。こういうような状態だということで、私はこれはまさに戸員の数が多いなという感じがしておるのですが、こういう点は御存じですか。——御存じなければ、時間がかかりますから私の方で言つてもいいのですが、どうなんでしょう。

○矢山委員 お伺いしたいのは、従来特殊法人においては非常に役員の数が多過ぎるということが言われおりまして、臨時調査会の答申において問題にしばって、この問題だけでひとついろいろとお伺いをしてみたいと思うのです。

まず最初にお伺いしたいのは、従来特殊法人に

おいては非常に役員の数が多過ぎるということが言われおりまして、臨時調査会の答申において問題にしばって、この問題だけでひとついろいろとお伺いをしてみたいと思うのです。

○矢山委員 そこで、私はきょうは特殊法人の問題にしばって、この問題だけでひとついろいろとお伺いをしてみたいと思うのです。

まず最初にお伺いしたいのは、従来特殊法人に

おいては非常に役員の数が多過ぎるということが言われおりまして、臨時調査会の答申において問題にしばって、この問題だけでひとついろいろとお伺いをしてみたいと思うのです。

○矢山委員 そこで、私はきょうは特殊法人の問題にしばって、この問題だけでひとついろいろとお伺いをしてみたいと思うのです。

まず最初にお伺いしたいのは、従来特殊法人に

おいては非常に役員の数が多過ぎるということが言われおりまして、臨時調査会の答申において問題にしばって、この問題だけでひとついろいろとお伺いをしてみたいと思うのです。

○矢山委員 そこでお伺いしたいのですが、経営実態の見直しをやるということになると、それは相当なることになると思うのですが、一体どういう

組織、人員などですか、どういう体制でこれを

お進めになつていますか。

ますけれども、現実どういう状況になつておりますか。

○中政府委員 確かに御指摘のとおり非常にたく

すか、これは。

○栗林説明員 現在の特殊法人の役員数、これは常勤役員数でございますが、十一月一日現在で七百七十四人でございます。(矢山委員「百十一法

人で」と呼ぶ)ちょっと減になつてゐるもののがございますので、百九法人でございます。

○佐倉政府委員 特殊法人の役員の数につきましては、先般の閣議決定を踏まえまして一割を減らすということで現在検討中でございます。

○佐倉政府委員 特殊法人の役員の数につきましては、先般の閣議決定を踏まえまして一割を減らすということです。

○佐倉政府委員 現在検討中はいいのですけれども、役員一人当たりの職員が二十数つもあるというのですよ。あるいはこの中に統合になつてゐるものがあるかもしませんが、

船舶整備公団、それから新技術開発事業団、糖価安定事業団、日本蚕糸事業団、環境衛生金融公庫、公

當企業金融公庫その他、とにかく二十以上あると

いうのですが、それは御承知ですね。

○佐倉政府委員 そういう事実は把握して承知はいたしております。

○矢山委員 把握しておられるのでしたら、きわめて簡単な質問ですからちゃんとおっしゃっていただいだ方がいいと思います。

そこで、次に役員の天下りの問題なんですけれども、臨時行政調査会の答申で、先ほど言いました「人事の合理化をはかる。」というようなことが言われ、その後閣議決定、閣議了解等々で、特殊法人の役員人事について適任者を広く各界有識者から選任するということが言われておるのであります。が、果たしてそれが着実に守られ、実行されておるのか。その実態はどういうふうになつておりますか。

○栗林説明員 先生おっしゃいますように、閣議決定あるいは閣議了解によりまして目標が示されております。

まず、最近におきましては、五十二年の十二月の閣議決定方針が示され、五十四年の十二月末の閣議決定、閣議了解でもさらに具体的な方針が示されまして、私どもそれに従つて各省庁と相談申し上げますと、国家公務員から直接就任した人あるいはそれに準ずるかつこうと申しますのは、これは閣議了解の中で、直接就任した者あるいはこれに準ずる者というふうな言い方をしておりますので、そういうもので合わせてみますと四百四十八人程度であろうと思っております。約五八%程度。したがつて、民間部内から就任された方が三百二十六人、四二%程度。これが現状だと把握しております。

○矢山委員 あなたの御説明と政労協の調査されたのでは、そこに数字の隔たりは幾らかあるようありますけれども、政労協の調査結果によりますと、天下りと称せられておる役員の数が全体の、七九年ですが、七七%を上回つ

ておるという指摘をしているようです。そしてま

た七八年の十一月から七九年の十月の間に就任した役員を見ましても、大体七〇%以上が天下りの

役員だといふうに指摘されておりますけれども、数字にはちょっと開きがあるようですが、最近それだけ改善されたわけですか。

○栗林説明員 たしか五十五年の一月ごろの数字でも、私どもは六割程度という数字を申し上げましたかと思います。私、いま正確には覚えておりませ

んが、政労協の白書を私も拝見したのでございますけれども、たしか記憶によりますと、特殊法人

については全法人ではなくて五十幾つかの法人、

そういうふうにして回答を求めて集計した

ト方式である部分について回答を求めて集計した

数字が違つておるのだろうと思います。

○栗林説明員 は特殊法人に限つてでござりますけれども、なかなか

これ、任期が来たときに順次考えていくものでござりますので、急にというわけにまいりませんけれども、少しずつ改善されているものと私ども考

えております。

○矢山委員 いずれにしても、天下りの役員が相

当な数を占めておるということだけは間違いない

だらうと思います。

そこで、次のお尋ねは、役員の一〇〇%を天下

り官僚で占めておる特殊法人というのは一体どれくらいあるか、御存じですか。

○栗林説明員 国家公務員出身者が常勤役員のす

べてを占める特殊法人は二十幾つかあると思いま

す。ただこれらは、業務内容が国の業務の延長上

必要とするものとか、あるいは常勤役員が比較的

少ない、日が浅いといったようないろんな事情で

もとしては閣議決定、閣議了解の、全体として、

特殊法人全部の役員総数で見て半数ぐらいに持つていくというあたりを目標にして、いま努力して

いるところでございます。

○矢山委員 先ほどおっしゃったように、政労協の調査がどういう調査をやつておるかということ

は御存じのとおりでありますからもう言いませんが、その調査で見ますと、天下り官僚が役員の一

〇〇%を占めておる三十一法人というのが列挙さ

れておるわけです。この中には、先ほどおっしゃつたように、特殊法人のほかに認可法人が含まれております。しかしその中で、特殊法人五十五法

人を調査した結果として出てきておる数字は、二十三法人が一〇〇%天下り官僚で占められてお

ります。しかしその中で、特殊法人五十五法

人は天下り官僚となるべく減らせということが言

われていることから見ると、実行が伴つていない

という気が私はするわけです。

○矢山委員 その天下り官僚の整理がつかない理由について

いまおっしゃつたわけでありますけれども、私はいろいろ検討してみると、必ずしも天下り官僚を

特殊法人の役員にしなければ仕事ができないとい

うようなことはならぬのではないか、むしろそ

ういう面を強調することは、一体、特殊法人をつ

くった趣旨はどうなるんだということになると思

うのです。特殊法人というのはどちらかというと

できるだけ自律的な運営をやらせよう、能率的な

運営をやらせようということできたのでしょうか

が、そういうところに役員を全部官庁から天下り

をさせるというようなことで、そういうことがで

が、いまの分類でいかれますと、前職として国家公務員という方が五名全員でございます。

○矢山委員 私がこういうことを申し上げておる

のは、後で行政管理庁長官の御意見を聞きたいと

思つておるので細かいことを申し上げておるわけ

ですが、先ほどおっしゃつたように、年金福祉事

業団の役員は五人、その五人が全部お話をのように

天下りであります。そのうちの四人が厚生省、一

人が大蔵省、こうなつておると思うのですね。

ところが、これをさらに見てみると、これは

特殊法人について東京新聞の特殊法人取材班がい

てあります。しかしその中で、特殊法人五十五法

人の調査した結果として出てきておる数字は、二

十三法人が一〇〇%天下り官僚で占められてお

ります。しかしその中で、特殊法人五十五法

人を調査した結果として出てきておる数字は、二

十三法人が一〇〇%天下り官僚で占められてお

ります。しかしその中で、特殊法人五十五法

人を調査した結果として出てきておる数字は、二

十三法人が一〇〇%天下り官僚で占められてお

ります。しかしその中で、特殊法人五十五法

人を調査した結果として出てきておる数字は、二

十三法人が一〇〇%天下り官僚で占められてお

%に達する。」こう言っているのですね。

こうしたことでないと、年金福祉事業団というものは運営がつかぬのですかね。天下りをやめて特殊法人の自律性を生かすようにしなければいかぬと盛んに言われておるときにこのていたらくでは、まさに臨調の答申なりあるいは閣議決定、閣議了解といふものが一切無視されておるのじやないかという感を深くするのですが、この点、どうなんですか。

○阿部 説明員 御説明申し上げます。

役員一括してお尋ねでございますが、役員の問題と職員の問題と区別して御説明申し上げたいと思います。

まず、役員につきましては、御存じのとおり、年金福祉事業団といいますのは、年金の積立金の還元融資を原資といたしまして運用しているわけでござりますけれども、厚生年金保険あるいは国民年金保険等の制度との絡みが非常に強うございまして、その役員の資質といたしまして、高度な知識、経験が必要となるというふうな観点は御理解いただけたのではないか、こう思いますが、そういうことから、経験、知識という面から結果としてどうしても国家公務員の出身者が多くなったといふふうに私も理解いたしております。

ただ、先ほどお触れになりました閣議了解の趣旨もござりますので、今後は人選に当たりましては、その趣旨にのつとりまして慎重に対処してまいりたい、こう思います。

それから、職員の問題でござりますが、御指示いたしましたように、かなりの部分が、社会保険行政の職員が出てきている形で事業団の方に行きまして仕事を行っているということは事実でございますけれども、ただ、制度発足以来なかなか外部から適任者が得られなかつたということもございますし、それから仕事の中身が相当専門的なことになりますので、勢いすでに知識と経験のある者を登用してきたという面が確かにあらうかと思ひます。これにつきましては、いわゆる出向職員が大多

数を占めるという点につきましては、これまでも委員会でも數度御指摘いただいておりますので、私どもといたしましてこのままはどうかといふふうな問題認識を持つておりますので、具体的な私どもといたしまして事業団の方に検討を命じ、現に事業団の方でも検討を続いていると

いうふうな状況でございます。

○矢山 委員 年金福祉事業団が専門的な知識を要するというの、これまでの国会答弁でも言われておるので、年金関係の専門知識がなければ年

金福祉事業団には行っても仕事ができぬのだ、この意味のことだらうと思うのですがね。では、年金福祉事業団といふのは一体何やるんですか。

○阿部 説明員 御説明いたします。

先ほど申し上げましたとおり、年金の保険料を原資といたしましてその還元融資を受けまして、それを原資といたしまして被保険者あるいは年金の適用事業所の事業主さん等に対しまして必要な融資をするというふうなのが主な業務としている団体でございます。

○矢山 委員

年金保険料を原資として年金福祉事

業団が融資をする、それはもう聞かぬでもわかっているのです。ところがやる仕事は結局住宅だと個人住宅への融資、そういうことが主な仕事なもので、そうすると、年金それ自体についての知識がなければこんなことできません。むしろ、建物の建築確認とか、担保の評価とか、抵当権設定とか、土地建物にかかる専門知識の人でないと使えないのじやないですか。

私は、年金福祉事業団のやつておる事業から言ふと、年金保険料を原資としてやつてあるといふことは、保険料を原資としてやつてあるといふこともございまして、貸付先は厚生年金の被保険者であります。原資が保険料であるということ、その原資の動向なんかは年金法の改正その他の制度と密接に絡んでくる問題であるということと、それから細かいことでござりますけれども、たとえば貸付けに当たりましても、住宅資金ならばどなたにでもお貸しするということではなくて、その被保険者資格の確認、それから貸付額にいたしましても、被保険者期間に応じまして金額の最高限度が決まってくるというふうな点とか、あとは保険料の納付状況等も勘案しながら事業主に対する融資を考えるというふうな面もござります。

それから、医療機関等に対する融資も行つてゐるわけでございますけれども、その融資先は被保険者等が十分利用できるような状況になつておるかどうか。たとえば差額ベッドの状況などはどうか。たとえば専門的知識と申しきふうな問題認識を持つておりますので、このままはどうかといふふうな問題認識を持つておりますので、このままはどうかといふふうな点も加味した上で融資を決定する私どもといたしまして事業団の方に検討を命じて、現に事業団の方でも検討を続いていると

いうふうな状況でございます。

○矢山 委員 年金福祉事業団が専門的な知識を要するというの、これまでの国会答弁でも言われておるので、年金関係の専門知識がなければ年金福祉事業団には行っても仕事ができぬのだ、この意味のことだらうと思うのですがね。では、年金福祉事業団といふのは一体何やるんですか。

○阿部 説明員 御説明いたします。

先ほど申し上げましたとおり、年金の保険料を原資といたしましてその還元融資を受けまして、それを原資といたしまして被保険者あるいは年金の適用事業所の事業主さん等に対しまして必要な融資をするというふうなのが主な業務としている団体でございます。

○矢山 委員

年金保険料を原資として年金福祉事

業団が融資をする、それはもう聞かぬでもわかっているのです。ところがやる仕事は結局住宅だと個人住宅への融資、そういうことが主な仕事のもので、そうすると、年金それ自体についての知識がなければこんなことできません。むしろ、建物の建築確認とか、担保の評価とか、抵当権設定とか、土地建物にかかる専門知識の人でないと使えないのじやないですか。

私は、年金福祉事業団のやつておる事業から言ふと、年金保険料を原資としてやつてあるといふことは、保険料を原資としてやつてあるといふこともございまして、貸付先は厚生年金の被保険者であります。原資が保険料であるということ、その原資の動向なんかは年金法の改正その他の制度と密接に絡んでくる問題であるということと、それから細かいことでござりますけれども、たとえば貸付けに当たりましても、住宅資金ならばどなたにでもお貸しするということではなくて、その被保険者資格の確認、それから貸付額にいたしましても、被保険者期間に応じまして金額の最高限度が決まってくるというふうな点とか、あとは保険料の納付状況等も勘案しながら事業主に対する融資を考えるというふうな面もござります。

それから、医療機関等に対する融資も行つてゐるわけでございますけれども、その融資先は被保険者等が十分利用できるような状況になつておるかどうか。たとえば専門的知識と申しきふうな問題認識を持つておりますので、このままはどうかといふふうな点も加味した上で融資を決定する私どもといたしまして事業団の方に検討を命じて、現に事業団の方でも検討を続いていると

びつてしまつて、某主務官庁の管轄にある特殊法人には、そこに役員が全部おりていく、つまりなわ張りみたいなものができてしまつてゐるわけですね。

そのなわ張りみたいなものの激しい例を言いますと、たとえば通産省で、天下りの数及び天下り先の法人数というので、三十一法人あって六十五名が天下りをしておる。ところが通産省関係の法人への天下りをしておる。どこかが天下りをとるわけですね。

それから、農林省は十六法人、四十五名の天下りがあります。これに対して農林水産省関連の法人への天下りは十法人で三十九名、それ以外は六法人で六名。

大蔵省の場合は、天下りの数及び天下り先法人數は三十一法人、四十一名で、大蔵省関連法人への天下りが五法人、九名、大蔵省関連法人以外の法人への天下りが二十六法人、三十二名。この大蔵省の場合にはまた別に問題がありますので、後で言いますが、そういう状況です。

建設省は、天下り数及び天下り先法人數が十法人で三十四名、建設省関連法人への天下りが七法人で三十名、建設省関連法人以外の法人への天下りが三法人で四名、こういう状況です。

だから、主務官庁から天下り先の法人というのは大体なわ張りが決まつてしまつておる、こういう形になつておるのでですね。これはお認めになりますか。

○栗林説明員 国家公務員の出身者が役員に就する場合の問題でございますが、先生御承知のように、五十二年十二月の閣議決定でもその点をどうぞお聞きください。それで、このときは通産省で十二名。それから地域振興整備公団になつた。このときは、主務官庁は国土庁、建設省、通産省、資源エネルギー庁になつた。役員定数は十八名になつたわけですね。

事業団と海外移住事業団を統合して発足した。それは一九七四年にそれまでの海外技術協力事業団になつた。その段階で主務官庁は外務省で、役員定数は八名。海外移住事業団は、主務官庁は外務省で、役員定数は七名。これがくつづいて国際協力事業団は、主務官庁は外務省で、役員

定数は十八名になつたわけですね。

それから、国際協力事業団といふのがあります。これが一九七四年にそれまでの海外技術協力事業団になつた。その段階で主務官庁は外務省で、役員定数は十八名になつたわけですね。

また、世襲化という問題でござりますけれども、一部において同じ省から行くという場合があることは私ども十分承知しておりますが、それについても一々話を聞いて、そいつた業務上との関連において必要性があるということで、ある程度はそういうことがあり得るというふうに理解して、しかし、批判を招くことのないよう各省と

適任者を求めた場合、関係省庁の経験豊かな人、知識を持つている人が選ばれることが多いということがあります。

そこは、実際問題としてはある程度はやむを得ないのじゃないかというふうに考えております。しかし、それは、その人の適格性の問題でございまして、そのこと自体役員ポストのなわ張り化を招いていいというものではないというふうに理解しております。

したがいまして、実際の人選に当たりましては、その業務の内容とか役職の職務内容などを十分お聞きしまして、私どもも協議を受ける際には十分配慮しながら、その辺を慎重に考慮しながら協議を受けているというふうな状況でございます。

○矢山委員 そこで私は、なわ張り化の典型的な例として、ここに調査されているものがありますから一つ申し上げてみますと、地域振興整備公団というのですか、これは一九七二年にそれまでの産炭地域振興事業団が改組されて発足した工業再配置・産炭地域振興公団を、七四年に再度改組して誕生したものだ。それの時期の役員定数を見ますと、改組されるに従い、また主務官庁がふえるに従つて役員がふえてきている。どういうことになつておるかといふと、産炭地域振興事業団は、主務官庁は通産省です。このときの役員定数は六名。工業再配置・産炭地域振興公団に改組され、このときは通産省で十二名。それから地域振興整備公団になつた。このときは、主務官庁は国土庁、建設省、通産省、資源エネルギー庁になつた。役員定数は十八名になつたわけですね。

○栗林説明員 特殊法人が統合されて合併して、その際に役員がどの程度の数になるかということは十分検定を受けて決まるこだと思ひますが、その際具体的に役員がふえた場合にどういう人が就任するかということは、そのふえた業務との関連においてできるだけ有能な人を求めるということです。その結果、その人の適格性というものを判断することで具体的な選挙がなされたのだろうと思ひます。その結果、その人の適格性といふものをして主務官庁において人選を行ひ、私どもの方に協議が来るということで、そういう結果になつておるのだと思います。

○矢山委員 各省との関連がある、したがつて、また各省から天下りをさせた方がいい、その方が適格者が得られるというふうないろいろな言い分はあります。しかしながら、私はまず第一に、そうちした天下りの実態といふものを全体として細かく把握してもらわなければいかぬと思うのです。把握してもらつた上で、そういう実態が特殊法人の運営について一体どう影響を及ぼすのかと、いうことを考えていただきたい、そういうふうに思つておいて必要性があるということで、ある程度はそういうことがあり得るというふうに理解して、しかし、批判を招くことのないように各省と

態調査というのでは、行政改革という立場から言うと余り意味がないと思いますので、私はその点特に強く要請をしておきたいと思います。

それから、天下りの問題について言うと、大蔵省の場合は特に激しいのです。大蔵省が自分が主務官庁として関係をしておる特殊法人に役員で天下りさせることはもちろん、自分が主務官庁でないところにも役員として出す。その場合に、役員として出すのは経理部の担当理事というような形でしていく。さらにもっとと言うなら、役員だけではなく、その特殊法人の経理、資金面を握る部署に部長だとか課長だとかいう形で全部出していっておるというのが実態であります。その点も御存じでしょうね。

○栗林説明員 私どもの立場では、閣議決定に基づきまして役員の就任に当たつての協議を受けているわけございまして、具体的に把握しているのは役員の問題でございますが、いま先生がおっしゃいましたようなことはどこの省の人に行っているかということは、実は私どもも資料をいろいろ見ますけれども、各省で出向してそこでやめるとかいろいろな事情がございまして、どこの省の人というような言い方がむずかしい場合も日々ございまして、なかなか正確に把握ができないわざだと思っております。

○矢山委員 行管としては、いま問題になつておるのは役員の問題だけで、それはまあわかつておるが、それ以外のものはよくわからぬということのようですが、しかし、特殊法人の実態を調査していく、そしてその機能を今後どうするかということを考えるについては、そういった中間管理職というのですか、そういうものの実態もやはり十分掌握されておらぬといかねと思いますよ。

経理の堪能者は何も大蔵省の天下りや大蔵省出向組だけに限定しなかつて、経理の問題ぐらいいは幾らでも専門家は採れるわけですし、内部だ

つて長いことそこでやつていれば、経理問題ぐらることはこなせるので、何も経理を担当させる職員は大蔵省の出向組や天下り組でなければならぬといふので、そういう点について十分御検討いただきたく、こういうふうに私は思うわけであります。

それで、先ほども触れましたが、これはもうお聞きしてもおわかりにならぬようですから質問とお聞きすることはやめますけれども、この特殊法人についての問題は役員だけじゃない、いわゆる中間管理職の天下りの問題があるということを申し上げたわけで、その極端な例として年金福社事業団というものを取り上げてみたわけです。

しかしながら、この政労協関係で調べた克明な資料を点検してみますと、先ほど私が言いましたように、中間管理職段階にまでその官庁からの天下りあるいは出向組が多数入り込んでおるという実態であるということは申し上げておきますので、特殊法人の改革を言われるのなら、そういうふうに思つた実態把握をやるよう努めをしていただきたいと、そういうふうに思つたわけであります。これも私は特に、特殊法人の問題について実態調査をやっておられるというので、強く要望しておきたいと思います。

それから、特殊法人は現在百九と言われましたね。ところが最近の問題は、三十九年の九月に行政改革全般にわたる答申が出て、それを受けて四十二年十月の閣議で愛知用水公團など五法人の廃止を決めた。このころから特殊法人の設立というのがなかなかむずかしいという徴候が出てきたわけですね。そこで特殊法人にかえて認可法人の形をとるという例が非常にふえてきておるわけです。

○矢山委員 私がなぜこういう点を申し上げるかというと、たとえば阪神外貿埠頭公團ですか、それと京浜外貿埠頭公團というのがありますね、これは統廃合の対象になつてゐるわけでしょう。ところが統廃合の対象になつたという時点で、これにかわるものとしてごみ処理をやらなければいかぬというので、これは運輸省と厚生省が一緒に考えておるようですが、ごみ処理の関係の団体をつくる。それは認可法人としてつくる、こういうような動きが出ておるというのです。その例に見られるように、特殊法人が抑制される。したがつて、特殊法人にかわるべきものとして、行管との関係で認可法人が設立しやすい。したがつて、認可法人をつくっていくという傾向が出てくるんじゃないかと私は思う。この認可法人の問題を全然

し、その九十九の中で公務員関係の共済組合が四十七、それから弁護士連合会などのような国の資格試験合格者の職能団体、これが五つばかりあるそうですが、これを合わせて計五十二法人、これを除外して四十七の認可法人があるというのです。それは先ほども一部言いましたが、戦前に二法人あつた、二十年代に四法人あつた、三十年代は先ほど言いました八法人あつた、四十年代に二十法人あつた、五十年代に十三法人あつた、特殊法人の設立がむずかしくなつた段階でこういうふうに認可法人の数が非常にふえてきているわけです。これは認可法人は調査をしておらぬからわかりにならぬということですか。

○佐倉政府委員 認可法人につきましては、国が必要な事業を行つたため國みずから手で強制的につくるのが特殊法人でございますが、これと異なる点で、民間等の関係者の発意に基づきまして設立されるものでございます。必ずしも特殊法人を抑制した結果だいまのようないふうになつておるというふうには考えませんけれども、私どもの方は、國家行政組織を管理する立場にござりますので、認可法人につきましては特段詳しい調査は行つておりません。

○矢山委員 私がなぜこういう点を申し上げるかといふと、たとえば阪神外貿埠頭公團ですか、それと京浜外貿埠頭公團というのがありますね、これは統廃合の対象になつておるわけです。そうすると、認可法人は私は知らないよと言つておつたのでは、これは済まぬのではないかと思うのです。これはどうですか。

○佐倉政府委員 先生御指摘のとおり、認可法人につきましてもみだりに設立されるようなことは厳に戒めるべきだろうというふうに考えております。予算編成過程等を通じまして、各主務大臣がこれまでに動いておるわけで、主務大臣が言つておいたのを抑えつけて、それはだめだ、行政改革をやろうとしておるときにそんなものは認可するのと考へております。

○矢山委員 各主務大臣が厳しく見ておつたんじやだめなんですよ。主務大臣が厳しく見ておつたところで、その主務大臣は主務官庁の官僚の言うところにはいかぬというふうに思つておるわけですが、それはだめだ、行政改革をやろうとしておるときにそんなものは認可するのと考へております。

行政改革をやつていくといふ上に問題が起つてくるんではないか。認可法人にいたしましても、現在の調査のところで見ますと、先ほど言いました四十七の認可法人があります。その代表者の中で大半がこれまで中央省庁からの天下りなんです。民間人で代表になつておる人がわざわざあります。あります

の問題として考へるということを検討しなければいけないんじゃないですか。

○佐倉政府委員 認可法人につきましては、当然のことござりますが、これも法律によつてつくられるわけでござりますので、その面のチェックは当然受けているわけでござります。それから補助金、出資金等につきましては、財政当局のチェックを受けているわけでございますので、それと監督すべき立場にある各主務大臣がチェックしているということござります。

先生御指摘のことにつきましては、それでは不十分じゃないかというようなお話もございますが、これにつきましては、確かにみだりにつくるべきものではないということを先ほど私申し上げましたけれども、そういうふうなことで厳正にやつしていくべきものと考えております。

○矢山委員 特殊法人なり認可法人の具体的な人事問題を取り上げましてずっと今まで議論を進めてきたわけありますが、特殊法人にしろ認可法人にしろ、特殊法人の場合はもとと経営の実態を十分把握して、その人事がどうなつておるのか、その結果特殊法人が一つのなわ張りのように特定の官庁に囲い込まれ、そしてそれが世襲的に役員やあるいは中間管理職が配置をされていくとかんでメスを入れるということが、私は特殊法人を対象に行政改革ということを考えた場合に必要なんではないかと思うし、ましていわんや、特殊法人の逃げ道として認可法人が先ほど申し上げましたような状態であるとするなら、これに対してもやはり特殊法人と同じような体制をもつて臨まなければいけないのじやないかというふうに私は思うのですが、この点は長官の方から、どういうふうにお考へになるかということを承りたいと存じます。

○中曾根国務大臣 認可法人と特殊法人とは若干性格が異なります。特殊法人はある程度強制的に設立された面がありまして、監督の面がこちらからも出てまいりますが、認可法人は御承知のよう

に強制的にやられたものではないのです。

しかしながら、これが官庁やあるいは特殊法人等の線とつながつて一連のものとして機能している面もございますから、そういう点につきましては委員のお申しつけのとおりよく検討も加え、また

注意してまいりたいと思います。

○矢山委員 そこで、問題を移したいのですが、財政投融資計画合計の実行状況を見ますと、五十年度当初の計画が九兆三千百億円になつておるようですね。これは数字が多少私の調べが違つた場合

はそう言つてください。それから追加改定で十兆七千五十七億円になつた。ところが実際の使用額は八兆九千百七十五億円と、改定計画はおろか当初計画を下回る実行額にとどまつてゐるわけです

ね。

同様に五十三年度までを見ていくと、計画額に対する実行額は年を追つて低下しております。五十三年度においては、当初計画が十四兆八千八百七十六億、改定計画が十五兆五千四百十二億に対し、改定計画と実行額との差、いわゆる未実行額、使い残りが四兆七千三百九十一億円、これは比率为二〇・七%に達しております。

地方公共団体を以上の分から除いた実行状況を見てみます。五十年度当初計画で七兆六千億円が、追加改定で八兆六千二百五十七億円、実行額は八兆六百四十六億円となつております。繰り越しは五千七十九億円と地方を含んだ額にして三分の一の額となつておりますが、五十一年度七千九百三十三億、五十二年度九千六百七十六億、それから五十三年度が一兆七百四十一億円と、これが増加をしております。これはいま申し上げたの機関でも繰り越しが増加しておることを示しておるわけです。

それから使い残りの増加は、繰り越しを増加させるとともに不用額をも急増させておりますが、

十年度の不用額は八百二十三億円であります。これが年を追つて増加して、五十三年度では一兆

四千九百七十三億円とふくれ上がりております。

不用額も地方公共団体分を除いてみると、五十年度が五百四十一億、五十一年度が七百七十億、五十二年度が四千四百五十億、そして五十三年度には一兆四千六百二十六億円と、繰り越しを上回つて急増しておるわけです。地方以外の機関での不

用計上、つまり未使用の増加がこれで急激にふえておるということがわかるはずであります。これをこう見つくると、財投運用が全体的に悪化しておりますということを私は示しておると思います。

この点については、先般どなたかが質問なさつたかもしれません、こういう状況に対して大蔵省はどういうふうにお考へになりますか。私は、

このよう年に年を追つて未実行額、つまり繰り越しや不用が増加しておるのにもかかわらず、毎年財投計画の規模が拡大しておるのはなぜだろうか。これはやはり疑問を持たざるを得ないのです。御所見を伺いたいと思います。

○亀井説明員 御指摘の財政投融資計画の不用額また繰り越し額でございます。

ただいま委員は五十年から五十三年までおつしやられました。確かに五十年以降不用、繰り越しが上昇いたしてまいりました。特に五十三年度につきましては、財政投融資計画を編成いたしました五十二年の秋でございますが、このころは景気振興、資金需要喚起といったような声といいますか、そういう点に重点を置いて計画を編成いたしましたわけでござりますけれども、その後の内外の景気情勢の変化といいますか金融情勢の緩和と申上げますか、そいつた事情等によりまして、不用額、繰り越しが御指摘のように相当額出でておることは事実でござります。

ただ、先ほど委員は五十四年をおっしゃいましたが、五十四年は五十三年に比べまして不用額は約七千億円というように半減をいたしております。

けれども、大体政府系統の金融機関というのは、民間の経済活動を補完するというような立場じゃないかと思うのです。こういった傾向というのは必ずしもいい傾向ではないと私は思いますが、どうでしよう。

○日向説明員 ただいま委員から政府系金融機関につきまして問題点の提起があつたわけでございましたが、委員も御案内だと思いますが、政府関係金融

けなくするようなどうことで、財政投融資計画の規模自身も8%ということで二十二年ぶりに一けたに抑制をするとか、そういう努力を重ねてまつておりまして、できるだけお金を効率的に使つてまいるように、そういう努力を重ねているところでござります。

○矢山委員 五十四年度分についていささか改善されつつあるということは認めます。しかしながら、こういう実態を見ておりますと、財投計画の編成なり改定のあり方というものは、おっしゃつておったように、やはり徹底的に考えていかなければならぬのじやないかと思います。私は、ぜひ十分な御検討をいただきたいと思うわけです。

ところで最近、政府系統の金融機関の融資対象が非常に拡大されておりますね。たとえば開銀が地方のデパートやホテルにどんどん融資をするというようなことで問題になりつつあるようになりますし、また新聞報道によりますと、次期民間航空機のY-X、ボーイング767の購入のために、それをどこが扱うかということで、日下開銀と輸銀とが競り合つておるというようなことも言われております。

いずれにいたしましても、政府系統の金融機関がどんどん進出していって、これは三菱銀行の調査だと言われておりますが、財投資金の融資額のうちで民間部門への融資比率が、三十五年度では三七・四%だったのが、五十四年度には四九・一%、五十五年度には五四・二%となって、官による民への進出が非常に急速になつておるということで、いろいろ批判の対象になつておるようですけれども、大体政府系統の金融機関というのは、必ずしもいい傾向ではないと私は思いますが、どうでしよう。

ただいま委員から政府系金融機関につきまして問題点の提起があつたわけでございましたが、委員も御案内だと思いますが、政府関係金融

機関につきましては、法律に規定された政策目的を遂行するためには政策金融を行つておるわけでございまして、したがいまして、その融資はまず第一に政策的に決められた一定の分野に限つて行われるということです。

それから、さらに実際の融資に当たりましても、輸開銀とか北東公庫、いまお話をございましたが、それにつきましては一定の融資比率、たとえば開銀の場合におきましては融資対象金額の三〇%から七五%といったような程度に抑えておりまして、量的な節度を守つておるわけです。

さらにまた、国民金融公庫や中小企業金融公庫につきましても、これも一件当たりの融資に限度をつけております。原則といいたしまして、国民金融公庫の場合には一件当たり一千五百円、中小企業金融公庫の場合には一件当たり一億五千万円という限度をつけております。また実際の融資に当たりましては、その取引先金融機関との協調にも十分留意しているところでございます。

したがいまして、私どもいたしましては、先生の御指摘ございましたが、政府関係金融機関と民間金融機関との摩擦という問題はできるだけ少なくするよう留意しているところでございますが、なお今後とも輸開銀等各機関におきまして政策金融を一層徹底する。こういう立場から政府系金融機関と民間金融機関との摩擦をできるだけ少なくするよう指導上努力してまいりたい、こう思つております。

○矢山委員 余り消化ができないのに濁沢な財投資金をつぎ込んでいくという、これは無理な融資をやることになるわけです。私はかつて共和製糖事件のときにこれを徹底的に追及した経験があるのですが、やはり金がだぶついてたくさんあると、それを貸して運転しなければならぬというので、無理な融資先をしらえる。そこに利権が絡んでくる。そういう問題で非常に問題を起きております。この不用額や繰越額をたくさん出していくので、補助金の整理ということの実態から言ふうとおよそ違ひはせぬかというふうな意味の御指摘がありました。

要するに、こうした多くの問題を抱えておる財投計画とかあるいは補助金、こういふものに積極的にメスがなぜ入らぬかというのです。そのメスの入りぬ一つの原因是、特殊法人と主務官庁とが

検すれば、そういった無理をせざるを得ないようなどころに来ておる部分があるのじやないか。たとえば開銀なんかがいま盛んに世上にやり玉に上がつておるというのは、開銀が消化もできぬのにどうというで無理な融資をやろうとする。そしてまた融資を受ける方の側は、これは利子が安いですから積極的にこれを受けるという形になるでしょう。そういう問題が出てくるので、私はやはり財投の編成にはよほど慎重でなければならぬと思うのです。

特に財投の経過、私がいまさら言うまでもないのですが、財投計画といふのは、戦後においては産業基盤の充実強化に重点を置いて資金配分をやつたわけでしょう。それが高度成長を支えたところが四十年代の後半からは、今度は国民福祉の充実が叫ばれて、生活基盤充実ということのための資金配分に比重がかかるべきでしよう。今度は、オイルショック以後五十年代に入つてから、経済体質が高度成長から低成長に変わってきた。すると当然資金需要にも従来とは異なったものが出てくるはずなんです。それにもかかわらずやはり財投の配分は、基本的な枠組みはいままでどおり、そして前年度に比べて何ぼふやしていくのだから、どういったような編成の仕方をしておるところに多大の問題があると私は思うのです。だからこの点は財投計画の問題として、今後十分な御検討をいただきたいと思います。

それからさらに、補助金の問題については先般大出委員からいろいろ指摘されておりました。補助金を整理すると言わながら、件数では幾らか減つたにいたしましても、総額としては非常にふえてきて、補助金の整理ということの実態から言ふうとおよそ違ひはせぬかというふうな意味の御指摘がありました。

そうしてまた、この行政改革の重要な部分として特殊法人が取り上げられておりながら、特殊法人に対する統廃合、改革というものが徹底をしていかないというのも、先ほど来指摘いたしました人事問題を通じての特殊法人と主務官庁、その他官庁との強いしがらみというものがあるのではないか。それだからこの特殊法人の整理、統廃合が思うに任せぬ、私は先般来いさきか調査をしてみまして、こういうふうな感を深くしたわけであります。

したがって、特殊法人等、あるいはまた補助金や財政投融資の問題にメスが入らぬ一番大きな責任はやはり大蔵省にある、と同時にそれを断じてやつてこようとする政府側の姿勢が弱い面があるといふうに私は思はざるを得ないのでした。したがつて、こうとする政府側の姿勢が弱い面があるといふうに私は思はざるを得ないのでした。したがつて、こうした面もやはり行政改革と言めたわけです。求めたところが、わからぬというのがほとんど、二、三わが省の管轄しておる特殊法人の子法人、孫法人はこういう状態だと言って幾らか資料を出した人もあります。しかしながら自分が自分の権限保持、自分の身分保持のために大きな根を張つておるかということを痛感したわけです。だからこうした子法人、孫法人というものが一体どういう実態なのかということも、やはり政府としては、今後頭に置いて実態を調べらねばならない大きな原因があるのではないか。私はこういうふうに思はざるを得ないわけです。

私の方で子法人、孫法人に対する資料提出を求めたわけです。求めたところが、わからぬというのがほとんど、二、三わが省の管轄しておる特殊法人の子法人、孫法人はこういう状態だと言って幾らか資料を出した人もあります。しかしながら自分が自分の権限保持、自分の身分保持のために大きな根を張つておるかということを痛感したわけです。だからこうした子法人、孫法人というものが一体どういう実態なのかということも、やはり政府としては、今後頭に置いて実態を調べらねばならない大きな原因があるのではないか。私は思っています。

私が方で子法人、孫法人に対する資料提出を求めたわけです。求めたところが、わからぬというのがほとんど、二、三わが省の管轄しておる特殊法人の子法人、孫法人はこういう状態だと言って幾らか資料を出した人もあります。しかしながら自分が自分の権限保持、自分の身分保持のために大きな根を張つておるかということを痛感したわけです。だからこうした子法人、孫法人というものが一体どういう実態なのかということも、やはり政府としては、今後頭に置いて実態を調べらねばならない大きな原因があるのではないか。私は思っています。

○中曾根國務大臣 矢山委員のお考えに全く同感です。それで、最後に一つだけ、これは長官にお伺いしたいのです。

矢山委員 もうこれでそろそろ終わりにいたしましたが、さらにいろいろ調べてみますと、特殊法人や、認可法人でもそうですが、子法人、孫法人と言われるものがありますよ。そして特殊法人の子法人のところへ官僚が天下りをする、その特殊

扱いについて、三十六年の臨時設置法であつたように「公務員の人員整理を意図しない」というような付帯決議をしないよう特に求めた。」

こういうことが報ぜられております。

これがもし事実なんだとすれば、私は公正な国會審議に対する不當な介入だと言わざるを得ないと思うのですが、どうなんでしょうか。

○中曾根國務大臣 その点はこの委員会でも前にお尋ねいただきましてお答えいたしましたが、そういうよう私から発言し、またお願ひした事実はございません。

ただ、第二次臨調の提案に關しましていろいろ御質問がございましたが、それに対してもいろいろ私が説明を加えました。その中に、人員問題や何かについて世論が非常に厳しいことを言つてゐるのが私たちのところに聞こえます、困つたものであります、しかし、われわれといたしましては、いままで決められたいろいろな付帯決議やその他については十分考えていかなければならぬとは思つております、そういうよろづやうにいろいろ厳しく言つているのは困つたものです、そういう意味の不定愁訴みたいなことを申し上げたことはござります、それけれども、委員会がおつくりになる付帯決議その中で、世論がこういうふうにいろいろ厳しく言つておられるのはきわめて困つたものであります。

○矢山委員 そういう一連の話の中でそういうふうに受け取られるような部分があつたから、そういうふうに受け取られるようにならぬことではありますけれども、委員会がおつくりになる付帯決議について干渉がましいようなことを申し上げたことはございません。

○江藤委員長 安井吉典君。  
上部の機構、中央省庁の機構だけをふくらまし署、ここらあたりに行つてみると、定員削減ということで一律に削減をされる。そこで本来のいわゆる職安の求職のあつせんあるいはまた労働基準監督署の仕事がまさにできない、こういうような実態が出ておるということを承知しておるわけであります。

○中曾根國務大臣 全部推測記事であります。  
それから、事実無根かどうかという点は、調べた方いろいろお調べになつたので、私から干渉せが第一線の行政担当者のところにいくというのでは本末転倒ほはなはだしいということになります。それで、この点は強く御指摘を申し上げまして、肝心かなめの人員整理で、しかもそのしわ寄せがましいことは申し上げませんが、われわれの方でどの法人をどうするとか、幾つ行うとか、幾らお金を吸い上げるとか、そういうことを決めたことはございません。

○安井委員 これには決めたとは書いてありますね、どの新聞も。そういうことで検討を進めておられると書いてありますが、それも事実無根ですか。

○中曾根國務大臣 幾つにするとか、幾ら巻き上げるとか、そういう方針で検討していることもございません。

○安井委員 それじゃいまの段階はもう全く白紙だ、こう受けとめていいわけですね。

○中曾根國務大臣 特殊法人全般について財務諸表の提出を求めて、一つ一つ検討している、そういう状態でございます。

○安井委員 それではもう少し伺つてまいりたいと思いますが、いま財政難で財政再建という大きな課題を政府は持つていて、その際の質問の中身は、朝日新聞の「特殊法人の剩余金を納付させるという方針」、特殊法人から剩余金を納付させるという方針で行管は進んでおられるのではないかかといふことですか。

○中曾根國務大臣 ですから、予算編成と見合いであります。それで、そのときここにいませんでしたので、明確な御答弁の中身を聞いていないのです。ですが、全般的に予算に間に合わせるようやく、そういうことでお進みになつておられるのではないかかといふことですか。

○安井委員 大蔵省からもおいでいただいている

になつてゐるのか。行管の方でこういう財源があるから教えてやろうというよなことで、行管独自作業をお始めになつてゐるのか。その辺が聞きたいわけです。今日までの段階で両省庁の間でいかなる協議や連絡が行われてきたのか。それもあわせて伺います。

○藤原説明員 御承知のような財政危機の状況でござりますので、私どもいたしましては、歳入歳出の両面にわたりまして財政再建に資するような見直しの余地があるかどうかということを検討をいたしていかなければいけないというようなことであるわけござります。ただいまの御指摘の点につきましては、「今後の行政改革に関する基本的な考え方」というところで、「特殊法人の経営基盤の強化に配意しつつ、財務の厳正化を図る観点から經營の実態を見直す」ということになつてゐるわけでございまして、具体的には行政管理庁とも十分協議を行いつつ、財政再建にも資するよう以後検討をしてまいりたい、こういうふうに考えております。

○安井委員 私、お聞きしているのは、今までの経過です。どの程度お話し合いが進んで今日まで來ているのか。その点です。

○藤原説明員 行政管理庁におかれまして特殊法人の経営見直しの調査をされておられるということは、私ども承知しております。

○安井委員 では、今まで相互連絡はないわけですね。

○藤原説明員 調査の結果につきまして、私どもはその結果を伺つておるというよな段階にはまだ至つております。

○安井委員 現在調査中でございまして、話と特殊法人といいましても百十もあり、全部性格が違うわけで、特殊法人一般というよなルールはないわけです。三公社五現業だけでも一つずつ全く性格の違うものであるわけです。それぞれの法人の成立過程のいきさつやら特殊な性格等が違うわけですから、私は問題はそう簡単ではないと思います。新年度の予算に間に合わせるといったのが、調査ということが話であれば別でございますが、私どもの意見めいたことは申し上げたところはどうございません。調査をやつてある段階でございます。

○安井委員 大蔵省側は、この特殊法人の中でも一番大どころは電電公社ということで押さええて、電電公社から電話加入税というよな形で納付されるというよな仕組みを考えているという報道もありました。これも中曾根長官に言わせると、もう日本の報道機関は推測ばかりで書いているよな感じを受けるわけですが、この点はどうなんですか。大蔵省として、この問題についてそういうふうなことになつてゐるのかどうか。電話加入税というよな形になると、加入者にずっと一遍にかかっちゃうわけですから、悪平等の新しい税金がまた生まれてくるというよな感じも受けられるわけであります。大蔵省どうでしよう。電電公社に対しまして何らかの御協力を願ひであります。いかなければならないと考えておるというふうな構想は全くないのでですね。白紙なんですね。

○安井委員 そうすると、電話加入税などといふことを大臣から別の委員会でお答えを申し上げておるわけござります。

○藤原説明員 ただいまお答えしたとおりでございます。

○安井委員 では、これも事実無根だということのようですね。きょうは事実無根がよくはやる日ですが、やはり大変重大な問題ですから慎重に扱つていただき必要があるのでないかと思いまいます。

○安井委員 では、これが事実無根だということのようですね。きょうは事実無根がよくはやる日ですが、やはり大変重大な問題ですから慎重に扱つていただき必要があるのでないかと思いまいます。

○安井委員 調査が進んできても、ここまでお話をもらえるところまでいってないわけですが、新聞に推測記事が出るところでしかないときつときつしゃつたじやないですか。大蔵省と行管との間のお話もできないし、まして各省庁との話もない。そういうよなものができるわけがないと思う。もしできるとすれば、それはまさにどろなわどろう、こう思うわけであります。

そこでこの特殊法人の中でも一番大きなねらいは電電公社だと伝えられておるわけですが、電電公社の剩余金についてはどれくらい見込んでおられるのか。その剩余金というのは一体どういうよな形で保有されているのか、その点、行管の今日までの御調査の結果を伺います。

○中政府委員 ただいま調査中でございますが、電電公社の剩余金、五十二年、五十三年、五十四年と非常に多額のいわば收支差額と申しますが、出ておるのは事実でござります。それから設備の積立金等いわば資本に該当するものも相当あるのも事実だと思っております。

○安井委員 その剩余金というのは、いまどういふ形で積まれておるのですか。

○中政府委員 剰余金は、現在の実際の形から申しますと、資産に化体しているのが多いと思っております。

○安井委員 では、みんな物に変わつているわけになつてしまつておるのではないですか。何か一兆何千億円も電電公社のどこかにうずたかく積まれておるような感じを受けるのですが、どうじ道を決めて、設備やら償還やらみんなそういうものになつてしまつておるのではないですか。何かましい、それは法律に基づいて国会がきちっと使いつておるわけではありませんが、大蔵省どうでしようか。私は非常にむずかしいと思うのですが、どうですか。

○中曾根國務大臣 特殊法人のいろいろな経理や財務につきましては、八月ごろからいろいろ調査もしておりますが、また財務諸表の提出も正式に求めいろいろ検討も加えておるところでありまして、そのような成果を踏まえてどういうふうに求めていろいろ検討も加えておるところでありまして、そのような悔いを残すことになりはしないかと思います。大臣どうでしよう、どちらが式で予算に間に合わせるなんどいうことができるでしょうか。私は非常にむずかしいと思うのです。

ようには思うのです。一般の会社の決算剰余金とは何か違うように聞いておりますが、その点ひとつ明確にしてください。

○岩下説明員 お答えいたします。

電電公社の事業經營の基本としましては、いわゆる受益者負担によって運営する、また独立採算制によって運用するということが設立の経緯からはつきりしておるわけでございます。いまのお尋ねのいわゆる収支差額の問題でございますが、各年度の予算の中で、加入者に対するサービスの改善のためのいわゆる改良投資に充当するということで予算化をされております。実行の過程に入りましたとして、いわゆる収支差額が予算を上回りました場合でも、同じような趣旨で利用者の何らかの形に、サービスの利便の向上その他に使えるように還元をする、こういう使い方をしておるわけでござります。

現実の問題といたしましては、いわゆる支出予算の支出権の拡大をいたします場合には弾力条項がございますが、予算総則の規定によりまして、主務大臣、つまり郵政大臣の認可を経なければ支出権の拡大に充てるような支出はできないということになつております。

○安井委員 ですから、今までの剩余金といま行管の方で称しているお金は現実にあるのか。お金としてはないのでしょうか。何かのかっこうになつておるのではないかですか。

○岩下説明員 御指摘のように、いわゆる余り金という形で剩余金がキャッシュの形であるものではございません。そのすべてが通信サービスを提供するための通信設備、つまり固定資産に化体をしておるというのが現状でございます。

○安井委員 収支の差額が出れば、それはまだ料金が高いからそういうふうにプラスが出てくるのかもしれません。そういうような意味で受益者に還元をするということを私たちはこれまで主張してまいりました。そういうよな中で、夜間の遠距離通話料の値下げをぜひやるべきだという主張を続けてきました。これが間もなく行われる

はずだと思いますが、どのくらいの支出の増になると何か違つうように聞いておりますが、その点ひどく明確にしてください。

○岩下説明員 お答えいたします。

いわゆる電話料金の市外、特に遠距離市外通話料が高い、また逆に市内通話料は諸外国に比べまして、いわゆる収支差額が予算を上回りました場合でも、同じような趣旨で利用者の何らかの形に、サービスの利便の向上その他に使えるように還元をする、こういう使い方をしておるわけでござります。

さしつき、まず大臣の認可をもつて可能な夜間通話料金の値下げを実施するということを先般郵政大臣から認可をちょうだいいたしまして、この十一月二十七日に実施することになつております。内容は、現在の四割引きの夜間の割引の時間帯を前後、時間ずつ拡大をすることと、新たに午後九時から翌朝の六時まで六割引きという深夜の割引を設ける、この二点が内容でござります。

さて、この影響額は、平年度で申しまして約千五百億円の減収になるはずでございますが、推計によりますと、恐らく逆に二百億円程度の利用増もあるだろうということで、差し引き平年度千三百億円の減収というふうに見積もっております。今年度は実施の期日が短うございますので、全額でございますが、五十六年度はこの約三千三百億円の減収を見込むということで、現在政府に提出しております電電公社の五十六年度予算の中に組み込んでございます。

○安井委員 遠距離の料金はまだ高いですね。私は北海道だから、東京との連絡の電話、私は特別に電話をたくさんつけておるわけでもないし、特別たくさん電話をかけるわけではないのですが、一月の電話料は二十万円ぐらいかかってしますが、向こうからかけるものとこちからかかるものが、普通の形でそれぐらいかかりますよ。だから距離が遠いと大変なんですね。こういう意味で、もしそんなに余っているなら、まずそういうふうな遠距離の料金を下げるとか受益者へのサー

ビスをもつと強くすべきだと私たちは思うのです。それについて今後の考え方はどうですか。

○岩下説明員 先生御指摘のとおり、市外通話料、特に遠距離の市外通話料の問題、これは夜間

は減るのではないですか。その点明らかにしてください。

○安井委員 お答えいたします。

これもきのうの新聞ですか「電電公社の通信病院新設利益隠しの疑い 行管庁が特別調査へ」。という大きな見出しで出ている記事があります。金が余っているから大急ぎで病院をつくったというような、これも中曾根さんの言葉を使えば推測記事なのかどうかわかりませんが、どうなのです。この事実関係をひとつ明確にしていただきたいと思います。

○中政府委員 五現業、それから三公社の付属の現業関係の病院と申しますが、これは非常に赤字が多い。収支率が二割から三割であるということがかなり前から言われておりますが、五十五年度の監察計画にのつとりまして、私ども近く監察を実施する予定でございまして、そういう意味合いで、電電公社の通信病院も対象になるという意味では、いま検討を進めておる段階でございます。

○澤田説明員 お答えいたします。

新聞に記載されておりました東北通信病院でございますが、この病院の設置に關しましては、部内的には昭和四十八年に設置の方向を定めておりまして、その後準備調査を進めました。予算の要求は五十一年度から五十二、五十三、五十四と四年間に分割して予算が成立いたしております。五十一年度には敷地の選定を行い、五十二年度から百三十床の規模をもちまして建築に入りました。以後、建物の完成後必要な医療設備の導入を行いまして、昭和五十五年一月完成、二月から診療に入っております。したがいまして、このような長

期的な観点から設置を囲り、開設したものでございまして、新聞報道にござりますような利益隠しというようなことはどうしてい考えられないといいますか、無縁のものであるというふうに考えておられます。

○安井委員 金が余ったから急にばたばたとつくったというものではないわけですね。電電公社のお金というのは、あくまでも電話加入者の払った金だということになるわけでありますから、その経営目的に合うような方向で使われなければいかぬと思うし、それからまた、これからますます電

期限が到来いたします。加えまして、昭和四十年代の後半、昭和四十八年、九年ころ、また五十年ころ、三百万を超える架設をいたしました。その関係で、いまの加入者引受債券が大量に発行されましたが、これの期限が十年でございますので、これが五十八年、九年ころ償還のピークがやつてくるということで、需給両面におきまして非常に資金的に苦しい事情になつてくる。片方でまたいろいろのサービスの改善、電話以外のデータ通信その他のいわゆる非電話系サービス等に対する投資需要あるいは既設の加入者に対するサービスの改善の投資、こういった設備投資の需要も増加していく、そういう中で資金調達の問題が昭和五十七年の終わりから五十八年、五十九年ころにかけて大きな問題として出てくるだろう、そのため現在いろいろ対応策を考究中である、こういう状況でございます。

○安井委員

公社の総裁もおいでをいただいておりまますから、最後にちょっとお考えを伺つておきたいと思うのですが、今度の剩余金の問題というのは、結局電話料の収入と支出とが、余つたというかつこうで差ができた、それが問題だというふうなところですが、今度の剩余金の問題というのは、本當はもつとサービスをよくして料金を下げなければこんな余りが出なかつた、そういう言い方もできます。料金が高過ぎるのではないかということですね。第二には、今度は支出の方です。設備の改善あるいは債務の償還をもつと積極的にやるべきだったが、それを十分やっていないから金が余つちゃつたんだ、こういう見方もできるわけです。それから三番目には、いまも御説明ありますけれども、長期的に見て将来の経理全体の見通しの中からセーブしておいた方がいいのではないかといふような形で、意識的にそういうふうなものを残してきたのだという、三通りの見方ができるわけであります。

しかし、いずれにしても私は、今日までの公社のこのあらわれてきている数字というのは、公社の経営の中で労使が生み出したものであつて、そ

してそれは利用者たる国民のものだ、こう意味づけていいのではないかと思います。ですから、私が今までの放漫財政で赤字が一億円超えていたこと、そこで、需給両面におきまして非常に資金的に苦しむことになつて、國債を減らさなければなりませんが、これは利用者たる国民のものだ、こう意味づけていいのではないかと思います。ですから、私が今までの放漫財政で赤字が一億円超えていたこと

が、これから言わせれば、今日までの放漫財政で赤字が一億円超えていたこと、それで、需給両面におきまして、一番直接的なものは、料金値化をしてくるわけです。そういうような中で、あくまで真に国民のための情報、通信の役割りを果たすことができるよう公社制度の見直しこそ先決ではないかと私は思うのです。その点、お考えを伺います。

○秋草説明員

お答え申上

げます。

非常に基本的な御質問でござりますが、いま先生がおっしゃった中で一つだけ、電電公社は設備投資をまだやつていないんじやないかといふうございまして、ひととおり根本的に考えていただかなければならぬ問題は、電電公社の建設投資というものは、実に巨大なものでござりますると一兆六千八百億という巨なものでござります。その金はほとんど借金、電電債それから外債もありますが、借金によって賄つているんです、一部を、いま問題の收支差額と申しますか余剰金といいますか、そういうものによつてやつておるのでございまして、公社発足以来二十八年になりますけれども、公社の財産といふものは、八〇%は国民の加入者の拠出したあるいはお借りしたお金からできていたということが正確にバランスシートから申せるのでござります。あと二〇%は電債、独自の力で借金をしている。要するに全部借金と自己資本でやつておる。それで政府はどういう立場に立つておるかと申しますと、財政面からいいますと千分の八、金額でいりますと百八十八億、いわゆる民間の資本金に当たるものはわずか〇・八%でござります。だから、まず私はないと言ってもしかるべきだと思います。そいつ

で、まだかれこれ言う立場ではございませんけれども、一般論としては、非常に公社の制度にはじまない方針であるというふうに理解しております。

○安井委員 時間がだんだんなくなってきたんだから申します。失礼しました。

今後この納付金の問題も、まずこの問題は国民の皆様にお返しする、便益のために使うということでおこなってまいして、一番直接的なものは、料金値下げをするということ。それからもう一つは、間接に、自己資金によって、安い、利息のつかない金によって建設をするということでござりますが、この問題も世帯が非常に大きくなりましたから、四千五百億とか三千何百億という金は非常に大きくなっていますが、率としたら一割ぐらいでございまして、過去におきましては二割五分の收支差額を上げたときもございますが、先般来私どもはこれを早く国民にお返しするという意味で、さしつけたことがあります。

十六日から割引の料率を変えまして、この十一月二十七日から割引をよくする、これが一番手つ取り早い話でございますが、将来の展望としましては本格的な遠距離の格差を是正するということを私は考えておりますが、金額によつて賄つているんです、いま問題の收支差額と申しますが、将来の展望としましては、ちょうどたまたま五十七年、八年ごろから料金の水準が水面下れずになりますの

で、同時に将来の展望を立てまして、根本的に料金の改正を図るというやさきでござります。そしてもう一つは、五十八年の三月には、二十年間わざわざ非常にお世話になりました加入者からの引

受電債の時限、立法が切れますので、これはまだ法案を出さないと決めたわけではございませんが、これも非常に大きな財源が二千億ほど減つてしまります。そういうやさきでござりますので、この問題に対しましては、私たち非常に苦しんでいたところでございまして、将来の展望を考えますと、受益者負担、独立採算ということに徹しまります。そういふときは、この問題に對しましては、私たち非常に苦しんでいたところでございまして、将来の展望を考えますと、受益者負担、独立採算ということに徹しまります。そういうやさきでござりますので、この問題に對しましては、私たち非常に苦しんでいたところでございまして、将来の展望を考えますと、受益者負担、独立採算ということに徹しまります。

○安井委員 もうこの問題で時間がかかり過ぎておりまます。先ほど来承つておるように、まだ具体的案、何一つできておりませんの

です。いずれにしても、いま電電公社の例ですけれども、その他の特殊法人でもなかなか問題がたくさんあるんじゃないかと思うのです。したがって、慎重な態度で臨んでいただきたいということをひとつお願ひをしておきたいと思います。

そこで、臨調の問題でありますと、経費はどれくらいを見込んで要求されておるのか。それから事務局はどこへ置くのですか。総理府の中だ、こう書いてありますが、総理府の中のどこかの一室を充てるのか、それとも別なところに持っていくのか。それからまた委員の給与はどうお考えなのか。それからまた委員の給与はどうお考えなのか。専門委員のようなもの、第一次臨調にはあつたわけですが、そういうようなものを置くことできちっとしたものにしていくのか。それらについてのお考えを伺います。

○林政府委員 まず建物をどこに置くかというところでございますが、ただいまそれを方々適当などを探している最中で、近々決まると思います。

それで、建物の部分を除きまして経費がどれくらいかかるかということでございますが、来年度で年間大体三億余りでございます。経費の内容でございますけれども、まず委員九名、これは非常勤でございますが、大体週一回くらい集まつていてただく。前回もさうでございました。それから専門委員、これは前回二十一名でございましたが、今回もなるべく規模は小さくしたいと思いますけれども、専門委員は余り減らせないと思想いますが、これが週二回くらい来ていただくということがあります。それからとては事務局、これは調査員と会議等の庶務、それからいろいろな資料整備等でございまますけれども、前回百十人ほどでございましたが、今はそれよりも少なくしたいと思っております。これは行政管理庁等からの出向職員で充てたいと思っております。なお、単価でございますが、一日当たり幾らというのは、これから予算折衝の過程で査定当局といろいろ御相談して決まるということでございまして、まだ決まっておりません。

以上でございます。

○安井委員 行管の今後の方針等も伺つてみたい

のままでもおっしゃつておるわけです。地方制度調査会等の建議もこれまでしばしばあるのですが、いかに中央地方を通ずる改革という方向が私は望ましいと思うし、そういう意味合いのことと長官はい

までもおっしゃつておるわけです。地方制度調査会等の建議もこれまでしばしばあるのですが、かりだと思います。やはり地方の時代というが、中央集権から自治、分権、参加、そういうような方向への行政改革というようなことでなければならぬのではないか。特に府県では市町村に対して権限委譲をするというのが近ごろはやりみたいに広がっています。情報公開のことと同じようにいろいろ自治体では努力しているわけですよ。しかし今までの行革方針の中には、中央地方を通じて問題を考えると言ひながら、この権限委譲や財源委譲等については全くノータッチと言つてもいいような状況の中にあるわけです。これからもつともと臨調の討議の中にもこれを入れていく必要があるだろうし、行革の具体的なあり方として、そういうことに配慮を加えていくべきではないかと思うわけです。運輸だけ先に行つてしまふといふかと思うわけですが、どうでしょう。

○中曾根国務大臣 中央地方の問題も第二次臨調の大きな課題として御論議いただくことになると思ひます。

御指摘のように、中央と地方との関係におきましては、第一次臨調においても指摘されたこととおきましても、人事交流の活発化というようなことは考えておりますが、なほどのものではございませんけれども、暫定的な措置としてそういうところからでも手をつけていくことによって、いま申し上げました人事交流の改善を図ろうということを決めているわけでござります。これはもちろんこれにかわるというほどのものではありませんけれども、附帯決議もあるし、五大臣の覚書もあるわけですよ。あとの問題はぐすぐずのままに終わってしまうというおそれもあるからです。七十二回国会の附帯決議もあるし、五大臣の覚書もあるわけですよ。そういう中でことしの六月をめどに終わってしまうというふうに御処理をされるおつもりでしょうか。

○佐倉政府委員 この地方事務官制度の問題でございますが、なかなかむずかしい問題がたくさんございます。先生お話しのとおり、運輸省のうち車検、登録問題につきましては、現在今国会に道路運送車両法等の一部を改正する法律案を御提出して御審議をお願いしているわけでござりますが、御指摘のとおり、そのほかの厚生省の社会保険関係及び労働省の職業安定関係の地方事務官の問題並びに運輸省の陸運関係の地方事務官制度のうちの引き続き懸案とされているこの三点につきましては、銳意政府部内においてその取り扱いを検討、協議を進めてきているところでございますが、これらの問題は国と地方公共団体の機能分担のあり方及び現にそこに勤務しております職員の身分等に関連する問題でございますので、なかなかそういう問題の抜本的な解決策を見出すことができなく、現在までのところ、その成案が得られないわけでござります。

○安井委員 そういう中で地方事務官の問題がまだに未解決になつてきているわけです。地方自治法の附則第八条で「当分の間」というのがもうござりますが、これは毎年、三月末とか六月をめどだと、一応めどを立てながらするする来ていきますが、この行革本部の了承として決まつておるわけですが、問題がむずかしいのはわかりますよ、これまで来たわけですからね。しかし、やはり何かめどをきつと置かなければ、するするのままに行つてしまつというおそれがあるのでな

区分ができる自治権を尊重するという立場が貫かれながら、ちょうど旧憲法の時代は地方自治体はおサルみだつたと思うのですが、そのおサルが新憲法で人間になった。しかし、いまだにしつばだけが地方事務官という形で三十数年続いてきている。いまだに自分の間だというものはおかしいなりました運輸の関係についての法案がそのまま話だと思います。今度の国会にも從来から提案がありだと思います。やはり地方の時代というが、

政府としましては、今後とも問題の基本的の解決の方向を見出すべく、引き続き検討、協議を進めてしまいるということになつておりますが、さしあたりこの結論が得られるまでの間においても、何

らかの改善策はないかということで、暫定的な措置としまして、これは都道府県の方のでございますが、地方事務官関係部局と一般知事部局との間の人事交流の活発化を初めとしまして、行政運営の改善を図ろうということを決めているわけでござります。これはもちろんこれにかわるというほどのものではございませんけれども、暫定的な措

いかと思います。  
いまのことではありますと、検討するじゃ、どこまで行つてしまふのですか。やはり来年の三月末とか、そういうふうな一つのけじめをつけるといふことですよ。大臣、どうでしょうか。

○中曾根国務大臣 できるだけ早く解決したいと思つております。今まで解決できなかつたといふことは、歴代長官もお約束したことができなかつたことで、まことに申しわけない事態であると思つております。私の代になりましたので、私も責任を感じまして、できるだけ早期に関係各省及び地方との了解を取りつけて、よい解決案をつくつてみたいと思っております。

○安井委員 中曾根さんのときに解決できた、そういう歴史に残るよう、ぜひ御努力をお願いしておきたいと思います。

最後に、行政改革というのは、新しい社会経済の情勢に対応して、国民のニーズにこたえる行政制度を新しくつくることであり、したがつて、たくさんある政策に優先順位を付していく、優先順位の高いところには人も金も多くつけていく、機構的な充実もやっていく、そうでないところは減らしてもですね。その政策の優先順位ということには、私は行政改革ということの大好きな意義を思うわけであります。一律削減などと数字合わせのやり方だとか、たとえば官林局は何としてでも二つぶさなければいけないというふうな法律をつくる。行政制度立法などというのは、実に具体的、現実的な法律でなければいかぬのが、なくなる役所の名前も、できる役所の名前もないわけです。あんな法律なんて、私は初めて見たと思います。もう国会を通つてしまつた。ですから、あなたの方はおかしいと思うのです。国民のための緑の山々をつくり上げていくという大きな政策目的があれば、それを充実するということも必要だし、もうそんなのはどうでもいいと思え減らすのもしようがないかもしませんが、いまどんどん減らしているわけですね。

一例を挙げればそういうことなんですかねけれども、行政に対する優先順位をつけていくということの大切さ、その点について、大臣、どうお考えでしようか。

○中曾根国務大臣 きめた細かい真実をつかんだり方は、そういう安井さんのおっしゃるようなことであるだろうと思います。私たちもそういう心がけで一生懸命努力してまいりたいと思います。私たちもそういうことが、今まで歴代なぜそれができなかつたのか。佐藤さんのときにも一省一局削減というようなことがあって大分批判を受けましたが、それを見ると、やはり相当役所の抵抗があつたり、いろいろ障害になることが惹起される、いわゆる各論になると反対が出てしまう、そういうことで、一律にそういう措置をせざるを得ないのが次善の策となるのであるだろうと思います。しかし私たちには、ベストを求めて、できるだけ次善の策に流れないと、やはり相手の抵抗があつたり、いろいろ障害になることが惹起される、いわゆる各論になると反対が出てしまう、そういうことで、一律に問題を終わります。

○江藤委員長 岩垂寿喜男君。  
○安井委員 次善でなしに最善の策を目指していくくというそのいまのお言葉に期待をして、私の質問を終わります。

○岩垂委員長 この臨時国会で、地方支分部局の整理統合法案で三日間、第二臨調で三日間、中曾根長官におつき合いをいたいたわであります。

○江藤委員 この臨時国会で、地方支分部局の整理統合法案で三日間、第二臨調で三日間、中曾根長官におつき合いをいたいたわであります。

○安井委員 次善でなしに最善の策を目指していくくというそのいまのお言葉に期待をして、私の質問を終わります。

や国民生活にかかる二ニーズにこたえる行政の制度、機能のあり方を検討すること。第四は、財政再建の名において、福祉の切り捨てや社会的弱化立場の人々を切り捨てる事のないよう十分に配慮すると同時に、公務員労働者の人員整理や身分あるいは労働条件の切り下げは避けること。またつけ加えますけれども、形式的な一省一局削減方式というふうなことにこだわらないで、大局に配慮すると同時に、公務員労働者の人員整理や身分あるいは労働条件の切り下げは避けること。

○中曾根国務大臣 まず第一に、調査会で広範な視地から検討を加えていくことなどなどの点について要請をし、御答弁をいたいたわでござりますが、この席上で改めて長官の誠意のある御答弁をいただきたいものだと考えます。

○中曾根国務大臣 国民世論が反映できるように配慮することという点については、お説のとおり、広範な国民世論が反映できるように配慮いたしたいと思います。

○中曾根国務大臣 第二に、関係労働組合との関係でござりますけれども、関係労働組合の意見をこの審議の過程におきまして十分に従事して、お互に意思が洞通するようなな措置を講ずるように委員に対して私の方からもお願い申し上げておきたいと思います。

○中曾根国務大臣 第三番目に、社会経済や国民生活の新しいニーズに即した行政の制度、機能のあり方を検討する。これは恐らくプライバシー法や情報公開等も含めてのお説であると思いますが、この点も同意でございます。

○中曾根国務大臣 それから、財政再建の名において福祉の切り捨てや弱者の切り捨てを行うことのないようになります。このことは当然のことです。いまして、財政再建のためにのみ福祉の切り捨てや弱者の切り捨てを行わないことは穏当な政治であると思ひます。

○中曾根国務大臣 これはもうすでにやりとりのあったことですか  
〔委員長退席、染谷委員長代理着席〕  
第一は、言うまでもないことですけれども、調査会には広範な国民世論が反映できるように配慮すること。第二は、関係する労働組合との交渉、協議を通して円満な審議を保障すること。これは長官のお言葉の中にも何度か触れられているのでいたしまして、福祉問題やその他についてある程度の影響が出てくるようすることは、将来大蔵

当局はどういうような措置をとりますか、これはわれわれがそれ以上言及することは越權でござりますから申し上げませんけれども、しかし、福祉、弱者に関する問題は、われわれとしても十分慎重に考慮しなければならないことであると思ひますから、そのように措置いたしたいと思います。

○中曾根国務大臣 公務員労働者の待遇の問題でございますが、公務員労働者の身分や待遇にいたずらなる混乱やあるいは不安定なことが起こらないようになりますが、この行政改革について画一的な措置を避けるようにというお説でございましたが、これも安井委員の御質問にお答え申し上げましたとおりに、画一的な処理というものはできるだけ避けるよういたしまして、眞実に向かってわれわれが直進していくような措置ができるだけとのよう努めいたしたいと思っております。

○岩垂委員 多少言葉遣いにちぐはぐな点もござりますけれども、それはそれとして、とにかく公務員労働者の不安を避ける配慮あるいはまた行政サービスの低下などについては、これをもたらさないような最善の努力をまず求めておきたいものだと思います。

○岩垂委員 次に、これは私自身がブロック機関の整理統合に関する法案の審議の中で、あるいは長官御存じのとおりに本会議の席上で、民主的な行政の制度、機能の改革を推進することを具体的な形で提案をいたしました。それはもうここでは繰り返しませんけれども、政界、財界、官界の癒着の構造、これを排除しなければならぬ。そのためには政策形成に至る過程の民主的なルールの確立という点。なかなか予算編成にかかる組織あるいは体制を見直すという点。このことをまず強調しながら、二番目に、補助金や財政投融资や許認可制度あるいはいわゆる行政指導と言わされることを通しての企業に対する干渉あるいは介入、さらには特殊法人の問題、これらを洗い直す

といふことに重点を置くべきではないだろうか、

このように申し上げた点。それから中央集権、統割り行政の現状を改善するということ。四番目には、地方自治の理念を尊重して國の地方に対する不当な介入をやめて、國と地方の行財政の再配分というものを促進をすること。実は、これは私が指摘したわけじゃなくて、先日総評の諸君が申し入れた項目でもございますが、公務員制度を検討するときには、国際社会において日本の責任を明確にするためにILLO条約の批准などが当然含まれなければならない、こういう指摘もしておりますけれども、これらについてまとめて一つ一つ御答弁をいただきたいと思います。

○中曾根国務大臣 まず、行政改革が政府の政策形成の過程において民主的に行われるようについてお考え並びに中央地方における業務の配分を公正、適正に行うという点は同感でございます。それと同時に、公務員制度の管理あるいは行政の管理等についても公正、適正に行われる必要があるであろう、そのように思います。

それから、ILLO条約の問題でござりますが、この問題は外務当局の所管の問題でございまして、私は軽々と外交問題をお答えすることは慎ましまして、外交当局とも相談いたしたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 同感でございます。

○岩垂委員 一番最初に申し上げた広範な国民世論を反映させることに関連をいたしました

て、長官は委員の人選にはかたく口をつぐんでおられるわけですけれども、これは私が申し上げるまでもないと思うのですが、たとえば消費者行政の問題は、これから日本で非常に大きな問題になつてゐる私は思います。あるいは国連で採択になりました、例の婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准に関係する諸措置というのは、單に婦人の人々ということだけでは

なしに、日本の行政全体にかかる問題を深く内包しているように思われまして、國民の過半数を占める婦人の委員の選任についてぜひ検討願いたい。長官もフェミニストだと思いますので、御検討いただけるかどうか御答弁を煩わしたいと思います。

○中曾根国務大臣 ただいまの岩垂委員の御発言は慎重に検討いたしたいと思います。

○岩垂委員 慎重に検討いたしたいというのは、何となくわかつたようなわからないような気がするのですが、とにかく各界各層、こういうわけです

から、各層という配慮の中にその点をぜひ念頭に置いていただきたい。これについてもう一遍御答弁をいただきたいと思います。

○中曾根国務大臣 率直に申し上げて、女性は半分以上おるわけですから、そういう意味において、もし適任者がおれば女性を選出することも考

えていいなあ、そういうふうに感じております。

○岩垂委員 労働界代表という点について言えば、どことこの組織がどういう形にはならないと思

います。しかし、今日の日本の労働組合の現状から考

え、なかなか官公労働者の結集の状態などを含めて、何々系などと申しませんが、それに対する組織状況等を踏まえたナショナルセンター

との配慮というものは多少なさると思ひますけれども、確定的にしろと言つもりはございません

が、当然配慮なきことだと思ひますけれども、その点はいかがでしょうか。

○中曾根国務大臣 勞働者の御意見が公正に反映できるようによく考えて措置いたしたいと思いま

す。

○中曾根国務大臣 行政管理庁といたしましても、情報公開につきましては前向きに取り組んでおりまして、よく検討の上必要に応じまして法制化に積極的に取り組むべきだと考えますが、その点についての御見解をただしておきたいと思いま

す。

○中曾根国務大臣 行政管理庁といたしましては、私の住んでいる神奈川県、それから横浜、川崎なども地方自治体として情報公開の条例制定に対する準備を進めています。これはぜひひとつの歓迎をする立場でそうした制定を激励して

ほしい、私はこういうふうに思うのです。もちろん自治体が自主的にやることですから、行政管理

庁が云々ということではないのですが、そういうふうに理解してよろしくございます。

○中曾根国務大臣 国民の皆様側のそういう知る権利の側からの御主張を受けとめるという面もござりますし、また為政者の側といたしましても、たとえば歴史の真実を後世に残していくなければならぬという責任もあると思います。よく歴史が歪曲されて伝えられたり間違った歴史が伝えられたりしておるものでございます。やはり歴史の真実を伝えるということも為政者の大きな責任があります。

○中曾根国務大臣 カーサー司令部が占領中のいろいろな事態について、米側から公開された情報はよく出てまいりますが、日本側もそれに応ずるように、やはり正

しい情報が出ることが日本の歴史を正しく伝えるためにも必要である、そもそも感じまして、これは

為政者の側といたしましてもそういう責任がある問題である。また現在の情報につきましても、原

報公開は必要であると感じておるわけです。マッカーサー司令部が占領中のいろいろな事態につい

てまだそうした意味の市民運動が成熟しているところなどといふことは大変であります。その意

味では、政府のリーダーシップということを私は

求めたいのですが、この間ある新聞を見ていましたら、どうも第二臨調へお任せしてしまう、こう

いう感じがするわけです。行政管理庁として法制化に積極的に取り組むべきだと考えますが、その意

味では、政府のリーダーシップということを私は

求めたいのですが、この間ある新聞を見ていましたら、どうも第二臨調へお任せしてしまう、こう

○岩垂委員 第二臨調の中身の議論を申し上げる  
のはちよつと僭越かもしませんが、しかし、か  
なり優先的にどうか、プライオリティーを考え  
てもらわなければならぬ議論にならうと思うので  
すが、分科会みたいな方式で第二臨調の中ではこ  
れらの問題に取り組んでいくつもりですか。お  
つりと言つてはいけませんが、そういう立場で  
希望をなさいますか。

○中曾根国務大臣 どういうアイテムを選び、ど  
ういうふうに審議、運営するかということは、委  
員がお決めになることがあります、重要な問題に  
ついてはそういうふうな分担をして行うことにな  
るのではないかと想像いたします。

○岩垂委員 この問題は行政管理庁と内閣審議室  
が並行してやるというふうに承っているのです  
が、あつちもこつちも同じことをやってもむだと  
いうか、それなりの成果はあるのかもしれません  
が、できるだけ一元化すべきではないだろうか、  
こんなふうに思いますけれども、いかがでしよう  
か。

○佐倉政府委員 この情報公開の問題でございま  
すが、先生おっしゃるように、一元化することは  
望ましいというふうに考えますが、現在のど  
ころ政府における情報公開の問題についての対応  
は、去年の暮れから内閣が中心になって各省庁間  
の連絡会議を開催するなど、そういうかっこで  
推進しております。第二臨調が設置された場合、  
この第二臨調の方でどのようなお取り扱いに  
なるかということは別といたしまして、政府とし  
ては、行政管理庁を含めどのような体制が適当で  
あるかということがやはり問題になると思いま  
す。これらについては、現在御審議願っている臨  
調法案が通りましてから、十分内閣審議室の方と  
も連絡して考えていただきたいと思います。

○岩垂委員 この前もちよつとお伺いをして、そ  
の意味ではまだ経過的な措置でもあって、総括し  
ていらっしゃらなかつたのですが、官庁の公文書  
閲覧制度をもうあつちもこつちもジャーナリズム  
が取り上げているのですけれども、いろいろな問  
題点というか、やり方についてさまざまな意見が  
出されています。私は情報公開法という制度とし  
ての定着というものが若干の時間がかかるとすれ  
ども、これらの制度を、つまり閲覧制度というもの  
をもう少し充実させていく、もう少し国民の身近  
なところにそれを保障していくといふことが大事  
ではないかと思うのですが、官庁の公文書閲覧制  
度について反省点というか、この時点でもしお取り  
組みなりあるいは御見解があるなら少し承って  
おきたいと思います。

○佐倉政府委員 現在の官庁の公文書の閲覧制度  
でござりますけれども、この点につきましては、  
先生御指摘のとおり、本年の五月二十七日の閣議  
了解で、表題は「情報提供に関する改善措置等に  
ついて」ということでございますが、その中でい  
まの公文書の閲覧制度の問題点が掲げられており  
ます。

それによりますと、まず第一点は、情報の体系  
的な分類、保存、保存方法あるいはその保存の年  
限等、こういふものについての全般的な見直しを  
しろということです。

第二点目が、各省庁に共通する公開基準の策  
定。これは各省庁いろいろな事情がありますの  
で、必ずしも全体的に簡単にできることはござ  
いませんけれども、やはり共通するものがあれ  
ば、そういう公開基準を策定する必要があるであ  
るうというのが第二番目でございます。

第三点としましては、わが国に合いました、こ  
れは諸外国でもいろいろな実情がござりますけれ  
ども、それらのことを参考にしまして、わが国  
実情に合ったような情報公開に関する法制化を検  
討しろ、そのときの諸問題を検討するようにとい  
うような大体三点が挙げられるかと考えておりま  
す。

○岩垂委員 情報公開法に関連をしてオンブズマ  
ン制度について伺つておきたいと思います。

これは国会に設けるべきだというような議論を  
しますが、長官は、国会の問題ですから国会の方  
でひとつよしなにという議論になつて返つてしま  
すね。地方へ行つてみて、行政相談という機能

いまでの、もう一步踏み込みまして、私は実は  
社会党的政策審議会の副会長でもござりますもの  
ですから、この間うちから相談をしているのです  
が、次期国会にどうふうに特定できるかどうか  
は別として、しかしできるだけ次期国会にも、各  
党と協議して、これは行政管理庁の方とも相談を  
して、議員立法でも国会にオンブズマン制度と  
いうものの設置を求める法案を提案をしようかな  
といふうに考えているのです。きょうも実は政  
員立法よりも政府の方が対応していただく方が、  
その意味では私は適当ではないかと思います。と  
申しますのは、ほとんどの政党がこの制度化につ  
いて異論はないだろうと私は思うのです。これは  
本委員会における審議を通して、自民党はなき  
つていらっしゃらないからまだはつきりした意思  
表示はわかりませんが、恐らく反対をなさること  
はないだろう、こんなふうに思うので、長官、こ  
の辺についてどんなふうにお考えになつていらっ  
しゃるか。これは、実は情報公開の関係もこれあ  
り、ある意味ではオンブズマン制度というものが  
先行していくような形の方が、情報公開制度が定  
着する上では非常にいいのではないだろうか、こ  
んなふうにも感じますので、その点についての御  
答弁をいただきたいと思います。

○中曾根国務大臣 オンブズマン制度につきま  
しては、各党みんな御意見をお持ちでございま  
して、私たちもそれを参考にさせていただいており  
ます。国会にお設けになるという場合は、これは  
われわれの管轄外でございますので、発言を申し  
上げるすべもございませんが、行政部内で設ける  
という場合につきましては、われわれの方もいま  
検討を加えているところでござります。

しかし、問題は、日本的に定着した、そして日  
本の水に合つたようなオンブズマン制度をいかに  
つくるか、つくる以上は非常に効率的な、つくつ  
かのあるものにしないといけない、屋上屋を  
架するものではいけない、そういう面から非常に  
知恵がありましたらぜひ教えていただきたいと思  
う次第であります。

○岩垂委員 いま長官いみじくもおっしゃったの  
ですが、私は行政管理庁のあり方についても少し  
意見を申し上げて、長官の見解を承りたいと思う  
のです。

行政監察あるいは行政相談をやつているわけで  
すね。地方へ行つてみて、行政相談という機能

は、私は、非常に重要な、行政が錯綜してくればくるほどやはり必要だと思うのです。その意味では私は、行政管理庁が監察と同時に行政相談機能というものを国民的に定着させていく、別に駆け込み寺ということを申し上げるわけではないのですが、そのくらいに、何か問題があるならば、もちろんそこでは政党的役割りや、つまりほんの役割りというはあるわけですれども、役所がやはりそのことに窓を常にあけておく、そういう体制というものが非常に必要ではないか。その点ではどうも少し弱いのじゃないかという感じがするのです。行政相談の週間みたいなものを設けられてそれなりにやっていらっしゃる。しかしどうも、考えてみると、あちこちの省が出てきて、それに對する調整機能がないわけですから、たまに回り、この窓口が中央にも地方にもあって、それをアッパーさせる、そして本当に駆け込み寺的に、行政管理庁の窓口が中央にも地方にもあって、そなじになつて、いま全国行脚をなさつていらっしゃるわけですが、やはり在任中にそういう行政管理庁の国民的な役割りというものもう一遍クローズアップさせる、そして本当に駆け込み寺的に行政管理庁の窓口が中央にも地方にもあって、そこへ行けばいろいろなことが解決される、そういう関係というものをぜひ打ち立ててほしいと思うのですけれども、この辺について若干御見解を賜ります。

○中曾根国務大臣 いまの岩垂委員の御発言は非常に貴重な、ありがたい御意見であると思いまして、いまの行政管理庁の機能をもつと大型にして、かつまた深度を深める、そういう形で国民ともつと密着して、国民の考え方や気持ちあるいは不満が打てば響くような形でもっと機能させる方法はないものか、よく検討してみたいと思う次第でございます。

○岩垂委員 相談委員が、これはいま長官がおつしゃつたけれども、ある意味で草の根オーブズマソニミティな役割りも持っているわけですが、人口五万人に一人でしょ。地方というか、人口が密集していないところでは、それはそれだけの人数

計合でいいのかもしれませんけれども、大都会へ行きますと、どなたがそうなのか、そういう窓口が一体あるのかという点で言えば、どうも私は相談委員の人数というのは不足しているのじゃないかと思う。もつといろいろな人たちに参加を求めていく、それが結果的に行政に対する理解と知識を広めるという役割りにもなる。そういうことを考へると、増員というものを考えるべきではないかということ。それから、国や地方を問わずに、國民の行政に対する意見や要望というものを広く吸い上げていく機能としての行政管理庁、そういうものをぜひ考えていただきたいのです。行政改革をやっているときに、行政管理庁だけ定員をふやすという議論にはなかなかならないけれども、私はやるところはやつていいと思うのです。そのくらいの決意を持ってやらないことは、何か魄から始めよといふ議論だから、あなたのところも全部切りなさいという議論を張って体系化してこれを機能させるためには、金もかかたりいろいろ知恵を要するところでもありますけれども、これはわれわれの大きな役立つというふうに感じております。全国に網を張って体系化してこれを機能させるためには、金もかかたりいろいろ知恵を要するところでもありますけれども、これはわれわれの大きな課題として今後検討してまいりたいと思います。

○岩垂委員 そういう行政相談機能のシステムマチックな展開というものについてぜひ御検討をいたさきたいと思います。

○中曾根国務大臣 行政相談委員等を通ずる行政

相談は、いま年間十八万件余に及んでおりまして、かなり広範に国民の不安や苦情を実は吸い上げて機能しております。その中で一番多いのは年金や恩給問題あるいは登記の問題等々たくさんござります。そういう機能を果たしているのを見、また、私、現地へ参りまして相談委員の皆様方とともに会つたりいろいろ機能の状態を聞いたりしてみますと、岩垂委員いまおっしゃいましたように、なかなかむずかしいということです。事実、相談なり監察の過程で始末がつく問題もございますが、一般的にはそういう形でやつております。いまお話しのようすに、國民の批判の厳しい時期でございますので、この点についても今後十分考へてまいりたいと思っております。

○岩垂委員 さつき情報公開法のところでやればでございますから、これは日本の純風美俗としてぜひ定着させ、これを物にしていきたい、そういうふうに私自身は感じております。

ただ、いまこういうふうに財政緊縮の折でありますから、岩垂委員申されましたように、私も実際にありますけれども、これを組織的に体系统化して全国に大きな網をつくって國民の不満やあるいはうつせきしたものをくみ上げて、相当行政に役立つというふうに感じております。そのためには、金もかかたりいろいろ知恵を要するところでもありますけれども、これはわれわれの大きな課題として今後検討してまいりたいと思います。それから、行政相談や行政監察では國民の行政の不正に対する意見や要望に対しても積極的に対応すべきだと思いますが、これは警察なりあるいは検察なりとのかわりが出てくるわけですから、この点はどうなんでしょうか。

○中政委員 お答え申し上げます。

行政監察も行政相談も実は不正の摘發なり処理を目的としたものではございません。ですが、来ました案件によりまして、処理の仕方と申しますが、カルルというのがございまして、まず一次的には監督機関なり内部の監察機関に通報いたしまして適宜の措置を講じさせる。なぜかと申しますと、犯罪の容疑事実なり証拠書類をつかむのがなかなかむずかしいということでございます。事実、相談なり監察の過程で始末がつく問題もございますが、一般的にはそういう形でやつております。いまお話しのようすに、國民の批判の厳しい時期でございますので、この点についても今後十分考へてまいりたいと思っております。

○岩垂委員 よかっただのですが、管区あるいは地方行政監察局と/or/いうふうな機能はまさにネットワークで全国的にあるわけですね。ここに情報公開サービスセンターのような役割りを分担していただくということについて、これもまた新しい仕事になつてしまふのですが、御検討いただけますか。

○中政委員 いまお話しございました行政相談の内容を見ますと、どこでどういうことをやつておるかといういわば行政案内、窓口の機能、それから中身についての申し出というのもたくさんございます。

そういう意味で、私どもの方で行政案内機能といいますか、ある意味の情報の案内機能は持つておりますが、先生たまいま御指摘の問題は、いわば情報公開の台帳なり何かを私どもの出先にそろそろ、こういうお話ではないかと思います。これには関係各省とも相談しなければならない問題でござりますので、即答いたしかねる問題ではございませんが、私どもいたしましては、先生の御趣旨を体しまして、今までやつておりますものを積極的にもつと深化させるという意味で努めてまいりたいと思っております。

○岩垂委員 次に、プライバシー保護法の問題に關連をして申し上げます。

二、三日前の新聞にも出でてましたけれども、地方自治体ではほとんど電算機の利用が行われてゐるという状況の中で、個人情報を保護するという条例が生まれています。たとえば國立の場合に①電算組織には、個人の思想、信条、宗教、意識、身体的特徴、犯罪、特別な社会的差別の原因となる社会的身分に関する項目を記録してはならない②電算組織に記録する項目は必要最小限度とし、市民の個人的秘密を不當に侵害するおそれがある項目は記録してはならない③電算組織に記録された個人情報は、記録の保存期間を定め、必要な場合、個人情報はすみやかに消す」という要となつた個人情報はすみやかに消す」というふうなことが決められております。またこれも朝日新聞の記事ですが、「①コンピュータの運用は正確に②個人情報を外部に出す場合

は正当な理由がある時に限る③訂正の申し出があれば調査し、誤りがあれば訂正する④電算処理した項目を示せ、といった規定を盛り込んでいるところもある。」と書いてございます。

プライバシー保護に関する種のアイデムは、これからその法制化をしていく過程で当然考慮されるべきものだと長官は考えておられます。ですが、御答弁をいただきたいと思います。

○中曾根国務大臣 いま挙げられました数項目は当然考慮るべき対象であると思います。

○岩垂委員 これは総理も本会議で行政管理庁を中心前に向けて検討してやつていただきたいというふうにお答えになつておられますし、長官はそのときもはつきり御答弁をいたいたわれば、この際、これから検討、法制化のプログラムをちよつとお示しいただきたいと思うのです。

○中曾根国務大臣 情報公開問題及びプライバシ

ー保護問題ともにわれわれといつしましては法制化に向かって検討もし、努力もしていきたいと思っておる次第であります。

○岩垂委員 これは分けてという議論にはならぬと思うのですが、たとえば消費者のクレジットなどに関連をいたしましていろいろな過ちが起きる可能性がある。個人信用情報センターが本年二月現在で五十三センター営業している。これに対するチェック機能は何もない。もし間違つていれば、それは間違つたまま個人の信用にかかわって金も借りられないという状態が生まれてくるおそれがあるわけで、そういう点で、こういう一般的なプライバシー保護とは別に、たとえばアメリカが公正な信用報告法というのですか、正確な名前は私、わかりませんけれども、そういうものが九年前に制定されて効果を上げているということを聞くのですが、長官は、こういう特別のジャンルでこういうふうにやつていくよりは、グローバルなものとしてどちらの方がいいとお考えでしょうか、個人的な見解を含めて御答弁をいただきたいと思います。

○岩垂委員 これは総理も本会議で行政管理庁を中心前に向けて検討してやつていただきたいとい

うふうにお答えになつておられますし、長官はそのど

きもはつきり御答弁をいたいたわれば、この際、これから検討、法制化のプログラムをちよつとお示しいただきたいと思うのです。

○中曾根国務大臣 情報公開問題及びプライバシ

ー保護問題ともにわれわれといつしましては法制化に向かって検討もし、努力もしていきたいと思っておる次第であります。

○岩垂委員 これは分けてという議論にはならぬ

と思うのですが、たとえば消費者のクレジットなど

に関連をいたしましていろいろな過ちが起きる

可能性がある。個人信用情報センターが本年二月

現在で五十三センター営業している。これに対する

チェック機能は何もない。もし間違つていれば、それは間違つたまま個人の信用にかかわって

金も借りられないという状態が生まれてくるお

それがあるわけで、そういう点で、こういう一般的なプライバシー保護とは別に、たとえばアメリカが公正な信用報告法というのですか、正確な名前

は申し上げて、この前はそのことをまとめて御提案申し上げたわけあります。それらがいま長官の答弁の中でも時間的にいつごろというわけにはいかないまでも、可及的速やかにそういう行政の体制を整える、それが第二臨調の非常に大きな課題である、このことをまず御確認をいたいておきたいと思います。

○中曾根国務大臣 御意見のどおりに考えておりました。つまりそれは開かれた政府というか自治体というか、より民主的な行政の体制を整えていく上で欠くことのできない一つ一つの条件だと私は申し上げて、この前はそのことをまとめて御提案申し上げたわけあります。それらがいま長官の答弁の中でも時間的にいつごろというわけにはいかないまでも、可及的速やかにそういう行政の体制を整える、それが第二臨調の非常に大きな課題である、このことをまず御確認をいたいておきたいと思います。

○中曾根国務大臣 御意見のどおりに考えており

ます。

○岩垂委員 次に、特殊法人の関係について、先ほど矢山委員からお話をございましたが、それ

に関連しない形で質問をいたしたいと思います。

五十四年末の閣議決定で十八法人を縮減すると

いうことになり、それぞれが実施時期を明示され

ているわけでありますけれども、現在までの実績

あるいは未実施のものを含めてどんなふうになつ

てあるのか、どういう取り組みを進めていらっしゃるのか御答弁をいただきたいと思います。

○佐倉政府委員 特殊法人の整理合理化の問題でござります。

政府としましても、從前からいろいろ取り組ん

できたところでござりますけれども、いま御指摘

の五十四年末の閣議決定でござります。これ以前にも五十年、五十二年のころに閣議決定等を行つ

ていたわけでござります。先生御指摘のは五十四

年末の問題だけでおろしゆうございますか。

○岩垂委員 その後も問題があれば……。

○佐倉政府委員 十八法人について統廃合するこ

とが決まっておりまして、そのうち五十五年度に

四、五十六年度に七、五十七年度に二、五十八年

度に一、五十九年度に一、六十年度に一、その他

一、その他というのは、まだ具体的に年度は決ま

つておりません。それらもう一つ、なるべく速

かにとどめますけれども、現在どんなん状

況にあるか、御答弁をいただきたいと思います。

○中曾根国務大臣 建設省お越しですか。——日本住宅公団と宅地開

発公団、これは昭和五十六年十月を日途に統合す

ることになっておりますけれども、現在どんなん状

況にあるか、御答弁をいただきたいと思います。

○中曾根国務大臣 建設省お忙しいでしょ

うから結構

市整備公団を設立しまして、住宅、宅地の供給と

今後新しく政策的に必要になっております都市の

整備をあわせまして、新公団が事業実施主体とな

つて推進するということでいろいろ構想を検討し

ておる状況でござります。この構想がまとまりま

すと、来年度予算の編成にも関連をいたしており

ますけれども、次期通常国会に関係の法案を提案

いたしたいと考えております。

○岩垂委員 相当大きなものになりますね。一般

的な意味で簡素合理化と言つのですけれども、具

体的にその辺はどんな構想になつてゐるのですか。少し立ち入つて、御答弁いただける範囲でや

つてください。

政府としましても、從前からいろいろ取り組ん

できたところでござりますけれども、いま御指摘

の五十年、五十二年のころに閣議決定等を行つ

ていたわけでござります。先生御指摘のは五十四

兆三千億の事業を行っております。また宅地開

発公団も三百数十名の職員を抱えておりまして、二

それぞれ大規模な宅地開発事業を進めておりま

す。いずれも動いておる公団でございまして、二

ういった公団が現在進めております住宅、宅地の

供給という国民生活に密着した課題に何ら支障を

来すことなく、かつ今後の住宅、宅地対策の推進

の上で新しい課題とされております都巿整備も並

行して行っていくという観点から新しい公団を設

立したいと考えておるわけでありますけれども、

いずれにしても、行政改革の要請にこたえる必要

がござりますので、組織の面とか役員の面とかそ

ういった面で所要の要請にこたえると同時に、こ

ういった国民的な課題にもこたえる形で新公団を

立したいと考えておるわけであります。

○岩垂委員 役員の削減につきましては、昨年

の閣議決定の際に、あわせまして相應の削減を行

うという趣旨の取り決めもございました。そういう

趣旨に沿つて、新しい公団の役員の数を削減

するという方向で検討しておる次第でございま

す。

○岩垂委員 役員の削減につきましては、昨年

の閣議決定の際に、あわせまして相應の削減を行

うという趣旨の取り決めもございました。そういう

趣旨に沿つて、新しい公団の役員の数を削減

するという方向で検討しておる次第でございま

す。

○佐々木説明員 お答え申し上げます。

ただいま先生が御指摘をなされましたように、

京浜外貿埠頭公団、これも昭和五十六

年末を日途に廃止することになつていますが、現

在どのよう進行状態にあるか、伺いたいと思

います。

団の業務の移管についてということで諮問をいたしまして、現在管理部会において検討をお願いしているという状況でございます。

御承知のように、外貿埠頭につきましては、これを借り受けております船会社であるとか港運業者であるとか、そういう関係者がたくさんございまして、それから港湾管理者とも非常に密接な調整をやるために懇談会を開催するということで現まで審議をしてきたわけでございますが、公団の業務の移管先をどうするかということについて、現在のところ必ずしも関係者の意見の一致を見ていいという状況でございますけれども、最近は若干歩み寄りの様子も見られておりますところ、去る十一月十二日に開催いたしました管理部会におきまして、これまでのそういうたった検討結果を踏まえまして、いわば第三者的な立場の委員の方で小委員会をつくりまして、そこで議論の収拾を図っていくということになつたわけでございます。そういうことについて関係者が合意をしておりますので、審議会の結論となるべく早く得た上で、私どもはそれを早急に方策に反映をさせてまいりたい。いずれにいたしましても、五十六年末を目途に廃止するということでありますと、次の通常国会には関係法案あるいは関連の予算を出さないといけませんので、目下そういうことで努力をいたしているところでございます。

○岩垂委員 公団の資産は、コンテナ用とかある

いは定期船用の埠頭七十三バース、時価で三千六百億円という大変な金額だそうであります、五

十二年の閣議決定のときには、両公団は廃止し、業務を自治体へ移管するということを決定していきますね。そして昨年末の場合には、移管先をほつきり示さなかつたが、五十六年末までに廃止するとなつてゐるわけでしょう。筋道を追つてみると、地方自治体の意見を尊重するということは当然ですね。その点の御答弁はいただけますか。

○佐々木説明員 先生の御指摘のよう、二回閣

議決定がございまして、五十二年のときは港湾管理者に業務を移管する、それから昨年の閣議決定では移管先を必ずしも明示してないという状況でございます。

○佐藤説明員 昨年の十二月の閣議決定におきま

して、労働省関係の特殊法人の行政改革の問題につきましては、ただいま御指摘のありましたよう

に、中小企業退職金共済事業を行つております三

法人を二法人に再編改組するという決定がござい

ます。それで労働省いたしましては、この閣議

年度に二法人に再編改組するということになつて

いますが、現在どんな状況になつておりますか。

○岩垂委員 わかりました。私が聞き間違えて恐

縮でした。労働省としてそういう対応をしている

わけですが、予算その他の絡みもござりますか

やら、国会へ、あなた後でのんびり出してもらつち

や困るので、これはわが委員会でやるかどうか知りませんけれども、ぜひ促進をしていただきたい

い。

忙しいところありがとうございました。

○岩垂委員 総理府にお伺いをしますが、特殊法人に対する

高級官僚の天下り、渡り鳥の規制について、五十

四年末の閣議決定で、これは閣議了解ですか、新

しい方針が定められていますけれども、その後ど

んなふうになっているか、御答弁をいただきたい

と思います。

ついでですから、役員の削減もありますね、こ

れも一緒に五十四年の閣議了解になつて、一割削

減ということになつていて、その二つ、

実施状況を教えていただきたい。

○栗林説明員 五十四年木の閣議了解におきまし

て、五十二年十二月に閣議決定いたしました特殊

法人の役員の問題をさらに厳格、適正に実施する

ということです。閣議了解が行わたったわけでございま

すが、その内容は、先生言われましたように、ま

ずいわゆる天下り問題と申しますが、「国家公務

員からの直接の就任者及びこれに準ずる者をその

半数以内、「その」と申しますのは、全体の特殊

法人の全役員について一應言つておるわけでござりますが、半数にどめるなどを目標として努

力する、こうすることになつております。

〔染谷委員長代理退席、委員長着席〕

現在、私ども把握しておりますのは、十一月一日

付でござりますが、特殊法人の常勤役員数全体で

七百七十四人のうち国家公務員出身者、この閣議

了解に言います国家公務員出身者と考えられる者

が四百四十八人、約五八%ぐらいになつておる

と思います。これは昨年に比べても、少しでござい

ますけれども、減つてきていると思います。

それからその次に、たらい回しと俗に言われて

て

第一類第一号 内閣委員会議録第十一号 昭和五十五年十一月十八日

おります特殊法人相互間の異動でございますけれども、それにつきましては、現在のところ十一月一日付で私ども二十七名というふうに考えておりまして、パーセンテージで申しますと三・五%ぐらい、これも少し減ってきておると思います。

そのほか、この閣議了解では特に高齢の人あるいは長期在職者についても厳しく運用するということになつておるわけでございますが、高齢のいわゆる長、総裁、副総裁については七十歳以上あるいは理事、監事等については六十五歳以上といふふうなところで例外的なケースを見ますと、やはり十一月一日で十八人、これは二・三%程度でございます。それから長期在職、総裁、副総裁等はおおむね八年を超えるという者、あるいは理事、監事はおおむね六年を超えるという者を見ますと四十七人で、これは6%程度というふうに私どもは把握をいたしております。いずれも一年前ぐらいに比べますと、少しずつ減ってきておるというふうに私どもは理解しております。

それからもう一つ、先生おっしゃいました特殊法人の常勤役員を減らす縮減計画の問題でございまが、これは三年計画で、いわゆる普通の法人については一割、七十五人でございますが、それと法人の廃止に伴うものは当然減つてしまります。それから統合によつてもそのときの査定によつて減るものがありますが、それを含めて三年間で百二十二人という数字であり、またそのうち初年度分として三十九人を予定したわけでございますが、現在のところ三十四人が縮減実績というこが、現在のところ三十四人が縮減実績というこ

と私は思うのです。しかしながら、そこまで討論集会の中で明らかにしている中で、特に不正經理や官僚支配というものを排除してほしい、民主的な運営を確保するために、高級官僚の天下りや出向や渡り鳥人事や一般職員の出向人事などを禁止してほしい、これは直率な要請だと思うのです。なんかく役員は減らして半分にして、給与や退職金なども、それは職員並みにすべきじゃないか。私はこれはまさに正しい要求だと思うのです。これらの方に向かって、やはり努力をしてほしいと思うのをしっかりと受けとめていただきたい。御答弁をいただきたいと思います。

○中曾根国務大臣 特殊法人に勤いている勤務員の諸君が嘗々として努めておつて、ある日突然落丁傘みたいにおりてきて、総裁や役員になる、あるいは御趣旨には同感であります。私はいまおつしやったように渡りで来られるといふのを見る気持ちを考えてみると、おっしゃることは無理もないことのように思います。やはりできるだけ励みがいのあるやり方をやつていただきたい。かつ民間人の力を活用するという趣旨が、特殊法人をつくった趣旨であると思います。やはり御趣旨には同感であります。

○岩垂委員 こんな機会ですからわかつていただく意味でもちよと申し上げたいのですが、その二項目に統いて、③、勤労国民による特殊法人への民主的な規制が及ぶようになります。同時に労働条件の切り下げなどが簡単に行われる。組合のあるところとないところとございます。その意味では雇用の確保について労働者が不安を感じているわけですけれども、それらに対してやはり長官としてこたえてほしいといふことだけは私、お願いをしたいと思う。たとえばもう目に見えている問題があるのです。幾つかの事業がなくなつた、それで何百人生産者が飛ぶだらうという議論がある。特定のところは言いませんけれども、だから、できれば私は特殊法人が横断的な雇用保障と言いましょうか、たとえば今度のオリエンピックの経過の中に見られるように、同じ文部省の中のさまざまな団体においてどのように配置されるかというようなことを含めて、やはり横断的な雇用保障という制度を何とか考えてほ

しいものだ。私は検討してみると、スクラップ・特殊法人労働者の労働基本権、自主交渉権を完全に保証し、労働者と労働組合が法人事業について下からとの点検が行えるようになります。また個々の事業の性格にかかわる特殊法人の民主的改革の指針として次の問題を提起するということで、単組ごとに具体的な方針を確立する方向を美は示しています。

私は以下細かくは言いませんけれども、この要求は第二臨調などという議論でなしに、やはり行政管理庁としてこういう正論、だれが考えたってまともな要求だと私は思います。これらについてぜひ前向きな検討をいただきたい、このことを要請したいと思いますが、いかがでしょうか。

○中曾根国務大臣 いまお読みいただきました内容は、お聞きいたしますと、われわれがやれることがあるしましたやれないこともあります。私はよく心にとどめおきたいと思います。

○岩垂委員 一二、三日前に長官に政労協議長の滝沢君が一言だけ言いました。雇用の確保だけお願ひします、こう言った言葉は非常な重みを持っておりました。雇用のほどはよく心にとどめおきたいと思います。

○中曾根国務大臣 オリンピックセントーに際して措置いたしましたように、できるだけ横断的に流通できるようにしながら雇用に不安を感じさせて重ねて御答弁をいただきたいと思います。

○岩垂委員 特殊法人の問題での研究会を行政管理庁がやっていらつしやるようですが、これはどんなメンバーでおやりになつておられるのですか。そしてどんなことを研究されておられるのか。それからその結論というのはいつころ出る予定なのか。さらにできれば彼らが第二臨調と結びつくのかそれとも単独でそれなりのことと結論を出した上で行政管理庁が進めていかれるというふうにお考えになつておられるのか少し長くなりますが、ひとつ御答弁をいただきたいと思います。

○佐倉政府委員 特殊法人の研究会でございます。まずどういう方かというメンバーのお尋ねでございましたので、メンバーから先にお答え申し上げますと、辻清明東大名誉教授を座長といたしまして、十二名の学識経験者から成る行政管理基本問題研究会という名前の研究会を部内に設けておりますが、本年の六月からそれを開催しまし

て、特殊法人等——これは特殊法人というのいろいろほかの公的事業主体のあり方とも関連しますので、それらを含めまして、御指摘のように、その特殊法人の行政上占めるべき守備範囲の問題とか、基本的な制度上のあり方、政府の行政関与のあり方等を御討議願つて、いる次第でござります。

それでいつごろ結論が出る予定かというお話しでございますが、これは研究会の委員の先生方がお決めになることではございませんけれども、できるだけ早くと考えておりますが、来年度の第一・四半期ごろまでに取りまとめていただくことを期待しているわけでございます。

○林政府委員 先ほどの、基本問題研究会でやりました特殊法人の研究成果、これを第二臨調でどう扱うのかということでおざいます。第二臨調におきましては、行政改革に関する基本的な諸問題をなるべく広く審議するということになつておりますし、ことに特殊法人につきましては、近年その役割りの重要性が非常に増大しております。また組織、運営等の問題でいろいろと言われておりますので、第二臨調では非常に重要な問題の一つということで検討されることになるのではないかと思います。

〔委員長退席、愛野委員長代理着席〕

ちなみに、前回の臨調では調査対象は行政機関だけです。今度は行政機関と特殊法人

ということに法律も変えております。ところで現

在基本問題研究会で研究しているわけですが、その成果につきましては、第二臨調で特殊

法人を研究する場合に非常に重要な資料として十分活用することになると思いますが、ただ、具体的にどうするかということは、また発足してからといふことでござります。

○岩垂委員 少し省略をいたしますが、この前の国会で行政監察の調査対象が全特殊法人に拡大をされて行政管理庁が監察をやっているわけですが、どんな調査をやるのですか。

○中政府委員 お答え申し上げます。

行政管理庁の調査対象の法人が全部にふえました

いろいろなことを考えておりました。たとえば

そのままでございません。

針が出てまいりまして、全部の特殊法人の経営実

態の見直しをやるというようになりました。ちょ

うと調査の権限もふえたところでござりますの

で、いま全部の見直しをやつているところでござ

ります。それに関連いたしまして、当初考えてお

りましたような事実も基礎資料として使いまし

て、今後の参考にしていきたいというふうに考え

ております。

○岩垂委員 時間を少し供出いたしますので早目

にやりますが、運輸省、おられますか。日本船舶

振興会のこと伺いたいのですが。——いない。

それじゃ運輸省お見えになる前に、通産省の方か

ら先に聞いておきたいと思います。

○中政府委員 勞働問題を主体にしてやつてある

ものではありません。

はないというふうに考えてよろしくうございます

ね。いいですね。

○中政府委員 労働問題を主体にしてやつてある

ものではありません。

ではないといふうに考えてよろしくうございます

ね。いいですね。

行政管理庁の調査対象の法人が全部にふえました

いろいろなことを考えておりました。たとえば

そのままでございません。

針が出てまいりまして、全部の特殊法人の経営実

態の見直しをやるというようになりました。ちょ

うと調査の権限もふえたところでござりますの

で、いま全部の見直しをやつしているところでござ

ります。それに関連いたしまして、当初考えてお

りましたような事実も基礎資料として使いまし

て、今後の参考にしていきたいというふうに考え

ております。

○岩垂委員 私どもの知つている組合の諸君が、

いままでは会計検査院が來た、今度はまた行政管

理庁が來ている、労働問題を含めていろいろなこ

とを言つていくのかなど、いうような不安を率直に

訴えられました。私は、この前の国会でこういう

ふうになつたから経営実態の調査ということだろ

うと思うけれども、別に労働問題のことを中心に

して議論をしていくなど、どういうことはないだろう

と言つておいたんですが、やはり現場の分会だ

とかそういう諸君にしてみれば、何だろうといふ

ふうな不安など、いうか心配をしておりますので、こ

れらの点については、そういうことを目標にして

やつっているんじゃないんだというふうに答えてい

いでですか。

○中政府委員 今回の経営実態の見直しに当たりましても作業しておりますのは、いわば会計経理基準のあり方、それから経営の効率化、合理化、利益剰余金の処分のあり方、民間能力の活用等について調査を行つて、その売り上げの中から法

律に定められました率に基づきまして日本自転車

振興会に対しまして交付金というものが拠出されま

す。

それで、まず交付金が三種類ございますが、ち

ょつとやこしゅうございますけれども、御説明

申し上げます。

第一は、自転車その他機械工業の振興に充てら

れる資金でございまして、これは大体二百十億程

度でござります。これを原資にいたしまして、そ

れに過去の繰越金とか運用金等をベースにいたし

まして自転車産業とか機械工業の振興に支出いた

しております。五十五年度の予算額では、補助額

は約三百二十七億円でござります。

それから第二番目は、二号交付金と私ども呼ん

でありますけれども、体育事業とか社会福祉事業

等の公益事業への助成でござります。これも施行

しておきましたが、この二号交付金を原資にその運

用益等でやつているわけでございますが、五十五

年度は、交付金収入は二百十五億円、支出総額、

補助金総額は二百二十二億円という予定でござい

ます。

それから、日本自転車振興会は競輪選手の養成

とか審判の登録、選手の訓練、八百長防止のため

の各種調査等々やっておりますが、そういう関

係、私ども三号資金と呼んでおりますけれども、

これは収入が三十五億で、雑収入その他を入れま

して三十九億円程度でございまして、支出は各種

の事業費、人件費等に充てております。

それから、オートレースの方でございますが、

これは日本小型自動車振興会がやつております

て、まず第一の機械工業振興関係でござりますけ

ど、私ども三号資金と呼んでおりますけれども、

これは収入が三十七億、これに繰越金、運

利益金、あるいはそれと別枠ですが、振興会の運

営費がどんなふうになつてあるか御答弁をいた

きたいと思います。

○三野説明員 お答え申し上げます。

日本自転車振興会及び日本小型自動車振興会

は、競輪及びオートレースの売り上げから、施行

者から一定の交付金をもらいまして機械工業なり

公益事業の振興及び競輪及びオートレース事業の

運営の円滑化のための選手の養成とか審判の訓練

その他の事業を行つております。

それで、概略申し上げますと、昭和五十四年度

でござりますけれども、競輪の売り上げは約一兆

二千億でございまして、その売り上げの中から法

律に定められました率に基づきまして日本自転車

振興会に対しまして交付金というものが拠出されま

す。

それで、まず交付金が当たります公益事業振

興資金でござりますけれども、交付金収入三十八

億でございまして、補助金額は四十三億というこ

とになつております。

それから、二号交付金に当たります公益事業振

興資金でござりますけれども、交付金収入三十八

億でございまして、補助金額は四十二億でござい

ます。

それから、日本小型自動車振興会もオートレー

スの選手の訓練とか登録とかあつせんその他をや

つております。これも三号交付金によつており

ます。交付金収入が十一億、支出予算は予備費

等入れまして十三億。

以上とのおりでございます。

○岩垂委員 自転車振興会の方の積立金というの

はどのくらいあるのですか。

○三野説明員 自転車振興会におきましては、競

輪事業というのは——先ほどの機械工業及び公益

事業振興資金の補助先というのは、前年度末、こ

との三月に決めておりまして、ことしの各地の

競輪の売り上げから収入をいただいてそれを助成

するという仕組みになつておりますから、一種の

準備金と申しますが、競輪ができなくなつて、あ

らかじめ交付を内定しました方々に助成されない

と困るということがござりますから、振興事業準

備金といったようなものを準備しております。それで、先ほど申しました事業別に準備金を積んでおりまして、本年度初めてございますけれども、一号資金、機械工業振興関係でございますと約三十六億でございます。

それから、公益事業振興関係でございますと、これも三十七億でございます。

それから一般会計、先ほど選手の訓練その他と申し上げましたけれども、こちらは競輪学校の改修、増改築等の準備もございますから、事務費の準備金と合わせまして約二十億ということになっております。

○岩垂委員 そういう自転車振興会関係だけではなくて、自転車競技会百六十五億円、それから小型自動車競走会二十九億円というのはどういうふうに使われておるのですか。

○三野説明員 お答え申し上げます。

まず、競輪場におきます選手のあっせんを受けまして番組をつくり、それから出場します選手の自転車の検査、審判等の業務は施行者から自転車競技会の方へ委託を受けておりまして、その事務費といいますか、委託費として支払っているわけでございます。ちょっと五十三年度の数字が手元にござりますけれども、これは大体八競技会でございますが、トータルで百五十六億という程度でございます。

競走会も同様でございまして、オートレースの番組の編成、検査、選手管理、審判といった関係の業務を競走会にやらせておりまして、施行者から委託して実施しており、それに施行者から支払われます委託費というものが約二十九億でございます。

○岩垂委員 この配分というのはどこが決めるのですか。

○三野説明員 機械工業及び公益事業振興資金の補助先の決定だと思いますけれども、手続的には大体九月末ないし十月末に各希望する法人から自転車振興会及び小型自動車振興会に補助要望を出します。どういうものを助成するかにつ

きましては、あらかじめ公示をいたしますけれども、それから両振興会におきまして関係省庁の意見等を聞き、あるいは申請団体の中身をよく聴取いたしまして、補助先の案というのを事業計画としてまとめます。これを通産大臣に事業計画の認可を求めてまいりますけれども、私の方といたしましては、通産大臣の諮問機関でございます車両競技審議会の御意見も承りながら決めていく。そ

こで事業計画の認可がおりますと、両振興会は補助要望を出しました方に内定通知いたしまして、以後国の補助金にはば準じた形で補助金の交付等を行っております。

○岩垂委員 船舶振興会について聞くうと思つたら、運輸省帰つちゃつてまだ来ない、そうですの一言えれば一兆二千億円、オートレースで言えば二千十億円ですか、大変な金額であります。

もうここでいろいろ申し上げておる時間がなくなつてしまつたので残念なんですが、たとえば配分のことについて不合理だという指摘が何回か出されている。昨年の六月二十一日に総理府に設けられた公営競技問題懇談会の答申が行われている。のみならず、実は昭和三十六年の公営競技調査会の答申もある。これは長沼委員会とでもい

うんですか、そういう検討を行つて「総理府総務長官三原朝雄殿」こういう形で答申が行われている。今日までの答申について総理府は何か具体的な手立てをおとりになつたことがござります。

○三上説明員 お答え申し上げます。

公営競技問題懇談会につきましては、先生御指示のとおり、昨年六月に意見書の提出がございました。そして、総理府といたしましては、閣議にも直ちに御報告をし、さらに関係省庁に送付をいたしました。その検討方をお願いいたしておるところでござります。またこの懇談会の意見書の最後のところ

ろに、関係省庁との連絡体制を一層強化せよといふ項目が盛られておりまして、これにつきましては、関係省庁の連絡会議というものを総理府の中に設置いたしまして、検討を続けております。約一年間にわたりまして、意見書に盛られました各事項につきまして検討を進めて、その各省におきま

す対応ぶりをまとめたところでございます。

意見書の内容につきましては、運用等によりまして対処し得るものもございます。中には法律改正を要するものもございますが、運用の改善でできるもの等につきましては、すでにその一部は実施に入つている段階でございます。

○岩垂委員 ここに書いてありますね。これは古い五十二年の資料ですが、「公営競技については、おおむね売上金額の七五%が的中者に払い戻され、残りの二十五%が施行者の収入となる。このうち開催経費等を除いたものが広い意味での公営競

技による収益と考えられ、その額は、昭和五十二年度において約五千七百億円に達している。このうち各競技の振興団体への交付金は、約一千億円であるが、その一層適正・効率的な使用を図るために、次のような措置を考慮すべきである」というふうに書いてある。書いてあることがどういふうに行われているか具体的に言つてください。適切な措置をとつたこともあるというので、その部分について言つてください。

○三上説明員 お答え申し上げます。

交付金の配分の公正確保の件でございますが、たとえば競馬の場合におきましては、地方競馬全国協会に評議員会というのがございまして、そこに交付金配分の基本的事項が諸られるかつこうになつております。この評議員会の委員は農林水産大臣の任命という形になつております。

それから、通商産業省の関係でございますが、競輪及びオートレースにつきましても、交付金の配分先を含めた事業計画につきましては、通産大臣の諮問機関であります車両競技審議会に諮られることがあります。これも同様に委員は通産大臣の任命という形をとつております。

それからさらに、船舶振興会の関係でございまして、これが交付金運用専門委員会というものに付されることがあります。これは船舶振興会会长の委嘱ではございますが、その任命に当たりましては運輸大臣の承認を得ることが前提になつております。

○岩垂委員 会長の委嘱で大臣が任命するという

した者を構成員とする第三者機関の意見を徴すること。第三者機関がどういうふうに設けられてゐるのか。あるいは「交付金の配分が決定したときは、逓減なく、対象団体、交付金の額等を公表すること」というふうな項目が具体的にある。

ルールについて、問題を感じていらっしゃいますか。

○三上説明員 お答え申し上げます。

競艇の場合につきましては、他の公営競技の場合と法律の構成等に若干違いがございます。したがいまして、全く横並びのかつこうにいたしますと、法律改正等の問題にならうかと思ひますが、現行の運用でいま申し上げましたような形の運用をしておる、こういう状況でございます。

○岩垂委員 運用をしているということ、この答申に盛られている精神から考えていかがなものかというふうにはお考えになりませんでしたかと

いうことを私は聞いておるのであります。

○三上説明員 この件につきましては、なお今後とも慎重に検討するというのが運輸省の基本的な態度でございます。

○岩垂委員 慎重に検討するということは、会長の委嘱で大臣が任命するという手続は、ほかとの横並びという議論は、法律上の問題を言つておるのではないのですよ。第三者機関にという意味は、その公平を期していく、社会的に見てそれがまどまだと思われるようなルールを担保するわけであります。そういう意味から言うと、ちょっと不自然だと思いますので、改善措置について検討しておりますというふうに理解してよろしくございま

すか。

○三上説明員 その点も含めまして検討しておるという状況でございます。

○岩垂委員 運輸省、間に合わないか——じゃしょがない、時間が来たからいいです。

これは大臣にお尋ねをいたしますが、船舶振興会やいま私が指摘しました自転車振興会あるいは小型自動車振興会、それぞれ行政管理庁の監察対象になつたわけです。実はこの前あなた、篠川さんにおきんと言つてますかとやりとりしました。そして問題点をきんとして、それらの問題について政府が方針を示す、こういうことについて私は宇野さんともやりとりしたこと�이ざいました。

中曾根長官にお伺いしますが、先ほど剰余金の問題についていろいろなやりとりがございました。

私は、このようないわゆる公営のギャンブルが大きな収益を上げている、そしてその資金といふものが法律の保護のもとでということになるだろうと思うのですけれども、必ずしも明確でない、明朗でないあるいは公平でないということはだれでも感じいらっしゃることだと思う。これ

が大きくなっています。

○中曾根国務大臣 いわゆるギャンブル法人と言

われるのは、おのおの性格が違つておるものもあると思いまして、一様に扱うこともいかがと考える節がございます。しかし、いわゆる振興法人と言つておる、社会福祉やあるいは機械産業の振興やあるいは地方公共団体のためにも活用されておるところであると思いますが、いやし

くもそういうような法人という形をもつて活躍しております以上は、社会の疑惑を受けないよう

に、公正に活動、機能が行われるよう、われわれも常時監督をし、必要な機関を通じて公正な活動が行われるように督励していかなければならぬ

であります。

○岩垂委員 私、運輸省を呼んだのですが来ていません。先ほど御答弁をいたいた方は港湾局の方ですから、関係ではないだらうと思うのです。

来てないというのはどういうことなんですか。私はさつきメモでちゃんと渡しましたよ。——手違

いがあつたそぞうでありまして、どっちの手違いかよくわかりませんが、私はちゃんとメモにしてお渡しをして、呼んでくださいと頼んだのですが、

来ていません。恐らくは時間が間に合わないと思

うがない、時間が来たからいいです。

これは大臣にお尋ねをいたしますが、船舶振興

会やいま私が指摘しました自転車振興会あるいは

小型自動車振興会、それぞれ行政管理庁の監察対

象になつたわけです。実はこの前あなた、篠川

さんにおきんと言つてますかとやりとりしま

した。そして問題点をきんとして、それらの問題

について政府が方針を示す、こういうことについ

て私は宇野さんともやりとりしたこと�이ざいました。

○中曾根長官にお伺いしますが、先ほど剰余金の問題についていろいろなやりとりがございました。

いうものは、国民の目から見て疑惑のないような対応をしなければならぬ、そして行政監察の対象になさつた。だとすれば、この辺のところを余り

へっぴ腰でなくしてきちんとやつていただきたい。大変な金額なんです、これは。いまの競輪だけでも一兆円を超えております。こういう状態をお願いをしておきたいと思うのです。

行政改革、第二臨調について質問をいたしてま

いました。私どもは、党内でさまざまな議論がございました。そして、その上に立つて私どもの

態度を決めました。率直なところ臨調の設置法案でござりますから、入れ物を決める議論であります。その中身が一体これからどうなつていくのだと

ろうかということを考えると、正直なところ多く

の不安を感じざるを得ません。行政改革が国の大

きな課題であることを否定するものではございませんけれども、そこに働いている労働者の気持ち、家族の気持ちをも含めて考えますと、やはり

その行く末に対しても重大な関心を寄せざるを得ない、これが私どもの気持ちであります。

せんけれども、そこには、そこで働く労働者の気持ち、家族の気持ちをも含めて考えますと、やはり

その行く末に対しても重大な関心を寄せざるを得ない、これが私どもの気持ちであります。

その点で、これからも臨時行政調査会の運営あ

るい、そのように思います。

いまは気持ちは、関心を持って見詰めてまいりたい

と思つておりますが、でき得べくんば国民に対し

て開かれた委員会としての機能を保障していただ

くこと、そして同時に、当該労働者の要求やある

いは気持ちというものを十分そんたくをしていた

だくこと、そしていたずらな行政サービスの低下

をなさないよう、それらの点を冒頭に申し上げ

ましたけれども、再度長官の御答弁を煩わして質

問を終わりたいと思います。

○中曾根国務大臣 岩垂委員からいろいろ御指摘

いたきました点は、よく慎重に検討いたしま

して、遺憾なきを期したいと思います。

○江藤委員長 中島武敏君。

私が最後の質問になりました

が、第二次臨調設置法案について長官にお尋ねし

ます。

いろいろとたくさんお尋ねしたいと思つておりますので、どうぞひとつ簡潔に御答弁をお願いいたします。

不正腐敗を一掃して清潔な行政を実現すること

は、行政改革の重要な眼目でなければならないと

思います。そこで具体的にお尋ねしたいのです

が、すでに長官から、情報公開法あるいはプライバシー保護法についての答弁がこの委員会であります。

そこで私、この問題に関連して機密保護法

の問題についてお尋ねをしたいわけであります。

不正腐敗を一掃して清潔な行政を実現すること

は、行政改革の重要な眼目でなければならないと

思います。そこで具体的にお尋ねしたいのです

が、すでに長官から、情報公開法あるいはプライ

バシー保護法についての答弁がこの委員会であります。

そこで私、この問題に関連して機密保護法

の問題についてお尋ねをしたいわけであります。

情報公開、プライバシー保護の法制化に便乗し

て機密保護法やスパイ防止法制定の企てがいわば

見え隠れしているという状態であります。政府と

して、臨調とともに、機密保護法制定を検討す

べきではないと私は思います。政府として検討す

ることをお約束いただけますか。

○中曾根国務大臣 臨調がどういう御答申をなさ

るかわかりませんが、臨調の御答申を待つて検討す

ない、臨調が仮に答申をしても実行しないとい

う法の問題についてお尋ねをしたいわけであります。

○江藤委員長 御答弁をいたいた方は港湾局の

委員長、ちょっと資料の配付をお許しいただき

たいと思います。

○江藤委員長 資料を配つてください。

○中島(武)委員 この委員構成の実態につきま

しては、経済関係審議会の委員構成の問題につきま

しては十一ページ、十二ページにござります。

これを見ますと、前回、私ここでもちょっとお尋ね

したことがあります、が、財界あるいは大企業の代表が七五年は五九・一%であったものが七九年

には六二・八%というふうにふえてきておるわけあります。この点では私、委員構成の問題、財界、大企業の代表が重要な地位と比重を占めて審議会を牛耳つておる現状は改めるべきであるということを申しました。ブロック機関整理法案の審議の際にも、私の質問に対して長官は、財界、大企業の代表は、経済に対する見識を買われて入っているので、特に問題はないという趣旨の答弁をされました。

そこで、お尋ねしたいのですが、委員構成のあり方にメスを入れる、入れなければいけない、こういう考えは依然としておありでないのか。また臨調にも諸問題をされるというお考えはないのか、この点をしかと承りたいと思うのであります。

○中曾根国務大臣 審議会の委員は、おののその審議会の目的に応じて学識経験者なり客観的な公正な人材を選出されておるものと確信をしております。われわれ、第二臨調をつくるに際しまして、その審議会問題というものを、これは前から申し上げますように、委員の方々がみずから審議すべき対象を御選定いただくことになつておるものでありますから、われわれの方からとやかくここで申し上げる段階ではないと思っております。

以上でござります。

○中島(武)委員 非常に残念であります。これは非常に重要な問題の一つだと私は思つてゐるのであります。その点では、前回の答弁それから今回答弁を聞いても、自主的に臨調の委員の人たちがと言われるのですけれども、政府として積極的に諮問をして答申を得るというようにするべきではないかと私は思います。

これに関連しまして、特殊法人の運営問題を調査審議する運営審議会あるいは運営評議会があります。この委員構成も各省庁の審議会と全く同様であります。十三ページをごらんいただければおわりと思ひますけれども、ここにもやはり財界、大企業の代表が六四・一%を占めているのが実態であります。中には一〇〇%財界、大企業の代表で占めているという日本硫安輸出株式会社の審議会を牛耳つておる現状は改めるべきであるといふことを申します。

そこで、お尋ねしたいのですが、委員構成のあり方にメスを入れる、入れなければいけない、こういう考え方には依然としておありでないのか。また臨調にも諸問題をされるというお考えはないのか、この点をしかと承りたいと思うのであります。

○中曾根国務大臣 これもそのおののその審議会の目的に応じて学識経験者なり客観的な公正な人材を選出されておるものと確信をしております。われわれ、第二臨調をつくるに際しまして、その審議会問題といふものを、これは前から申し上げますように、委員の方々がみずから審議すべき対象を御選定いただくことになつておるものでありますから、われわれの方からとやかくここで申し上げる段階ではないと思っております。

以上でござります。

○中島(武)委員 非常に残念であります。これは非常に重要な問題の一つだと私は思つてゐるのであります。その点では、前回の答弁それから今回答弁を聞いても、自主的に臨調の委員の人たちがと言われるのですけれども、政府として積極的に諮問をして答申を得るというようにするべきではないかと私は思います。

これに関連しまして、特殊法人の運営問題を調査審議する運営審議会あるいは運営評議会があります。この委員構成も各省庁の審議会と全く同様であります。十三ページをごらんいただけばおわりと思ひますけれども、ここにもやはり財界、大企業の代表が六四・一%を占めているのが実態であります。中には一〇〇%財界、大企業の代表で占めているという日本硫安輸出株式会社の審議会を牛耳つておる現状は改めるべきであるといふことを申します。

○中曾根国務大臣 これもそのおののその審議会の目的に応じて学識経験者なり客観的な公正な人材を選出されておるものと確信をしております。われわれ、第二臨調をつくるに際しまして、その審議会問題といふものを、これは前から申し上げますように、委員の方々がみずから審議すべき対象を御選定いただくことになつておるものでありますから、われわれの方からとやかくここで申し上げる段階ではないと思っております。

以上でござります。

してあります。  
以上でございます。

○中島(武)委員 おおむねそなつていているという答弁でしたが、はつきりしたことは結局わからぬと思います。

○中島(武)委員 おおむねそなつてているという答弁でしたらが、はつきりしたことは結局わからぬと思います。

○佐倉政府委員 実は、兼職数につきましては内閣官房の方で取りまとめておりますので、私どもは、非常に明瞭です。それはこれを見ていただければ非常に明瞭ですが、代理出席は認めてはならないのだ、この点ではやはり答申は守つていかなければならぬことがほとんど守られておらないわけではありません。ハペー

ジにこれについての一覧表を載せます。八ページにこれについての答申や閣議了解などで大臣会長制はとらない、委員の兼職を最高四とする、あるいは代理出席は認めない、こういうことが提言をされたり決定をされたことがあります。代理出席は認めてはならないのだ、こ

の点ではやはり答申は守つていかなければならぬのがこれはほとんど守られておらないわけではありません。八ページと九ページです。決定されてきました。八ページにこれについての一覧表を載せます。

○佐倉政府委員 代理出席は認めないものとすることとの意見が出されておりますことは承知しております。この是非につきましては、各審議会等それぞれの議事運営の問題でございまして、個別の判断によるべきであります。八ページと九ページです。決定されておりましたけれども、これは明白に閣議決定にしておりませんけれども、これは明白に閣議決定になりました。

○中曾根国務大臣 決めたことは守らせるようにいたしたいと思います。

○中島(武)委員 各種審議会の委員構成や運営を適正化するために、これらに関する通則を定めるべきであるといふ具体化されていないわけではあります。何一つ具体化されていないわけではありません。審議会通則を定める意思がおありかどうか、どうぞ、お答えください。

○佐倉政府委員 審議会等の設置及び運営の方について、昭和四十四年の閣議決定において原則的な方針が示されております。従来これに基づいていろいろ整理合理化が行われてきたところでございます。

○中島(武)委員 くどいようですが、次官の代理出席が常態化しておる、そのため開議要件それから議決要件を欠いている、こういう場合もあるわけであります。それにもかかわらず会議を開いて答申を議決するという異常な事態がいろいろと出ておりま

す。私はこういうことは即刻改めるべきである、答申もあれば閣議決定もある、即刻改め

るべきであると思ひますけれども、行管庁の態度はどうなんですか。

○佐倉政府委員 先生のおっしゃるとおり、今後十分検討してまいりたいと思います。

○中島(武)委員 私は長官にちょっと伺いたい。鈴木内閣というのは都合の悪い閣議決定は守らぬでよろしい、まさかそう思つてはいるわけじゃないであります。しかし、前回お尋ねし今回お尋ねされますか。

○中島(武)委員 おおむねそなつているといふことを伺つたことは結局わからぬと思います。

○佐倉政府委員 実は、兼職数につきましては内閣官房の方で取りまとめておりますので、私どもは、非常に明瞭です。それはこれを見ていただければ非常に明瞭ですが、代理出席は認めてはならない

○中島(武)委員 第一次臨調の答申は「審議会等を法律上の機関として設置する基準のほか、答申・意見の取扱い方式、議事運営の準則、報酬の基準等、審議会等に関する通則を法定する。」こういうふうに答申しているのです。これは法定するということを答申しているのであります。あなたはいま、私はまだ聞いてもいない——わかりませんが、公開問題を答弁されましたけれども、法定するということについてはどうですか。

○佐倉政府委員 今後なおよく検討されるべき問題だと考えております。

○中島(武)委員 今後検討するということであつて、この第一次臨調が出来てから何年になると 思ひますか。ずいぶんになりますが、さらにまた 今後、こういうお考えだといふことがわかりまし た。

それで私は、通則にはアメリカのサンシャイン 法を参考にして会議公開の原則、事案審議に当たつての公聴会開催主義の原則を明記すべきであると考えますが、公聴会の問題については、前回の 審議のときにも長官から答弁がありました。しかし同時に、会議公開の原則をやるべきであると思 いますが、長官どうでしようか。

○中曾根国務大臣 案件により、あるいは会議の 性格によって、おののその会議の構成員が適否 を決めるべき問題であると思います。一律に、原則的に物を決めるとは必ずしも適当でないと思 います。

○中島(武)委員 どうも大変消極的に聞こえます。この臨調法案には、運営に関する事項が何も規定されておらないわけあります。本来私は法律に明記すべきだと思いますけれども、いま申し上げました公聴会、また会議を公開にするという二つの原則を少なくとも政令には明記するべきであります。長官どうでしよう。

○中曾根国務大臣 政令にそういうことを書くこ とについては、私は消極的意見であります。

○中島(武)委員 それでは引き続き別の問題につ

いてお尋ねいたします。天下り人事の問題につ

いてお尋ねいたしました。しかし、一向に是正されていないわけ

を認めています。天下り人事については、第一次臨調でさえもその弊害と規制の甘さを問題にして、特殊法人への横すべり的天下りは公社、公団等を設立した趣旨から見て適当でない、このように述べています。また民間企業への天下りについては「離職後二年間は、離職前五年間に密接な関係のあった民間企業へは、事由のいかんを問わず転出できないこととすべきである。」このように提言をしています。ところがこの問題は、天下り人事というのはその後一向に改善されないままです。お配りしてあります資料の十六ページから二十四ページをごらんいただきますと、このことが非常にはつきりすると思 います。先日、私もこの委員会で長官にこの件につ いてお尋ねしております。お尋ねしたところが、天下りが多いのはよくない、できるだけ減らすよう精力的に努力を する、こういう答弁がありました。

○中島(武)委員 関連してもう一つこの問題で伺います。自衛官の防衛産業に対する天下りは全く野放しになっています。これは御存じだと思います。しかも一般職のよう審査会の審査結果が国会にさ れ報告されない仕組みになっているのです。自衛官の天通りについても、私は現行国公法並みに国会へ報告するという方向で法律改正を検討するよ うに諮問するべきであると思います。諮問するべきだと言うと、長官は諮問についてはどうも同じ 答えが返ってくるのですけれども、この自衛官の天下り禁止問題について法律改正を考えられます。

○中曾根国務大臣 この点も中島委員の御意見どして承っておきます。

○中島(武)委員 これもまた関連して伺います。民間企業に籍を置いたまま委嘱調査員などの名で公務に従事し、政府情報入手などの利権を握る天上がり職員が、今日なお各省省庁が公表したものだけでも百人前後に上るわけであります。これらお配りしました資料の二十五ページに載つております。八〇年の九月末現在で九十四名という数字になつてゐるわけであります。この問題について法定されておるわけであります。これをフランス並みに離職後五年間に延長することが必要なのであります。長官どうでしよう。

○中島(武)委員 これが単に注意でできることか なやみの存在であるのでは止する旨の答弁が行われました。しかし、一向に是正されていないわけではありません。天上がり人事一掃のための方策を検討すべきではないでしょうか。

○中曾根国務大臣 前にどういう答弁を政府がし たか知りませんが、私の現在の考え方を申し上げま すと、やはりこれは民間の知恵や活力を導入する ためには、先ほど申し上げたとおり臨調が自主的に決 定して臨調に諮問するべきではないかと私は思 います。が、長官の見解を伺いたいと思います。

○中島(武)委員 これは、先ほど申し上げたとおりも禁止する、そういう法律改正をやらなければならぬと思うのです。この点も重要な問題とし て臨調に諮問するべきではないかと私は思 います。が、長官の見解を伺いたいと思います。

○中曾根国務大臣 これは、先ほど申し上げたとおりも禁止する、そういう法律改正をやらなければならぬと思うのです。この点も重要な問題とし て臨調に諮問するべきではないかと私は思 います。が、長官の見解を伺いたいと思います。

○中島(武)委員 これが単に注意でできることか なやみの存在であるのでは止する旨の答弁が行わ

○中曾根国務大臣 臨調に諮問する云々ということは、先ほど申し上げたとおりであります。中島委員の御意見として承っておきます。

○中島(武)委員 臨調に諮問するかどうかということは別として、こういうやり方がよろしいと思いますか。先ほど申し上げたように、設置根拠もばらばらで、非公務員もいる。だから守秘義務がないわけですから、いろいろと筒抜けになつていい。しかも重要な政策決定に参画しているというこのシステム、このあり方、これについてはどうですか。

○中曾根国務大臣 各省における顧問、参与はそれほど重要な政策決定に直接参画しているとは思ひません。時に応じて来てもらって参考意見を微するという程度であります。ライン上の仕事には参画していないと私は思つております。

○中島(武)委員 大事な仕事に参画していないと長官は言い切つておられます。が、必ずしもそうでないではないでしょうか。これは具体的に事実を明らかにすればはつきりすることだと思ひます。

それで、この各省の顧問、参与問題と同じよう、特殊法人にも顧問、参与の制度があるわけであります。これは二十八ページのところに載せてあります。これも私は、特殊法人における財政官発着のやはり腐敗構造の重要な支柱の一つになっているというように考へるわけであります。これらもやはり臨調に諮問するとか、あるいはまた是正するとかいう措置を図らなければならないといふふうに考へるのでけれども、いかがでござりますか。

○中曾根国務大臣 やはり民間の知恵や運営方針、活力を導入するという意味においては意味のあるやり方であると思います。これがために莫大な費用を要したり、あるいは機密が不当に漏れるということは注意しなければなりませんけれども、普通に行われているような程度では、これはそれほどがめ立てすべきものではない、むしろ活用されているのではないかと思います。

○中島(武)委員 これはずいぶん長官と見解を異にするところであります。

では次に、行政運営通則の制定問題について伺います。

これまで各種の行政改革関係の審議会から数回にわたって行政運営に関する通則を制定すべきであります。提言が行われてきました。だがしかし、これらの答申はたなざらにされたまま今日に至つておるわけであります。情報公開法、審議会公開とともに、予算編成過程の公開、重要な許認可事項の許認可過程の公開を含む公正、民主的な行政運営通則が制定されるならば、わが国の行政は国民本位の清潔な行政実現に向けて大きな一步を踏み出すことになると私は確信します。同時に、行政経費の浪費を大幅に削減し、財政危機打開にも大きく寄与することができると確信するものであります。

いま述べましたような各種の公開原則を含む公正、民主的な行政運営通則を速やかに確立するとともに、臨調にもそのあり方を検討するよう諮問するべきであると考えますが、いかがでしょう。

○中曾根国務大臣 政策形成過程を公開するといふことは、途中で百花齊放を引き起こして、必ずしも能率的ではないであろうと思います。

○中島(武)委員 そうでしょうか。これは私は違いました。たとえば不正談合入札などによる国費の浪費は膨大な額に上るわけであります。が、航空機疑惑防止対策協議会の席上で、私が扱ったケースで驚いたのは、談合入札が前の日に花井元検事総長は、公共事業は全部決まっている、予定入札の金額には賄賂が入っている、こういうふうに語つておるわけあります。また第一次臨調の委員でありました太田薰氏によりますと、花井元検事総長は、公共事業は

いまの半値ができるというのが検察内部の定説だつてある、こういうふうに語つておるわけあります。たしかねます。

○秋本会計検査院説明員 お答えいたします。

ただいまのリストでございますが、私どもこのことになりましょうか。非常に膨大な額であります。

す。それから会計検査院のペテラン調査官も「会計検査情報」の誌上で、公共事業の入札のあり方に対する意見を入れたら、財政再建にもどれだけ大きく影響するかわからない、よく三Kと言われるが、それに匹敵するかもしれない、こういうふうに言っておられるわけであります。公正、民主的な行

政運営通則をしっかりと確立をして、こうしたむだを省くべきではないかと思います。臨調に對しても、公共事業の入札のあり方にメスを入れて、その改善方策を検討するよう諮問するべきであると考えますけれども、どうでしょうか。

○中曾根国務大臣 臨調問題は、先ほども申し上げたとおりであります。入札制度等は厳重に監督しなければならぬと思つております。

また、先ほどおっしゃいました花井さんや太田さんのお話というものは、恐らく断片的な極端なお話で、普通のお話ではないと私は思います。

○中島(武)委員 予算編成期などに特殊法人が監督省庁や大蔵省の幹部を高級料亭に接待したり、あるいは各省庁が大蔵省の幹部を接待するというようないわゆる宴会接待行政がすごいぶんとやられお話で、普通のお話ではないと私は思います。

○中曾根国務大臣 政策形成過程を公開するといふことは、途中で百花齊放を引き起こして、必ずしも能率的ではないであろうと思います。

○中島(武)委員 そうでしょうか。これは私は違いました。たとえば不正談合入札などによる

国費の浪費は膨大な額に上るわけであります。が、航空機疑惑防止対策協議会の席上で、私が扱

ったケースで驚いたのは、談合入札が前の日に花井元検事総長は、公共事業は

全部決まっている、予定入札の金額には賄賂が入

っている、こういうふうに語つておるわけあります。また第一次臨調の委員でありました太田薰

氏によりますと、花井元検事総長は、公共事業は

全部決まっている、予定入札の金額には賄賂が入

っている、こういうふうに語つておるわけあります。また第一次臨調の委員でありました太田薰

氏によりますと、花井元検事総長は、公共事業は

中で二月十三日の分につきましては確認ができます。それから九月の五日の分でございません。それから九月の五日の分でございません。それが、これは地方公共団体主催というようなものでござります。その余のものにつきましては、開催者あるいは開催の月日、金額など確認しております。

○中島(武)委員 二月十三日は、大蔵省の方では調べていない、通産省の方では確認できません。しかし、これは地方自治体によるものでござります。その余のものにつきましては、開催者あるいは開催の月日、金額など確認しております。

○中島(武)委員 二月十三日は、大蔵省の方では調べていない、通産省の方では確認できません。しかしそれ以外のものは全部確認ができるというまでものであります。すいぶんこういうことが予約された件と申しますのは、これは地方自治体によるものであります。それも確認はできない、しかしそれ以外のものは全部確認ができるというまでもうふうに言つておるところであります。九月五日五日の件と申しますのは、これは地方自治体によるものであります。それも確認はできない、しかしそれ以外のものは全部確認ができるというまでもうふうに言つておるところであります。

○中島(武)委員 二月十三日は、大蔵省の方では調べていない、通産省の方では確認できません。しかし、これは地方自治体によるものでござります。その余のものにつきましては、開催者あるいは開催の月日、金額など確認しております。

れでないから知らないのかといつたら、いま申し上げたように、また確認をいたいたよう、こういふことを知っておられるわけなんです。私はこれは非常に大変なことがいろいろやられていると思うのです。それで、ここの国費あるいは公費の浪費を一掃するためには会計検査院の権限、機能といったものを強化するための措置が必要なんじゃないか。そしてこのことも重要な問題として臨調に諮問されるべきなんじゃないかというよう私は考へるのです。臨調に諮問せよと言うと、長官の答弁は何か初めからわかっているような気がしてしまふのですけれども、いま確認されたここの実態について、長官はどう思われますか。

○中曾根国務大臣 むだなことはやめた方がいいと思います。

○中島(武)委員 会計検査院の機能、権限、これを強化するという方向で諮問されますか。

○中曾根国務大臣 諮問問題は前からお答え申し上げているとおりで、御意見として承っておきます。

○中島(武)委員 それでは次の問題に移ります。

私は、行政の基本は民生安定にある、そのように思っています。したがつて、国民の要望にこゝに思つております。したがつて、國民奉仕の見地に立たえる行政改革というのは、國民奉仕の見地に立つて民主的に推進されなければならないと思うのです。

そこで、お尋ねしたいと思いますが、まず一つは定員管理、定員配置の問題であります。

現在の定員配置のあり方には、國民生活に直結する分野で慢性的な定員不足を来す一方で、自衛隊や防衛庁などの不要不急部門で膨大な過剰定員が温存され、全体として大きなひずみと行政のむだがあります。たとえば総定員法の基礎となつた一九六七年度末予算定員と本年度末予算定員比べてみると、行政機関全体で本年度は一万八千八百九十八人増となつておりますが、その大部分が防衛庁の増員で占められております。一万六千九百八十三人であります。防衛庁と公安調査

警察庁の三府の本年度末定員は計三十万八千二十六人で、國の行政機関全体の定員百十六万九千四百七人の四分の一強を占めておるわけであります。これで、國民生活直結分野では、國立学校と國立医療機関では三万三千四百九十六人増と一定の増員が行われておりますが、國立医療機関などでは人事院が示しております二・八体制に入れないと気象関係、郵政事業、労働基準、職安、労働保険さらに食糧関係、治山治水関係、鉱山保安関係、

関係などでは計三万五千三百二十一人の減となつております。これは四十二ページ、四十三ページにあります。行政経費の浪費をなくし、税金を国民位に使うというのであるならば、大多数の国民にとって不要不急の部門の定員を大幅に削減をお尋ねをしたわけですが、わが党的こういう提案に対して、防衛庁の増員は内外の情勢から見て防衛を近代化し充実していくためにやむを得ない、この点はわれわれと共産党的考えが基本的になつてゐる行政改革というものは、國民生活向上に役立つ、こんなふうにお考へになつておられるのでしようか。

○中曾根国務大臣 それは日本の安全と独立に役立つておると思います。

○中島(武)委員 重ねて伺います。憲法違反の公安調査の定員を減らさないのは、これもまた民生安定に役立つ、國民に対するサービス向上に役立つ、こんなふうにお考へになつていらつしやるのでしょうか。

○中曾根国務大臣 國家統治行為の重大な内容であります。

○中島(武)委員 公安調査の調査対象には、日本共産党を含めている。これは治安に役立つといふ見解はいただけない。私はここのことは憲法に違反した行為じゃないかというよう思つてあります。あるいは労働基準監督署や職安の定員が行はれておりますが、國立医療機関などでは人事院が示しております二・八体制に入れないと必要な定員が十分確保されないといった問題があることは長官も御存じのとおりであります。さらには食糧関係、治山治水関係、鉱山保安関係、氣象関係、郵政事業、労働基準局、職安の定員の話であります。あるいは労働基準監督署や職安の定員、これもなぜこんなに減らさなければいけないのであります。あるいは労働基準監督署や職安の定員は一体どう考へておるのだろうということをぜひ聞きたいものだと思うわけであります。

○佐倉政府委員 労働基準局、職安の定員の話であります。現在の厳しい財政事情のもとにございますが、現在の厳しい財政事情のもとにあります。行政経費の浪費をなくし、税金を国民位に使うというのであるならば、大多数の国民にとって不要不急の部門の定員を大幅に削減をお尋ねをしたわけですが、わが党的こういう提案に対して、防衛庁の増員は内外の情勢から見て防衛を近代化し充実していくためにやむを得ない、この点はわれわれと共産党的考えが基本的になつてゐる行政改革というものは、國民生活向上に役立つ、こんなふうにお考へになつておられるのでしようか。

○中曾根国務大臣 それは日本の安全と独立に役立つておると思います。

○中島(武)委員 重ねて伺います。憲法違反の公安調査の定員を減らさないのは、これもまた民生安定に役立つ、國民に対するサービス向上に役立つ、こんなふうにお考へになつていらつしやるのでしょうか。

○中曾根国務大臣 國家統治行為の重大な内容であります。

○中島(武)委員 それは日本船舶振興会であります。これは日本船舶振興会であります。委員と意見を異にいたします。

○中島(武)委員 関連をしてちょっと伺いたいと思います。

五十五年度で七百七十四億円の収益金をモーターボート競争の収益金から吸い上げることを予定して、笛川良一氏みずからが会長などにおさまつておる各種の財團法人などに補助金としてばらまいておる。これは日本船舶振興会であります。このだけではなくて各種のギャンブル関係の特殊法人があります。これに抜本的なメスを入れてそのあり方を公正、民主的なものに改める、収益金なども厳重にチェックすべきであるといふように思つておる。これについては長官の見解を伺いたいと思います。

○中曾根国務大臣 先ほど私、御答弁申し上げましたように、いわゆるギャンブル法人と言われるものは、ある意味においては地方公共団体の財源にもなつております。民間の皆様も重大な関心をお持ちであると思つております。しかし、ギャンブル行為といふことは、国民の皆様も重大な関心をお持ちであると思つております。したがつて、これらが公正に行はれることが望ましいのであります。そういう観點から私たち関係機関を通じて常時監督していかなければならぬと思います。

○中島(武)委員 これはどういうふうにあるべきかということを、單に監督するだけではなくておられます。

くて、臨調でも審議をしてもらうという考えはありませんか。

○中曾根国務大臣 先ほど来申し上げましたように、臨調に諮問すべきことにつきましては累次お答え申し上げたとおりであります。

○中島(武)委員 次の問題であります。国家の統治機能と行政組織の設置規制との関係について第一次臨調は次のように言っています。「内閣自体の自律的な組織編成権を大幅に認めるべきである。」というふうに言いまして、「現行の国家行政組織法を改正し、「組織の編成権は、原則として、」政令以下の段階で定めることすべきである。」こういうふうに提言をしております。政府はこれにこたえて、一九七一年以降三回にわたりて国家行政組織法改正案を国会に提出しました。

しかし、これらは広範な国民の反対でいずれも廃案に追い込まれました。その後、前大平内閣は正面突破戦をあきらめて、各省設置法を一括改正して、地方支分部局と付属機関の設置規制を政令以下に移すという迂回戦術に転換をして、今春の通常国会で成立をしたわけであります。これに続いて大平内閣が、部局増を伴わない本省厅機構の改編を政令以下の命令でできるような各省設置法の改正を企図されましたが、これは志半ばにして倒れられたわけであります。こういうのを見ていますと、自民党政権はこれまで一貫して内閣の組織編成権の強化を目指してきたというようにどれるわけであります。

行政管厅の次官でありました小田村氏あるいは平井氏などは、現職の時代から繰り返し、行政改革を困難にしている構造的要因の一つに立法院による行政権の規制があるとして、内閣の組織編成権強化の必要性を主張しまして、さらにまた経団連などの財界首脳部も、国会による内閣の規制が行政事務の膨張と停滞を招いているというふうに言いました。国会と行政政府との関係改善の必要性を繰り返し政府に要望してきてることはよく御存じのとおりであります。

そこで、私が伺いたいのは、内閣の組織編成権

の強化という方向は政府の一貫した方針なのかないう問題であります。長官の見解を伺いたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 国鉄運賃やたばこの値段等についても弾力条項が認められておりますが、内閣の組織編成についても重要ならざるものについては弾力条項が認められることが望ましいと思ひます。

○中島(武)委員 今度臨調をやられる、そうした場合に改めて内閣の組織編成権の強化についての方策を提言するかもしれません。そうした場合、やはり政府としてはこれを実行するということになるわけでしょうか。

○中曾根国務大臣 諒問の問題は前からお答え申しているとおりであります。

○中島(武)委員 私は諒問をお尋ねしたのではありません。答申が出てきたあるいは意見が出てきただというときには、やはり政府はそれを実行するか、このようにお尋ねしたのです。

○中曾根国務大臣 これは法文にも「尊重しなければならない」と書いてありますので、検討して

いるところです。憲法の六十六条で行政機関の法定主義の原則を非常に高らかにうたい上げておるわ

けであります。憲法の六十六条で行政機関の法定主義の原則についての見直しを図つております。憲法の六十六条で行政機関の法定

主義の原則を非常に高らかにうたい上げておるわ

けであります。憲法の六十六条で行政機関の法定

主義の原則を非常に高らかにうたい上げておるわ

けであります。憲法の六十六条で行政機関の法定

主義の原則を非常に高らかにうたい上げておるわ

けであります。憲法の六十六条で行政機関の法定

主義の原則を非常に高らかにうたい上げておるわ

れわれはものを考えたいと思つております。もしそれに對していろいろ答申が出てきた場合には、その答申をよく検討した上で尊重していかたい、そのように思つております。○中島(武)委員 仕事減らしあるいは行政の守備範囲の見直し、この問題について伺いたいのです。○中曾根国務大臣 これに関連をして、行政の守備範囲の見直しの基本方向の問題についてなんですか。そのように思つております。○中島(武)委員 仕事減らしあるいは行政の守備範囲の見直し、この問題について伺いたいのです。○中曾根国務大臣 除く除かないは、臨調委員が自主的に決めていたくのが適当である。しかしながら言つておりますが、それは当然国家統治の中に入る仕事ではないかと思ひます。

○中曾根国務大臣 これに關連をして、行政の守備範囲の見直しの基本方向の問題についてなんですか。そのように思つております。○中島(武)委員 仕事減らしあるいは行政の守備範囲の見直し、この問題について伺いたいのです。○中曾根国務大臣 除く除かないは、臨調委員が自主的に決めていたくのが適當である。しかし、國家統治という大きな觀点から見れば、それらは当然国家統治の中に入る仕事ではないかと思ひます。

○中島(武)委員 これに關連をして、行政の守備範囲の見直しの基本方向の問題についてなんですか。そのように思つております。○中島(武)委員 仕事減らしあるいは行政の守備範囲の見直し、この問題について伺いたいのです。○中曾根国務大臣 除く除かないは、臨調委員が自主的に決めていたくのが適當である。しかしながら言つておりますが、それは当然国家統治の中に入る仕事ではないかと思ひます。

○中曾根国務大臣 除く除かないは、臨調委員が自主的に決めていたくのが適當である。しかしながら言つておりますが、それは当然国家統治の中に入る仕事ではないかと思ひます。

○佐倉政府委員　ただいま先生から研究報告の中身についてございましたが、ただいまの仕事減らしということに關係しますと、そのうちの民間活動への介入限界について、規制監督行政の分野における規制の緩和あるいは保護助成行政の分野における民間能力の活用、あるいは政府直轄事業部門の見直し、こういったところが仕事減らしに非常に関連があるのでないかと考えております。

これらの点につきましては、今回の行政改革におきましてもそういう観点から取り組もうとしている官業の民業への移行というような問題を考えるに当たつて、この研究会の報告は大いに参考になるものであるというふうに考えております。

○中島(武)委員　長官も大体同じと考えてよろしいでしようか。

○中曾根国務大臣　ただいまの政府委員の御答弁のとおりであります。

○中島(武)委員　次の問題ですが、地方自治の問題についてお尋ねしたいと思っております。

私は、国民本位の民主的な行政改革にとつては、地方自治を拡充する方向で国と地方自治体の間の事務、権限、税財源を民主的に再配分する地方行政改革はどうしても必要なことであると思うのであります。私どもは、これまで繰り返し、次のような方向で地方行政改革に着手するよう提案してきました。

それは、第一に、機関委任事務を原則的に廃止し、現実性、民主性、自主性、総合性の四原則に基づいて事務、権限を再配分すること、第二に、中央省庁の権力的な許認可命令権など条例制定権として廃止する、当面、廃止、統合、移譲、規制緩和の区分に従つて抜本的な縮小、合理化を断行すること、第三に、現行補助金を教育補助金あるいは福祉補助金、農林補助金などの形ができるだけ大項目に統合して、地方自治体がみずから必要に応じて内容を選択し得る総合補助金方式に改めること、そして補助金行政を通ずる中央省

府の官僚的統制を排除して、繁雑な事務手続から地方自治体を解放すること、さらに第四に、起債許可制度の廃止など、地方自治を保障する行財政構造を実現すること、こういうことを私どもは繰り返し主張してきたわけであります。そしてこういう方向で民主的な地方行政改革が実行されるならば、地方自治の拡充と國、地方を通ずる行政機構、定員、事務の合理的な再編成を一體的に進めることができます。そこで、お尋ねしたいのですが、わが党が提起したこういう地方行財政改革の基本方向というのには、実はわが党だけの主張ではありません。これが具体的にお尋ねしますが、全国知事会や自治省、行管などは、こうした方向で行革が実行され場合は神戸委員会以降の地方制度調査会が繰り返し政府に提言をし、地方六団体などの地方自治体関係者が繰り返し政府に要望してきた積年の課題であります。

具体的にお尋ねしますが、全国知事会や自治省、行管などは、こうした方向で行革が実行された場合、補助金制度改革分だけでも数千億円のコストダウンになる、全体では相当膨大な経費節約が可能であると言つておりますけれども、どの程度の経費節減になるか、大ざっぱな試算でよろしくですからわかつたら御説明をいただきたいと思います。

○佐倉政府委員　先生のお話、国と地方公共団体との間での事務、それに伴う権限あるいは税財源の配分等、非常にむずかしい問題がいろいろ入つております。その程度もいろいろございますが、またその整合性等もいろいろ問題になるわけですがございますので、国と地方との間での範囲の再配分が行われるかという非常にむずかしい点がございまして、必ずしも明確でない点がござります。

○中島(武)委員　まあ四千億あるいはもっと多くの五千億かもしれない、非常に改革の余地がある問題なんですね。そしてまた地方六団体などが繰り返し政府に対して要請をしておるところであります。ですから私は、こういうことも今度の臨調においては大いに検討されしなるべきじゃないかというように思つておられます。

そこで、お尋ねしたいと思うのですが、どんな行政機構も、大臣であるとかあるいは次官、局長の意思が敏速かつ正確に行政機構のあらゆる段階に到達をするように仕組まれる必要があります。そのための一つの方法として、行政機構とそれを支える公務員制度をピラミッド型に編成するということが古くから行われてきたわけであります。階級、職級ごとに細分化された給与体系、研修と職務評価、試験を中心とする昇給制度などがそのために導入されてきたと私は理解をいたしております。第一次臨調は公務員に関する改革意見でどう述べているか、幾つかのことを述べておりますが、メリットシステムの確立、管理、監督者の養成と管理意欲の高揚、人事管理機能の強化、職階制度の実施とその活用、勤務評定の完全実施と評定結果の給与制度運用との結びつけ、表彰制度の改善と報償制度の設定、こういったことを打ち出してきたわけであります。それからさつき私言いましたが、メリストシステムの強化、教育訓練の充実など、行政管理基本問題研究会もその研究報告の中

手続の問題点及び改善策」ということで行管の増島監察官が書いておられるものですが、この一番最後のところに「個々の補助金事務手続に要する人件費を中心とするコストも、正確な推計は困難な面があるものの、全国知事会が指摘するようになります。

そこで、お尋ねしたいのですが、わが党が提起したこういう地方行財政改革の基本方向というのには、実はわが党だけの主張ではありません。これは補助金の事務手続の改善の問題なんですが、これが相当膨大なものとなつていると考えられる。」というのですが、これは具体的にいよいよ実はわが党だけの主張ではありません。これぞ、行管では「一体どれくらいというふうに考えていますか。

○佐倉政府委員　いまのお話は、補助金の事務手続にしまして各地方公共団体等がやつておりましたその事務量がどれくらいあるかというお話をございまして、これをそれに従事しております職員の人工費等から勘案しますと、かなり膨大な事務量になるであろう、事務量のエスティメートとしての数字でございます。まあ四千億がそこらになります。

○中島(武)委員　まあ四千億あるいはもっと五千億かもしれない、非常に改革の余地がある問題なんですね。そしてまた地方六団体などが繰り返し政府に対して要請をしておるところであります。ですから私は、こういうことも今度の臨調においては大いに検討されしなるべきじゃないかというように思つておられます。

そこで、お尋ねしたいと思うのですが、どんな行政機構も、大臣であるとかあるいは次官、局長の意思が敏速かつ正確に行政機構のあらゆる段階に到達をするように仕組まれる必要があります。そのための一つの方法として、行政機構とそれを支える公務員制度をピラミッド型に編成するということが古くから行われてきたわけであります。階級、職級ごとに細分化された給与体系、研修と職務評価、試験を中心とする昇給制度などがそのために導入されてきたと私は理解をいたしております。第一次臨調は公務員に関する改革意見でどう述べているか、幾つかのことを述べておりますが、メリットシステムの確立、管理、監督者の養成と管理意欲の高揚、人事管理機能の強化、職階制度の実施とその活用、勤務評定の完全実施と評定結果の給与制度運用との結びつけ、表彰制度の改善と報償制度の設定、こういったことを打ち出してきたわけであります。それからさつき私言いましたが、メリストシステムの強化、教育訓練の充実など、行政管理基本問題研究会もその研究報告の中

ど、公務部門を支える公務員管理の面からの方策の検討の必要性を提言をしているわけでありました。最近のことですが、政府も公務員給与改定に関する取り扱いについて、十月二十八日でしたか閣議決定を行つておられる。ここでも勤務成績本位の人事運用の措置を講ずるということを述べておるわけであります。これらはピラミッド型行政機構を支える公務員制度の確立を目指すものであつて、やはり第二次臨調では、こうした方向に沿つて新しい時代に対応した公務員制度のあり方を検討することになるんじやないかと私は思うのですけれども、一貫した流れから言いますと、そんなふうに理解をしてよろしいでしょうか。

○中曾根国務大臣 第一次臨調の公務員制度に関するいまのようないろいろな御提言は、私はおおむね妥当なものであると思っております。しかし、第一次臨調におきましては、委員がかかるものでありますから、どういう結論を出すか、いま予断はできないと思つております。

○中島(武)委員 私は率直に言いまして、第一次臨調が答申をした、意見を述べた方向ですね。これは一番典型としてわが国の場合にはどこが当たるかということですけれども、警察と自衛隊は、どうして上意下達の官僚主義がはびこるのではないかというように思つておるわけであります。こういうピラミッド型の公務員制度のもとでは、どうして国民要求の反映を困難にするのじゃないでしょうか。それから公務員制度の問題も実はこうした公務員制度に深く根差していると私は思つております。その点では私は、国民本位で民主的な行政改革を進めるためには、こういう公務員制度こそ抜本的に転換するべきじゃないのかと考へるわけでありますけれども、長官はどうでしょう。

〔委員長退席、愛野委員長代理着席〕  
○中曾根国務大臣 やはり公務員制度は、昔からよくテラーシステムであるとかあるいは日本で

はJ.K運動であるとか、いろいろさまざまなもので、最後にもう一つお尋ねいたします。  
○中島(武)委員 時間も終わりに近づきましたので、最後にもう一つお尋ねいたします。

はJ.K運動であるとか、いろいろさまざまなもので、最後にもう一つお尋ねいたしました。  
○中島(武)委員 時間も終わりに近づきましたので、最後にもう一つお尋ねいたしました。  
○中曾根国務大臣 行政を実現するためには、公務員労働者がその政治活動の自由、組合活動の自由が保障されなければならぬと思うのであります。公正、民主的な給与、昇格制度を確立することも必要であります。公務員労働者が国民とともに下から行政の民主化、効率化を進めて、文字どおり憲法でいうところの全体の奉仕者としての役割りを發揮するようすべきであると思います。私は、組合活動や政治活動の自由が保障され、また公正、民主的な給与、昇格制度を確立する、こういう方向で公務員管理、公務員制度の改善方策を臨調で検討されるべきではないのか、このように思つのであります。

○中島(武)委員 万般の問題にわたつていろいろときょうは長官の見解をお尋ねいたしました。  
〔愛野委員長代理退席、委員長着席〕  
かなりわかりましたけれども、しかしどもなかなか意見が一致しないのが大変残念であります。民主的な行政改革こそがいま望まれているんだといふことを最後に申し上げて、私の質問を終わります。

○江藤委員長 これにて本案に対する質疑は終りました。  
○中島(武)委員 人民管理方式を私は何もここで述べたわけではありません。公務員が本当に全体の奉仕者として活動できるためには、やはり政治活動の自由や組合活動の自由がきちんと保障される必要があります。実態はどうかといえば、そういう実態になつてないからこそ私はこのことを主張したわけであります。また大変公正で民主的な給与や昇格制度というのも必要だと思います。

○中島(武)委員 日本共産党を代表して、臨時行政調査会設置法案に対する修正案を提出者より趣旨の説明を求めます。中島武敏君。  
○江藤委員長 この際、日本共産党中央島武敏君から本案に対する修正案が提出されております。提出者より趣旨の説明を求めます。中島武敏君。

言うまでもなく、民生安定こそ国民主権の現憲法下の行政の基本であります。国民の期待にこたえる当面の行政改革は、清潔な政治、国民への奉仕、地方自治の拡充、公務員の全体の奉仕者としての役割りの発揮を基準に、民主的に構成、運営される調査審議機関を設けて進めるべきであります。本修正案は、臨時行政調査会を国民本位の民主的行政改革の実践課題を具体化し推進する機関として役立てる見地から提案するものであります。

修正案の案文は、お手元に配布したとおりであります。

以下、その概要を申し上げます。

第一は、臨時行政調査会の設置目的については、政府案を全面修正し、一、国民全體に奉仕する清潔で、むだのない民主的な行政の実現に資すること。二、地方自治体の自主性を拡大する方向で國と地方の事務、権限、税財源を再配分し、そ

の民主的で健全な発達に資することを明記する」ととしたことがあります。

第一は、一、大企業奉仕の諸機構や自衛隊、公

安調査院など、国民にとって不要不急の諸機構と

その事務、事業、定員の縮小、廃止。二、地方自

治権の拡充強化のための方策を具体化するため、

所掌事務に所要の修正を加えたことあります。

第三は、調査会の調査審議に、国民各層の意見

が正しく反映できるような委員構成を実現するた

め、内閣総理大臣の一方的な委員任命方式に縛り

をかけることとしたことがあります。すなわち、

調査会は、日本学術会議、地方六団体、労働組合

の全国組織及び内閣が推薦する者から両議院の同

意を得て内閣総理大臣が任命する委員各三人、計

十二人で組織することとしております。

第四は、調査会の公正、民主的な運営を確保す

るため一、会議公開の原則二、公聴会開催主

義の原則を新たに明記することとしたことがあり

ます。

以上が、修正案提出の理由と修正案の内容の概要であります。

何とぞ同僚各位が御賛同くださることをお願い申し上げて、修正案の趣旨説明を終わります。(拍手)

○江藤委員長 これにて修正案についての趣旨の

説明は終わりました。

この際、本修正案について、国会法第五十七条の規定により、内閣に意見があればお述べください。中曾根行政管理府長官。

○中曾根国務大臣 ただいまの修正案につきましては、政府としては反対であります。

ます。上原康助君。 討論の申し出がありますので、順次これを許して討論に入ります。

○江藤委員長 本修正案について別に発言の申し出もありません。

これより本案及びこれに対する修正案を一括し

て討論に入ります。

上原康助君。

○上原委員 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました臨時行政調査会設置法案に對し、わが党の見解を述べ、態度を明らかにしたいと思います。

近年、わが国を取り巻く内外の経済社会情勢は大きく変化し、国民の行政に対する要請も多様化しております。行政がこの変化に適切に対処し、要請にこたえるため、その体制を整えることが強く求められており、行政改革が重要な政治課題の一つかとなつておることは否定するものではありません。

せん。

申し上げるまでもなく、行政機構や制度は、とかく固定化し、硬直化する傾向があり、これを防

止し、是正するためにも行政改革は常に不斷の努

力を傾けて行わるべきであり、ただ単に財政再

建の名のもとに、減量経営や人員整理の一とき行

政整理的な考え方で進められるべきものではないと

考えます。

わが党は、行政改革について、從来から公正、

民主、効率的な行政の実現のため、民主、公開、

参加、分権を前提とし、国民の理解と協力のもと

に、中長期の見通しに立って行政諸制度の改革を行ひ、国民の要請に的確にこたえるべきであると

の立場を明らかにしてまいりました。

昭和三十六年に、行政の根本的な体質改善を図る改革案の答申を目指して設置されたいわゆる第

一次臨時行政調査会は、約三年の歳月と多額の費

用を費やして、昭和三十九年に行政における総合

調整機能の強化、民主化の徹底、膨張抑制と中央

集権の排除等を主眼として十六項目にわたる答申

を政府に提出したのであります。十六年後の今

日、答申の基本的な部分は実現を見るに至つてい

ないことは、きわめて遺憾であります。

第五は、調査会の目的が、まじめに働く公務員

労働者に無用の不安、動搖を与える人員整理等を

意図するものであつてはならないということであ

ります。当法案の審議の過程において、わが國の

公務員の数は先進諸国の中では決して多くはな

く、むしろ、一番少ないと、またその質はフラン

シスと同じく優秀であることが中曾根行政管理

府長官みずから答弁で明らかにされており、また

長官は、わが党の委員の質問に対し、調査会は公

務員の人員整理を目的としているものではないこ

とを明確に答弁しておるのであります。この

際、これらの点を明確にしておきたいと考えま

す。申は、再び絵にかいだもちになりかねません。ま

た、反対に税制調査会の増税の考え方を、政府の政

策に先行させようとする例にも見られるように、

調査会の意見を先行させ、その意見を政府の隠れ

單に行政諸制度のあり方等を答申しても、その答

申は、再び絵にかいだもちになりかねません。ま

た、反対に税制調査会の増税の考え方を、政府の政

策に先行させようとする例にも見られるように、

最後に、政府は行政機関の不正、不祥事等を厳しく戒めるとともに、討論の初めにも申し上げま

したとおり、行政改革は、単に財政再建という観

点のみで進められるべきものでなく、民主、公

開、参加、分権という理念を前提とし、行政サ

ービスの向上、福祉の向上を目指す国民本位の改革

であるべきであります。そのため、審議の過程で

わが党の委員が明らかにしたように、不必要と

思われる補助金等を整理し、第二の予算となつて

いる財政投融資の現状を改め、特殊法人の見直し

等も図るべきであります。

以上、日本社会党の見解を述べ、この臨時行政

調査会設置法案に賛成するものであります。た

だいま表明したわが党の意見に沿い、第二次臨調

が運営されるよう今後、深い関心を持つて監視し

てまいる考え方であることを明らかにしておきたい

と思います。

次に、共産党提出の修正案についてであります。

第三は、調査会の運営についてであります。

第四は、調査会の運営についてであります。

第五は、調査会の目的が、まじめに働く公務員

労働者に無用の不安、動搖を与える人員整理等を

意図するものであつてはならないということであ

ます。しかし、高級官僚の天下りに対する法的規制との強化、宴会、接待行政など行政経費の浪費一掃に向けた会計検査院制度の改善、政財官癡着の打破等々を調査会に諮問することに行管庁が積極的な態度を示したように、清潔、公正、民主的な行政という今日的な行政改革の課題は抜け落ちています。また、いわゆる軍事、公安関係の改革、削減問題が初めから聖域化され、大企業への各種の補助金など不要不急の諸経費削減にも政府が消極的であるような状況では、第二次臨調を積極的に評価することは不可能であります。

調査会の委員任命も、法案では「優れた識見を有する者」、国会の同意を得ると記されているだけで、総理大臣の一方的な委員任命方式が貴かれています。これは財界中心という第一次臨調の枠組みと基本的に大差ないものとなることは、すでに審議を通じて明らかなどころであります。調査会の運営も、会議の公開、傍聴、公聴会、国会への定期報告などが明記されておらず、密室化の危険をはらんでいます。

さらに、国と地方の行政のあり方を検討するとされていますが、知事公選制の廃止を含む道州制の導入がもしも調査会で検討されるなら、憲法の地方自治の原則に照らしても事は重大であります。わが党は、道州制を調査会の検討課題にしないとの保障を政府に求めたものの、残念ながら、そのような言明を得ることはできませんでした。調査会の目的の一つとなつている官業と民業のあり方の検討も、アメリカのたばこ輸入拡大の要求に日本の国益を犠牲にし、たばこ、アルコールなどの専売制を壊して、国民の財産を大企業に引き渡したり、福祉、教育など生活直結部門を他に肩がわりさせて住民の負担増を招くという結果になりました。

日本共産党は、以上のような立場から、政府提出の第二次臨調設置法案に反対、修正案に賛成するものであります。あわせて、わが党は、真に国民本位の清潔、公正、効率的で民主的な行政改革を目指してこれからも努力することを表明して、

討論を終わります。(拍手)

○江藤委員長 これにて討論は終局いたしました。

どうもありがとうございました。(拍手)

第八条 調査会の会議は、公開するものとする。ただし、委員の三分の一以上からの要請があるときは、公開しないことができる。

○江藤委員長 次回は、来る二十日木曜日午前十時理事会、十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時五十九分散会

#### 臨時行政調査会設置法案に対する修正案

第一条中「社会経済情勢の変化に対応した適正化が合理的な行政の実現」を「国民に奉仕する民衆的かつ能率的な行政の実現及び国と地方公共団体との間の適正な行政事務の再配分等による地方公共団体の自主性の拡大」に改める。

第二条第一項中「行政制度及び行政運営の改善」を「行政組織その他の行政制度及び行政運営の改善並びに国と地方公共団体との間の行政事務の再配分等」に改める。

第四条中「九人」を「十二人」に改める。

第五条のうち、第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げる。第二項中「前項」を「第一項」に、「同項に定める資格を有する者のうちから」を「両議院の同意を得ないで」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の委員のうちには、次に掲げる者を含まなければならぬ。

一一日本学術会議が推薦した者 三人  
二 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の三に規定する連合組織が共同推薦した者 三人  
三 労働組合が組織する全国的な団体が推薦する者 三人

○中曾根国務大臣 ただいま臨時行政調査会設置法案を可決していただき、ありがとうございます。中曾根行政管理厅長官

第八条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第十条を第十二条とし、第七条の次に次の二条を加える。

		内閣委員会議録第一号中正誤		(会議の運営等)	
ペジ	段行誤	八	四	五	乗余金
同	第三号中正誤	一	未	一	ないかといふ
ペジ	段行誤	四	四	三	統合の目的
三	一六出損	私から	私なら		
ペジ	段行誤	正			
同	第四号中正誤				